中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

田対照条文一覧 金融先物取引法(昭和二十四年法律第七十七号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	金金	〇 預	白自	○協	○商	○鉱	〇中	○輸	○輸	〇中	(新 旧
四号)四号)四号)四号)四号)111111111	融先物	金保险	車	同	店街	工業技	小企業	出	出入	小企業	対照冬
四号)四号)四号)四号)四号)111111111	取引	法	害賠	によ	興組	術研	不団体	産業の	以引法	来等協	文一
四号)四号)四号)四号)四号)111111111	法(四	昭和加	償保赔	る金融	合法	究組合	の組織	振興に	(昭 和	同組合	覧)
四号)四号)四号)四号)四号)111111111	和六	十六	法(事業	(昭和	法(に関	関す	二 十	$\overline{}$	
四号)四号)四号)四号)四号)111111111	十三年	年法律	昭和三	に 関 す	三十七	昭和二	する法	る法律	七年法	昭和一	
四号)四号)四号)四号)四号)111111111	- 法律	第三	十年	る法	年法	十六	()		律第	十四	
四号)四号)四号)四号)四号)111111111	第七十	十四号	法律第	$\overline{}$	律第 百	年法律	昭和二	和二十	百	年法律	
一四号 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	七号)		九十七	和二十	四十	第八一	十二元	九年	十九日	:第百二	
一四号 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :		:	七号)	十四年	一 号)	十一号	午法律	ハ月二	万)::	十一	
一四号 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	:	:	:	法律第	:		第百八	法	:	号).	
一四号 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	:	:	:	石 八·	:	:	十五	第百	:	:	
	:	:	:	十三号	:	:		土一四	:	:	
	:			•	:	:			:	:	
	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
131 129 126 124 100 94 78 72 62 1	:	:	:	:	:	:	:	-	:	:	
131 129 126 124 100 94 78 72 62 1	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
131 129 126 124 100 94 78 72 62 1	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
131 129 126 124 100 94 78 72 62 1	:			:	:	:			:	:	
131 129 126 124 100 94 78 72 62 1	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
131 129 126 124 100 94 78 72 62 1	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
131 129 126 124 100 94 78 72 62 1	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
131 129 126 124 100 94 78 72 62 1	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
	•	: 129	: 126	: 124	: 100	: 94	: 78	: 72	: 62	: 1	

○中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号) 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

協同小組合、火災共済協同組合又は信用協同組合のうちのい 「協同組合連合会にあつては、その種類に従い、協同組合、一の三・二」(略) 共済協同小組合)	第七項に規定する特定共済組合に該当するものにあ一の二 事業協同小組合にあつては、協同小組合 (第組合)	見言に合身言は発見なこ変ないののこのでは、は発怒引一 事業協同組合にあつては、協同組合 (第九条の二第七項にい。	第六条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならな(名称)		改正案
合のうちのい 協同小組合、火災共済協同組合又は信用協同組合のうちの一、協同組合、 三 協同組合連合会にあつては、その種類に従い、協同組合、一の三・二 (略)	にあつては、	第七項に 一 事業協同組	ければならな 第六条 組合は、その名称中に、左の文字を用いなければならな(名称)	目次 第一章 (略) 第二章 中小企業等協同組合 第二章 中小企業等協同組合 第六節 (略) 第六節 (略)	現行

ずれかを冠する連合会 済組合連合会に該当するものにあつては、 (第九条の 九第四項に規定する特定共 その種類に従い、

共済協同組 共済協同 小組合のうちのいずれかを冠する

連合会)

2 3 (略) (略)

組合員の資格等

第八条 者又は事業協同小組合で定款で定めるものとする。 事業を行う前条第一項若しくは第二項に規定する小規模の事業 区内において商業、 事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地 工業、 鉱業、運送業、サービス業その他の

2

3 業を行うもの)とする。 務省令で定める事業を行う前条第一項又は第二項に規定するす は、これらの事業者のうち、 べての小規模の事業者 区内において商業、 火災共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、 工業、 (その地区が全国にわたる組合にあつて 鉱業、 定款で定める一の業種に属する事 運送業、 サービス業その他主 組合の地

4 組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内 を行う前条第 において商業、 府令で定める者で定款で定めるものとする。 おいて勤労に従事する者その他これらに準ずる者として内閣 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内 一項若しくは第二項に規定する小規模の事業者、 工業、 鉱業、 運送業、 サービス業その他の事業

4

5

略

5

を冠する連合会

兀 略

2 3 略

第八条 又は事業協同小組合で定款で定めるものとする。 事業を行う前条第一項若しくは第二項に掲げる小規模の 区内において商業、 、組合員の資格 事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、

工業、

鉱業、

運送業、サービス業その他

0

事業

組合

0

地

2

(略)

3 を行うもの)とする。 ての小規模の事業者(その地区が全国にわたる組合にあつては 務省令で定める事業を行う前条第一項又は第二項に掲げるすべ 区内において商業、 これらの事業者のうち、 火災共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、 工業、 鉱業、 定款で定める一の業種に属する事 運送業、サービス業その他 組合の 地

合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内に において商業、 令で定める者で定款で定めるものとする。 おいて勤労に従事する者その他これらに準ずる者として内閣 を行う前条第一項若しくは第二項に掲げる小規模の事業者 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、 略 工業、 鉱業、 運送業、 サービス業その 組合の地区内 他の事 業 府 組

(事業協同組合及び事業協同小 組合)

第九条の二 部又は一部を行うことができる。 事業協同組合及び事業協同小組合は、 次の事業の全

の事業に関する共同事業 加工、 販売、 購買、 保管、 運送、 検査その他組合員

及び組合員のためにするその借入れ 組合員に対する事業資金の貸付け (手形の割引を含む。

組合員の福利厚生に関する事業

業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関 する事業 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組 合事

五. 新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための

六・七 略

2 5

略)

6 する保険会社をいう。 事業協同組合及び事業協同 (保険業法 (平成七年法律第百五号) 以下同じ。 小組合は、)その他これに準ずる者とし 組合員のために、 第二条第二項に規定 保険

て主務省令で定めるものの業務の代理又は事務の代行 (同条第二十六項に規定する保険募集をいう。 以下同じ。 (保険募

及びこれに関 …連する事務として主務省令で定めるものに限る

を行うことができる。

7 項第1 一号の規定により共済事業 (組合員その他 の共済契

・業協同組合及び事業協同小組合)

第九条の二 事業協同組合及び事業協同小組合は、 次の事業の全

部又は一部を行うことができる。 生産、加工、販売、購買、保管、 事業に関する共同施設 運送、 検査その他組合員

0

び組合員のためにするその借入 組合員に対する事業資金の貸付 (手形の割引を含む。 及

組合員の福利厚生に関する施設

業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事 提供に関

する施設

五. 新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する施 組合員の新たな事業の分野 の進出 の円滑化を図るための

設

2 5 六・七 略

(新規

新規

10 \(\)
15 9 8 合員」 営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、 うことができない。 という。 組合員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なもの の規定の適用については、 模の事業者であるもの」とし 及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規 行政庁の承認を受けたときは、 附帯する事業並びに前項に規定する事業のほか、 の再再共済の事業を行う事業協同組合(以下「特定共済組合」 を行うことによつて負う共済責任の再共済若しくは再共済責任 政令で定める基準を超えるもの又は組合員たる組合が共済事業 協同組合若しくは事業協同小組合であつてその組合員の総数が として主務省令で定めるものをいう。 金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして 約者から共済掛金の支払を受け、 ついての第三項の規定の適用については、 (あつせん又は調停) てはならない。 請に係る事業が当該特定共済組合の業務の健全かつ適正な運 共済事業及び第六項に規定する事業における事業協同組合に 行政庁は、 「組合員及び組合員と生計を一にする親族」とする。 とあるのは (略) は、 前項ただし書の承認の申請があつたときは、 同項の規定にかかわらず、共済事業及びこれに 組合員並びに組合員と生計を一 ただし、 同項ただし書中「組合員」とあるの 主務省令で定めるところにより、 この限りでない。 事業協同小組合についての同項 共済事故の発生に関し、 以下同じ。 同項ただし書中 他の事業を行 これを承認 にする親族 を行う事業 当該 共済 組 6 5 11 (新規 (新規

~ 11 (略)

(あつせん又は調停)

ることができる。 おないときは、行政庁に対し、そのあつせん又は調停を申請すりないときは、行政庁に対し、そのあつせん又は調停を申請す、当該交渉ができないとき又は団体協約の内容につき協議が調第九条の二の二 前条第十二項の交渉の当事者の双方又は一方は

2~4 (略)

(共済規程)

規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、共済第九条の六の二事業協同組合及び事業協同小組合が、共済事業

令で定める事項を記載しなければならない。 契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して主務省2 共済規程には、共済事業の種類その他事業の実施方法、共済

3 再共済 場合における前項の規定の適用につい という。 動車損害賠償責任共済 済の契約によつて負う共済責任の再共済(以下「責任再共済」 令で定める事項を記載しなければならない。 事業協同組合が自動車損害賠償保障法 以下 第五条 又は責任再共済の契約によつて負う再共済責任の再 責任共済等 (責任共済等の契約の締結強制) (以下「責任共済」という。 という。 ては (昭和三十年法律第九 事業を行おうとする 同項中 に規定する自 共済事業 責任共

2~4 (略)

(共済規程)

第九条の六の二 程」 うとするときは、 責任の再再共済 いう。 三十年法律第九十七号) 「再共済」 という。)を定め、 に規定する自動車損害賠償責任共済 責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済 という。 事業協同組合が、 以下 責任共 責任共済等」 済等に関する共済規 第五条 行政庁の認可を受けなければならない 又は再共済の契約によつて負う再共済 (責任共済等の契約の締結強 自動車損害賠 という。 (以 下 程 償保障法 「責任共済」 以下 の事業を行お 「共済規 (昭和

ない。

共済掛金に関して主務省令で定める事項を記載しなければなら

2 共済規程には、責任共済等の事業の実施方法、共済契約及び

(新規)

関して主務省令で定める事項」とする。
は、「責任共済等の事業の実施方法、共済契約及び共済掛金には、「責任共済等の事業の実施方法、共済契約及び共済掛金に関して主務省令で定める事項」とあるの種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準

4 (略)

(共済の目的の譲渡等)

第九条の六の三 目的は、 用する同条第三項ただし書に規定する組合員 組合の承諾を得て、 目的がその譲渡により第九条の二第九項において読み替えて適 の権利義務を承継することができる。この場合において、 ては、 て「組合員等」という。 譲受人は、 当該共済契約の期間内は、 共済契約の共済の目的が譲渡された場合におい 共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小 その目的に関し譲渡人が有する共済契約上)の財産でなくなつたときは、 組合員等の財産とみなし、 (以下この条にお 当 該

項第三号、第三項及び第九項の規定を適用する。 を除く。)において、その際締結されていた共済契約の目的の を除く。)において、その際締結されていた共済契約の目的の ときは、当該財産は、当該財産に係る共 なくなつた財産があるときは、当該財産は、当該財産に係る共 でなくなったことにより組合員等の財産で

(商品券の発行)

3

(略)

(新規

第九条の七 (略)

(火災共済協同組合)

2 前項各号に掲げるも第九条の七の二 (略)

3 三項中 条第一 て読み替えて準用する第九条の二第三項ただし書」と、 条第三項ただし書」とあるのは て第八条第三項に規定する小規模の事業者であるもの」と、 る親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であ の六の三の規定を準用する。 は 同条第 火災共済協同組合については、 組合員」 「第九条の七の二」と読み替えるものとする。 項中「第九条の二第九項において読み替えて適用する同 第九条の二第 項第三号、 とあるのは 第三 項第三号、 「組合員並びに組合員と生計を一にす 一項及び第九項」 この場合において、 「第九条の七の二第三項におい 第九条の二第三項及び第九条 第三項及び第九項」 とあり、 同項ただし書 及び 同条第 とある 同項中 同

第九条の七の三及び第九条の七の四 削除

第九条の七 (略)

(火災共済協同組合)

2 火災共済協司組合は第九条の七の二 (略)

の総額の百分の二十を超えてはならない。
利用分量の総額は、その事業年度における組合員等の利用分量に構成する者(以下「組合員等」という。)以外の者の事業のに構成する者(以下「組合員等」という。)以外の者の事業のに構成する者(以下「組合員等」という。)以外の者の事業のに構成する者(以下「組合員等」という。)以外の者の事業を利用させ

(新規)

(共済金額の制限)

。以下同じ。)を締結することができない。額を超える火災共済契約(火災共済事業に係る共済契約をいう第九条の七の三、火災共済協同組合は、主務省令で定める共済金

(商法等の準用)

第九条の七の五 組合」 済契約について ことの 定は共済事業を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合又は 火災共済協同組合(以下この条において「共済事業を行う協同 項及び第六百六十四条を除く。) という。 あ る損害をてん補することを約し共済掛金を収受する共 商法第二編第十章第一節第一款 同節第一 が締結する一 款 (火災保険) 定の偶然の事故によつて生ずる (損害保険の総則) の規定は火災共済協 (第六百五十条 の規

(火災共済の目的の譲渡等)

第九条の七の四 済契約の期間内は、 組合員等の財産でなくなつたときは、 的に関し譲渡人が有する火災共済契約上の権利義務を承継する おいては、 の規定を適用する。 ことができる。 譲受人は、 この場合において、 火災共済契約の共済 組合員等の財産とみなし、 火災共済協同組合の承諾を得て、 の目的 当該目的がその 当該目的は、 が譲渡された場合に 第九条の七の一 当該火災共 譲渡により その目

された場合について準用する。 前項の規定は、死亡、合併又は分割により共済の目的が承継

3 産でなくなった財産があるときは、 的のうち、 を除く。 の七の二の規定を適用する。 る火災共済契約の期間内は、 組合員等が組合員等でなくなつた場合 その組合員等でなくなつたことにより組合員 において、 その際締結されていた火災共済契約の目 組合員等の財産とみなし 当該財産 (前 は 項に規定する場合 当該財[.] 産に係 祭の財

(商法等の準用)

災共済契約について準用する。第二款(火災保険)の規定は、火災共済協同組合が締結する火第一項及び第六百六十四条を除く。)(損害保険の総則)及び第九条の七の五 商法第二編第十章第一節第一款(第六百五十条

契約に 運送品 間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。 同 約について 規 組 定 合が 定の 規定は共済事業を行う協同組合 が 規定は共済事業を行う協同組合 \mathcal{O} のうち 締結する人の生存又は死亡 締結する 締結する火災共済契約につい 損害をてん補 金額を支払うことを約し それぞれ準用する。 第六百六 同 章第 定 することを約し共済掛金を収受する共済 の偶然の事故によつて生ずることのある 十四四 一節 条に (第六百八 係る規 共 (当該人の余命が 済掛金を収受する共済契 十三条第 (火災共済協同 (火災共済協同組合を除 定を除く。 同節 第 項に掲げる準 款 組合を除 定の 生命 運 送 期 保 保

2

2

十五条 対する説明) 組合の共済契約の募集について、 つい 第三百条 共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九 同組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う協同組合の 該組合のために共済契約の締結の代 済事業を行う協同組合の共済代理店 規定は共済事業を行う協同組合の役員及び使用人並びに当該 7 共済代 制限) 保険業法第二百七十五条第一項第二号及び第二項 当該 て、 並 びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う協同 (自己契約の禁止) の規定は共済代理店について、 理店 同 の規定は共済事業を行う協同組合の共済契約の募集に 組 (禁止行為) 法第二百八十三条 合の の規定は共済契約の募集を行う共済事業を行う協 (これらの者の役員及び使用人を含む。 役員又は使用 の規定は共済事業を行う協同組合及びそ (所属保険会社等の賠償責任) 人でないものを 同法第二百九十四条 .理又は媒介を行う者であつ (組合の委託を受けて、 いう。 (保険募集) に つい 以 (顧客に 下同 <u>の</u> 当 U 共

第 らの者の役員及び使用人を含む。)について、 法第二百九十五条 募集を行う火災共済協同 第二百九十四条(顧客に対する説明) う当該火災共済協同 当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人が 契約の募集について、 募集を行う組合員について、 共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人について、 賠償責任)の規定は火災共済協同組合の役員及び使用人並びに 号 (立入検査等) (禁止行為) の規定は火災共済協同組合及びその組合員 保険業法 項第三号 (保険募集 (平成七年法律第百五号) (登録の取消し等) (の制限) 第三百六条 (業務改善命令) (自己契約の禁止) 組合の火災共済契約の募集について、 同法第二百八十三条(所属保険会社等 組合の役員及び使用人並びに当該 の規定は火災共済協同 同法第三百条(第八号を除く。 の規定は火災共済契 の規定は 第二百 の規定は火災共済契約 1七十五 同法第三百五条 及び第三百七 火災共済契 組合の火災共 条第 約 \mathcal{O} これ 募集 火火災 同法 介約 項 同 行 第 \mathcal{O}

条第1 みをし のは 務省令」と、 回等) 会社等を子会社とする保険持株会社及び少 条に規定する特殊関係者のうち、 害保険代理店である」とあるのは 法第百六条の三第 録を受けた損害保険代理店」とあるのは「中小企業等協同 準用する。この場合において、 定による立入り、 提示等)の規定はこの項において準用する同法第三百五条の規 解除について 、済代理店について、 次条において同じ。 」とあるのは「共済事業を行う協同組合」と、 (外国損害保険会社等を含む。 及び第三百七条第一項第三号(登録の取消し等)の規定は 第三 項第七号及び第九号並びに第三百九条第 た者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は 一百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む 中 項 一百九十四条第三号、 の条及び第 規定は共済事業を行う協同組合に対し共済契約の申込 同法第三 企業等協同組合法第百六条の三第 次条又は第一 同法第二百七十五条第一 第五項及び第六項中 同法第三百十一条 一百条第 質問又は検査をする職員について、それぞれ 一号の届出がなされた共済代理店」と、 百 同法第三百九条 に規定する特定関係者及び第百九十四 一百八 条の 項第八号中 第二百九十五条第二項、 + 同法第二百七十五条第 におい 当該保険会社等又は外国 六条の登録を受けて」 「内閣府令」とあるのは (検査職員の証票の携帯及び 「共済代理店である」と 以下この編に 項第二号中 (保険契約の申込みの撤 特定関係者 額 保険持株会社等」 短期保険持株会社 項 第 号の届出を行っ (業務改善命 「次条の登 「損害保険会 おいて同じ 号、 第三百条 項第二 とある 組合 第二 主

は

部若しくは一部」 は」とあるのは 二百七十六条若 政庁」と、 第三百五条及び第三百六条中 それぞれ準用する。この場合において、 五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員に 携帯及び提示等)の規定はこの項において準用する同法第三 号及び第九号中 下この編において同じ。)」とあるのは を行う組合員につい 項第二号中「損害保険会社(外国損害保険会社等を含む。 「行政庁」と、 「次条の登録を受けた損害保険代理店」とあるのは「 同法第二百九十五条第二項並びに第三百条第 同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるの しくは第二百八十六条の登録を取り消し、 「第三号に該当するときは、 「内閣府令」 とあるのは「募集」と読み替えるものとする 「次の各号のいずれかに該当するときは、 同法第三百 とあるのは 「内閣総理大臣」とあるのは 十一 同法第二百七十五条第 条 「火災共済協同 |主務省令| ر کر (検査職員 「業務の について、 کر 項第七 証票の 組合 「組合 同法

同法第三百五条

(立入検査等)、第三百六条

のは 条の二 替えるものとする。 務の全部若しくは一 きは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消 とあるのは「行政庁」と、 若しくは同法第二十七条の二第三項に規定する火災共済規程」 十二条の二 国保険会社等を除く。 小企業等協同組合法第九条の六の二第 し、又は」とあるのは いう。) 」とあるのは 第四 同法第三百五条及び第三百六条中 「行政庁」と、 1条第二 |項に規定する子会社等をいう。 第二項各号に掲げる書類」 一項各号、 「該保険持株会社等の子会社 「子会社等 同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」 部」とあるのは 「第三号に該当するときは、」と、「業 並びに保険業を行う者以外の者をいう 第百八十 「次の各号のいずれかに該当すると (中小企業等協同組合法第六十 七条第三 「共済契約の募集」と読 とあるのは 一項に規定する共済規程 「内閣総理大臣」とある 一項各号又は第二百七 (保険会社等及び外 と 「定款又は中 同条第二項

(協同組合連合会)

第九条の九 協同組合連合会は、 きる。 次の事業の一 部を行うことがで

う。)の事業に関する共同事業 合連合会を直接又は間接に構成する者(以下「所属員」とい 生産、 加工、販売、購買、保管、運送、検査その他協同 組

五. 所属員の福利厚生に関する事業

業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関 所属員の 事業に関する経営及び技術の改善向上又は組 合事

(協同組合連合会)

第九条の九 きる。 協同組合連合会は、 次の事業の一部を行うことが

兀 う。)の事業に関する共同施設 合連合会を直接又は間接に構成する者(以下「所属員」とい 生産、 加工、販売、 購買、 運送、 検査その 他協同

六 五 所属員の福利厚生に関する施設

業に関 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事 する知識の普及を図るための教育及び情 報の 提 提供に関

する事業

八・九 (略)

ができない。 事業並びに第六項に規定する事業のほか、他の事業を行うことかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する2 前項第一号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にか

あつてその会員たる組合の組合員の総数が政令で定める基準を4 第一項第五号の規定により共済事業を行う協同組合連合会でてきなり

行うもの(以下「特定共済組合連合会」という。)は、同項のつて負う共済責任の再共済又は再共済責任の再再共済の事業を超えるもの又はその所属員たる組合が共済事業を行うことによ

項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。たらに附帯する事業並びに次項において準用する第九条の二第六規定にかかわらず、共済事業及び同項第二号の事業並びにこれ

ときは、この限りでない。

主務省令で定めるところにより、

行政庁の承認を受けた

を除く。)については、第九条の二第二項から第十五項まで5 協同組合連合会(第一項第一号又は第三号の事業を行うもの

する施設

設新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する施利の属員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための

八・九 (略)

2

事業並びに第五項の事業のほか、他の事業を行うことができなかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する前項第一号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にか

い。
「写五項の事業のほか」他の事

る事業のほか、他の事業を行うことができない。かかわらず、同項第二号及び第三号の事業並びにこれに附帯すり、明項第三号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定に

(新規)

を除く。)については、第九条の二第二項から第十一項まで及る。協同組合連合会(第一項第一号又は第三号の事業を行うもの

4

情えるものとする。 (第七項及び第九項(事業協同小組合に係る部分に限る。)を (第七項及び第九項(事業協同小組合に係る部分に限る。)を (第七項及び第九項(事業協同小組合に係る部分に限る。)を (第七項及び第九項(事業協同小組合に係る部分に限る。)を (第七項及び第九項(事業協同小組合に係る部分に限る。)を

| 6 | | 7 | | 略)

条の六の三第一項前段及び第九条の七の五の規定を準用する。 8 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第九

(経費の賦課)

より、組合員に経費を賦課することができる。 第十二条 組合(企業組合を除く。)は、定款の定めるところに

を賦課することができない。 事業(これに附帯する事業を含む。)について、組合員に経費事業の規定にかかわらず、共済事業を行う組合は、当該共済

(法定脱退)

第十九条 (略)

ことができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてする

び第九条の二の二から第九条の七までの規定を準用する。

5 · 6 (略)

条の七の四第一項前段及び第九条の七の五の規定を準用する。7 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第4

(経費の賦課)

(新見) に対しているところにより、組合員に経費を賦課することができる。 事業を行う協同組合連合会及び企業組合を除く。) は、定款の第十二条 組合(火災共済協同組合、第九条の九第一項第三号の

対抗することができない。

2

組合員は、前項の経費の支払について、

相殺をもつて組合に

(法定脱退)

第十九条 (略)

ことができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてする

までに、 弁明する機会を与えなければならない。 その組合員に対しその旨を通知し、 カン つ、 総会におい

二 <u>•</u> 三 長期間にわたつて組合の事業を利用しない組合員

3 (略)

(略

(共済事業を行う組合の出資の総額)

第二十五条 共済又は再再共済の事業を行うものを除く。)の出資の総額は のを除く。 特定共済組合 火災共済協同組合又は特定共済組合連合会(再 (再共済又は再再共済の事業を行うも

千万円以上でなければならない。

2 共済組合連合会の出資の総額は、 再共済若しくは再再共済の事業を行う特定共済組合又は特定 三千万円以上でなければなら

3 の総額は、 第九条の九第一 五千万円以上でなければならない。 項第三号の事業を行う協同組合連合会の出資

、火災共済協同組合の地 区

第 業を行う小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては 都道府県の区域の全部とし、 全国とする。 の事業者を組合員の資格とするものにあつては一又は二以上の一十六条(火災共済協同組合の地区は、第八条第三項の小規模 定款で定める一の業種に属する事

一十六条の二 地区は 他の都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合 都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合

> までに、その組合員に対しその旨を通知 弁明する機会を与えなければならない。 カン つ、 総会にお

長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 三 (略

3 略

(火災共済協同組合等の出資の総額

第二十五条 なければならない。 火災共済協同組合の出資の総額は、 二百万円以上で

(新規

2 0 総額は、 第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組 五百万円以上でなければならない。 合連合会の出資

(火災共済協同組合の地区)

第二十六条 規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては全国とする 区域の全部とし、定款で定める一の業種に属する事業を行う小 の事業者を組合員の資格とするものにあつては一の 火災共済協同組合の地区は、 第八条第三項の小規模 都道府県の

第二 は当該都道府県につき一 十六条の二 都道府県の 個とし 区域を地区とする火災共済協同 第九条の九第 項第三 一号の 1組合

の地区と重複するものであつてはならない。

災共済協同組合をもつて組織し全国を通じて一個とする。 第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、火

(創立総会)

2~7 (略) 第二十七条 (略)

8

するものに限定する旨を定款で定めた組合 項に規定する組合であつて、 十八条並びに第八百四十六条 第八百三十六条第一項及び第三項、 及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、 法第八百三十条、 定組合」という。 不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社 創立総会については、 効の 確認又は取消しの訴え) 第八百三十一条、 にあつては、監査役に係る部分を除く。) 第十一条の規定を、 その監事の監査の範囲を会計に関 (株主総会の決議の不存在若しく の規定 第八百三十四条 第八百三十七条、第八百三 (第三十六条の三第四 (以 下 創立総会の決議 「監査権限限 (第十六号 0 8

(設立の認可)

を準用する。

設立の認可を受けなければならない。書面を、主務省令で定めるところにより、行政庁に提出して、に事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した紀二十七条の二 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並び

組合連合会の設立にあつては、発起人は、前項の書類のほか、2 信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同

国を通じて一個とする。業を行う協同組合連合会は火災共済協同組合をもつて組織し

(創立総会)

第二十七条 (略)

2~7 (略)

にあつては、 九条の九第一 第八百三十六条第一項及び第三項、 及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、 は無効の確認又は取消しの訴え) 法第八百三十条、 不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、 十八条並びに第八百四十六条(株主総会の決議の不存在若しく 創立総会については、 監査役に係る部分を除く。 項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の 第八百三十一条、 第十一条の規定を、 の規定 第八百三十七条、 第八百三十四条)を準用する。 (信用協同 創立総会の決議 組合及び第 (第十六号 第八百三 組

(設立の認可)

書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならないに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した第二十七条の二 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並び

組合連合会の設立にあつては、発起人は、前項の書類のほか、2 信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同

た書面その他主務省令で定める書面を提出しなければならない業務の種類及び方法並びに常務に従事する役員の氏名を記載し

3 た書面 なければならない。 員の氏名を記載した書面その他主務省令で定める書面を提出 同組合連合会の設立にあつては、 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う 火災共済事業 (以下「火災共済規程」という。 額の 算出方法に関して主務省令で定める事項を記 実施 方法 共済契約 発起人は、 常務に従事する役 共済掛金及び責任 第一 項の書類 0

をしなければならない。は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の認可4.行政庁は、前二項に規定する組合以外の組合の設立にあつて

· _ (略)

ばならない。
号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の認可をしなけれ
「政庁は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各

一~四 (略)

- ばならない。
 号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の認可をしなけれる。行政庁は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各
- 容が法令に違反するとき。
 一 設立の手続又は定款、火災共済規程若しくは事業計画の内
- tat。 れるとき及び共済契約の締結の見込みが少ないと認められる一 共済の目的につき危険の分散が充分に行われないと認めら

た書面を提出しなければならない。業務の種類及び方法並びに常務に従事する役員の氏名を記載

らない。 学務に従事する役員の氏名を記載した書面を提出しなければな 出方法書又は再共済料算出方法書、責任準備金算出方法書及び 出方法書又は再共済料算出方法書、責任準備金算出方法書及び はか、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算 はか、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算 が、第一項の書類の とない。

3

ければならない。
は、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなは、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしな

4

一・二 (略)

一~四 (略)

- よゝ。 号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければなら6 行政庁は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各
- が法令に違反するとき。 一 設立の手続又は定款、事業方法書若しくは事業計画の内部
- れるとき及び共済契約の締結の見込が少ないと認められると一 共済の目的につき危険の分散が充分に行われないと認めら

見を有する者でないと認められるとき。 一 常務に従事する役員が共済事業に関して十分な経験及び識

でないと認められるとき。
、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適当四、火災共済規程及び事業計画の内容が経営の健全性を確保し

(設立の無効の訴え)

にあつては、監査役に係る部分を除く。)を準用する。人百四十六条(設立の無効の訴え)の規定(監査権限限定組合及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第二十二条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百三十二条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百

(定款)

を除く。)を記載し、又は記録しなければならない。第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事項あつては当該共済事業(これに附帯する事業を含む。)に係る第三十三条 組合の定款には、次の事項(共済事業を行う組合に

~十三 (略)

共済金額の削減及び共済掛金の追徴に関する事項を記載し、又2 共済事業を行う組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、

(新規

とき。の共済契約者の利益を保護するのに適当でないと認められるの共済契約者の利益を保護するのに適当でないと認められる出方法書の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他出方法書及出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算済掛金算出方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共

(設立の無効の訴え)

第三十二条 合にあつては、 第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の 八百四十六条(設立の無効の訴え) 及び第三項、 分に限る。)、第八百三十五条第一項、 一十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項 号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部 組合の設立の無効の訴えについては、 第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第 監査役に係る部分を除く。 の規定(信用協同組合及び 第八百三十六条第一項)を準用する。 会社法第 八百

(定款)

項を除く。)を記載し、又は記録しなければならない。は第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会にあつて第三十三条 組合の定款には、次の事項(火災共済協同組合及び

~十三 (略)

協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金2 火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う

は記 録し なければならない。

3 \ 8 略

(定款の備置き及び閲覧等)

第三十四条の二 この条において「定款等」という。 ければならない。 いつては、 定款、 組合は、 規約及び共済規程又は火災共済規程) 定款及び規約)を各事務所に備え置かな (共済事業を行う組合に 以下

2 • 3 (略)

(役員)

第三十五条 略

6

組合員 の総数が政令で定める基準を超える組合 (協同組合連合会にあつては、 会員たる組合の組 (信用協同組合及 合

その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子 合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、 び第九条の九第 は、 監事のうち 項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く 人以上は、 当該組合の組合員又は当該組

ることができない株式についての議決権を除き、会社法第八百 おいて決議することができる事項の全部につき議決権を行使す 七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる 、組合が総株主 (総社員を含む。 の議決権 (株主総会に

株式についての

議決権を含む。

0

過半数を有する会社をいう (会計参与が法人であると

下同

の取締役

会計参与

する事項を記載し、 額又は再共済金額の削減及び共済掛金又は再共済料の 又は記録しなければならない。 追徴に関

3 \ 8

(定款の備置き及び閲覧等)

第三十四条の二 ならない。 において「定款等」という。 組合は、 定款、 を各事務所に備え置かなけれ 規約及び共済規程 (以下この条

2 3 略

第三十五条 (役員) 略

2 5 略

(新規

7 9 11 10 当選人と定めるべきかどうかを総会(設立当時の役員は、創立 がないときは、 きは、 総会)に諮り、 かったものでなければならない 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて 第八項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者中に異議 その (略) 職務を行うべき社員) 指名推選の方法によつて行うことができる。 出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人 執行役若しくは使用人でな 6 5 8 10 9 略

12 • 13 略

とする。

(役員の資格等)

第三十五条の四 次に掲げる者は、 役員となることができない。

同様に取り扱われている者 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと

罪若しくは破産法 まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、 百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の この法律、 執行を終わり、 一十九号) 三百 |年を経過しない者 第 一百六十六条、 一十五号) の規定に違反し、 会社法若しくは中間法人法 又はその執行を受けることがなくなつた日 (平成十六年法律第七十五号) 第二百六十 第二百五十五条 第二百六十八条から第二百七十二条 又は民事再生法 第二百五十六条、 (平成十三年法律第 刑に処せられ、 (平成十 年法

前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し[、]

禁

(新規)

当選人と定めるべきかどうかを総会(設立当時の役員は、 がないときは、指名推選の方法によつて行うことができる。 第七項の規定にかかわらず、役員の選挙は、 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて 出席者の全員の同意があつた者をもつて当選 出席者中に異 創立

11 • 12 略

総会)にはかり、 人とする。

締役の行為の差止め)の規定を準用する。この場合において2 理事については、会社法第三百六十条第一項(株主による取第三十六条の三 (略)	監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しな2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、第三十六条の三 (略)
(新規)	満了する。 満了する。 満了する。 満合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に るものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした が三項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関す
げない。 終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨3 前二項の規定は、定款によつて、前二項の任期を任期中の最えてはならない。	げない。 終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨4 前三項の規定は、定款によつて、前三項の任期を任期中の最超えてはならない。
会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総(新規) とする。	総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を3 設立当時の役員の任期は、前二項の規定にかかわらず、創立2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。とする。
第三十六条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間(役員の任期)	第三十六条 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間(役員の任期)
	ない。 を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除る。)

ければならない。

5 4 3 監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めるこ 読替えは、 とができる。 る組合を除く。 あるのは ある株式会社を含む。 の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め 務省令」 与」とあるのは において から第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合 八十三条第 第三百八十 法第三百六十 十条第三 (取締役会設置会社にあっては、 合 前項 組合員 事については会社法第三百五十七条第 (第四十条の二第 総数が第三十五条第六項の政令で定める基準を超えない 0 項及び第一 規定による定款の定め 項の規定により読み替えて適用する同条第 「組合」と読み替えるものとするほか、 政令で定める。 同法第三 一条 協同組合連合会にあつては、 同法第三百四十五条第一項及び第二項中 項本文、 同法第三百八十八条中 条の規定を (第 項 「監事」と、 は、 一百八十四条中 第二項及び第三項並びに第三百八十四条 項を除く。 第二項の規定にかかわらず、その監事の 第三百四十五条第)」とあり、 項に規定する会計監査人の監査を要す 監事については同法第三百四十三 同法第三百八十二条中 がある組合においては、 取締役会) 「法務省令」 及び 「監査役設置会社 第三百八十二条、 「監査役設置会社」と 会員たる組合の組 項から第三項まで、 項 とあるのは とあるのは 必要な技術的 同法第三百六 項及び同 「会計参 (監査役 「取締役 第三百 事に 理 主 が 合 3

読み替えるものとする。、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復できない損害」と

社の代表)の規定を準用する。
「一方十四条(取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会会は、代式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)及び第三(株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)及び第三(株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)及び第三十三条(一位)の規定を準用する。

(新規)

ついては会社法第三百五十三条

第

二百六十条第

項及び第三

的読替えは、 るのは 項から第七項までの規定をそれぞれ準用する。 百六十四条の規定を、 同条第一 「主務省令」 項、 政令で定める。 第三 と読み替えるものとするほか、 一項及び第四項第二号中 監事については同法第三百八十九条第二 「法務省令」とあ この場合におい 必要な技術

6 号の事業を行う協同組合連合会については、 の規定により読み替えて適用する同条第一 前三 項 (第三項において準用する会社法第三百六十条第三項 の規定は 信用協同組合及び第九条の九第一項第 項の規定に係る部分 適用しない。

(新規

第三十六条の四 削除

(監事)

2 第三十六条の四 合の監事にあつては、 第九条の九第 監事 項 第 は、 会計に関するものに限る。 号の事業を行う協同 理事の職務の執行 組合連合会以外の組 (信用協同)を監査する 組合及び

項第一 四項及び第五項の規定を準用する。 合連合会以外の組合の監事については、 ものとする。 信用協同組合及び第九条の九第 二号中 「法務省令」とあるのは 項第 この場合におい 主務省令」と読み替える 会社法第三百八 号の事業を行う協同 こ 同条第四 -九条第

(理事会の決議

第三十六条の六 略

2 •

(略)

をした場合において、

当該提案につき理事

組合は、

第三十六条の六

略

(理事会の決議

理事が理事会の決議の目的である事項について提案 (当該事項について 4 2 • をした場合において、 組合は、 (略) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案 当該提案につき理事 (当該事項につい

て

- 22 -

磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査権限限定組合 ときを除く。)は、 以外の組合にあつては、監事が当該提案について異議を述べた 議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電 つたものとみなす旨を定款で定めることができる。 当該提案を可決する旨の理事会の決議があ

5

6 技術的読替えは、 による招集の請求)及び第三百六十八条(招集手続)の規定は 理事会の招集について準用する。 会社法第三百六十六条 政令で定める。 (招集権者) この場合において、 第三百六十七条 (株主 要な

(理事会の議事録)

第三十六条の七 ころにより、 記名押印しなければならない。 ているときは、 議事録を作成し、 出席した理事及び監事は、 理事会の議事については、 議事録が書面をもつて作成され これに署名し、 主務省令で定めると 又は

2 5 (略)

(理事の自己契約等)

らない。 該取引に 一十八条 理事は、 き重要な事実を開示し、 次に掲 げる場合には、 その承認を受けなければな 理事会におい 当

とき。 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとする 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との

> は、 を定款で定めることができる。 当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨 第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつて 磁的記録により同意の意思表示をしたとき(信用協同組合及び 議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電 監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、

5

6

事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、 集手続)の規定(信用協同組合及び第九条の九第 る部分を除く。 会社法第三百六十六条(招集権者) は、 理事会の招集について準用する。 及び第三百六十八条 項第 監査役に係 号の

(理事会の議事録)

第三十六条の七 ころにより、議事録を作成し、 しなければならない。 ているときは、 出席した理事は、 理事会の議事については、 議事録が書面をもつて作成され これに署名し、 主務省令で定めると 又は記名押印

2 5

第三十八条 契約することができる。 (理事の自己契約) 理事 は、 理 事会の

(新規

及び双方代理)

の規定を適用しない

この場合は、

民法第百八条

(自己契約

承認を受けた場合に

限り

とするとき。 間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしよう (新規)

2 引については、 民法第百八条の規定は、 適用しない。 前 項 承認を受けた同項第 一号の取

3 項各号の取引をした理事 は 当該取引後、 遅滞 なく、

該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならな

(役員の組合に対する損害賠償責任)

第三十八条の二 2 6 略) 略

7 (理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出する 監査権限限定組合以外の組合の理事は、第一 各監事の同意を得なければならない。 項の責任の免除

8

9 法第四百 第四項の規定にかかわらず、 一十六条 (第四項を除く。 第 項の責任については、 及び第四百二十七条の規 会社

定を準用する。 (取締役会設置会社にあっては 「取締役 (当該責任を負う取締役を除く。 この場合におい <u>-</u> 取締役会の決議)」とあるの 同 法第四百 の過半数の同意 一十六条第 項

「理事会の決議」と、 (取締役会設置会社にあっては、 同条第三項中 取締役会の決議)」とある 「責任を免除する旨の同

「責任を免除する旨の理事会の決議」と読み替えるものと

するほ のは

か

必要な技術的読替えは

政令で定める。

新規

第三十八条の二 (役員の組合に対する損害賠償責任) 略

2 6 略)

7 を得なければならない。 に限る。 組合連合会の理事は、 信用協同組合又は第九条の九第)に関する議案を総会に提出するには、 第一項の責任の免除 項第一 号の事業を行う協同 (理事の責任の免除 各監事の

8 (略)

同意

(役員の第三者に対する損害賠償責任)

第三十八条の三(略)

よい。ついて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでついて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りで、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることに2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも

に掲げる行為を除く。) 項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事にあつては、イー 理事 次に掲げる行為(信用協同組合又は第九条の九第一

載又は記録に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記への第四十条第一項及び第二項の規定により作成すべきもの

ロ・ハ (略)

二(略

(役員の責任を追及する訴え)

第三十九条 項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。 編第二章第二節 技術的読替えは、 とあるのは 社における責任追及等の訴え) 同法第八百四十七条第一 役員の責任を追及する訴えについては、会社法第七 「主務省令」と読み替えるものとするほか、 (第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二 政令で定める の規定を準用する。 項及び第四項中 「法務省令」)(株式会 この場合に 必要な

(役員の第三者に対する損害賠償責任)

第三十八条の三 (略)

2

ない。 ついて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでついて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りで、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をしたときも、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも

に掲げる行為を除く。)
「現第一号の事業を行う協同組合連合会の理事にあつては、イ理事」次に掲げる行為(信用協同組合又は第九条の九第一

記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録第四十条第一項に規定する決算関係書類に記載し、又は

ロ・ハ (略)

二 (略)

(役員の責任を追及する訴え)

第三十九条 あるのは における責任追及等の訴え) 外の組合にあつては、 項 編第二章第二節 いて、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」と 合及び第九条の 第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き 読替えは、 「主務省令」と読み替えるものとするほか、 役員の責任を追及する訴えについては、 九第 政令で定める。 (第八百四十七条第二項、 項第一 監査役に係る部分を除く。 の規定を準用する。 号の事業を行う協同 第八百四十九条第一 この場合にお 組合連合会以 会社法第 信用協同組 (株式会社

おいっぱ おいっぱ おいっぱ おいっぱ おいっぱ おいっぱ までは、会計監査報告を含む。)を提供しなければならない。 では、会計監査報告を含む。)を提供しなければならない。 では、会計監査報告を含む。)を提供しなければならない。 おいっぱ まいっぱ おいっぱ まいっぱ まいっぱ おいっぱ まいっぱ まいっぱ まいっぱ まいっぱ まいっぱ	理事は、通常総会の通知 前項の規定により監事の 高型 監事の 悪事の 悪事の 悪事の 悪事の 悪事の 悪事の 悪事の 悪事の 悪事の 悪		3 決算関係書類及び事業報告書は、電磁的記録をもつて作成すしなければならない。 理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書を作成理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書を作成財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処	(決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等) (決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等) 1 (決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等) 1 (決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等) 1 () (
提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。 項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類を通常総会に事 3 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事	(新規) (新規)		9 2 決算関係書類は、電磁的記録をもつて作成することができる风	(決算関係書類の提出、備置き及び閲覧等) (決算関係書類の提出、備置き及び閲覧等)(決算関係書類の提出、備置き及び閲覧等) (新規)

5 (略)	13 (略)
	記載した書面の交付の請求。 総名の気をだせのにより携供することの話するにその事項を
(兼規)	且合の官のこの言語的
により表示したものの閲覧又に謄写の請求	\$ - -
〉的	- ^ *****・ ****************************
	X
(新規)	二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
書面の閲覧又は謄写の請求	るときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該	一 決算関係書類及び事業報告書が書面をもつて作成されてい
はならない。	めた費用を支払わなければならない。
場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んで	し、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定
間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この	間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただ
4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時	12 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時
	限りでない。
	の措置として主務省令で定めるものをとつているときは、この
	第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするため
	録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項
	ばならない。ただし、決算関係書類及び事業報告書が電磁的記
	日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなけれ
(新規)	11 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の
	かなければならない。
	常総会の日の二週間前の日から五年間、主たる事務所に備え置
(新規)	10 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通
	告書の内容を通常総会に報告しなければならない。
(新規)	9 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報

3 2 るのは いて、 できる」 めるところにより、 あるのは 並びに第三百九十九条第一項の規定を準用する。この場合にお 九十七条第 とあるのは びに第四百四十四条第 会社法第四百三十九条及び第四百四十四条 令で定める基準を超えるものは、 るものとするほか の規定を準用する。この場合において、 した決算関係書類に 一十九条第 第 のとするほか 十条の二 会計監査人については、 前項に規定する会計監査人の監査を要する組合については、 項、 第 一項に 三百四十四条第 一項まで、 同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」と 「その子会社等 とあるの 号中 第 規定する子会社等をいう。 「会計監査人」と、 「主務省令」と 項、 |百三十九条 項及び第二項 共済事業を行う組合であつてその事業の規模が 法務省令」 第三百九十六条第一 は 第三百三十七条、 必要な技術的読替えは、 会計監査人の監査を受けなければならない 必要な技術的読替えは ついて、 「作成しなければならない」と読み替える 項及び第一 中 項 第三十五条の三並びに会社法第三百 とあるの 第三百四十条第 小企業等協同組合法第六十一 同条第 第三百九十八条第 監事の監査のほ 同法第三百九十六条第 第四項及び第六項中 二項 前条第二項の規定により作成 は 項から第五項まで、 第三百三十八条第 項中 第三百四十五条第 「主務省令」 کر 同法第四百三十九条並 政令で定める。 「その子会社」とあ (第三項を除く。 項から第三項まで か 政令で定める。 作成することが 項及び第二項 主務省令で定 「法務省令」 項及び第 項及び 条の二 第三百 項 カン 政 (新規

あた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、組合に対えの事業に関する重要な資料を保存しなければならない。	定を準用する。	されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任第四十条の三 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監	一つで定める。	
2 組合員は総組合員の十分の一 (これを下回る割合を定款で定(新規) (会計帳簿等の作成及び閲覧等)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

ないのに拒んではならない。ることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がして、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をす

(略) (略)

4

の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「十分の項第一号の事業を行う協同組合連合会についての第三項の規定

一」とする。

(役員の改選)

第四十二条 (略)

、規約、共済規程若しくは火災共済規程の違反を理由として改について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員

3~8 (略)

選を請求するときは、

この限りでない。

(総会の議決事項)

第五十一条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 (略)

二 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止

三~五 (略)

2·3 (略)

の主務省令で定める事項に係るものについては、同項の規定に4 第一項第二号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他

ないのに拒んではならない。ることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がして、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をす

一・二 (略)

(新規)

3

(略)

(役員の改選)

第四十二条

きは、この限りでない。 、規約若しくは共済規程の違反を理由として改選を請求するとについて、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員

3~8 (略

(総会の議決事項)

第五十一条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 (略)

規約及び共済規程の設定、変更又は廃止

三~五 (略)

(新規)

20

通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない とを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する することができる。この場合においては、総会の議決を経るこかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものと

(理事及び監事の説明義務)

第五十三条の二 な理由が ことにより て必要な説明をしなければならない。 定の事項について説明を求められた場合には、 目的である事項に関しないものである場合 ある場合として主務省令で定める場合は 組合員 理事及び監事は 0 が共同 の利 益を著しく害する場合その 総会に ただし、 お V. その説明をする 当該事項が総会 当該事項につい 組 合員 この 限りで)他正当 いから特

第五十三条の三・第五十三条の四(略)

第五 会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規 第八百三十五条第一項、 八百三十四条 八百三十七条、 十四条 訴えについては、 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え (監査: を準用する。 権限限定組合にあつては、 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消 (第十六号及び第十七号に係る部分に限る。) 第八百三十八条並びに第八百四十六条 会社法第八百三十条、 第八百三十六条第一項及び第三項、 監査役に係る部分を除 第八百三十一条、 (株主総 第 第 <

(新規)

第五十三条の二・第五十三条の三(略)

第五 同組 会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消 第八百三十五条第一項、 八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。 の訴えについては、 八百三十七条、 1十四条 (総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消 (信用: 合連合会以外の組合にあつては、 協同 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消 組合及び第九条の九第 第八百三十八条並びに第八百四十六条 会社法第八百三十条、 第八百三十六条第一項及び第三項、 項第 監査役に係る部分を除く 第八百三十一条、 号の しの訴え)の規 事業を行う協 ï \mathcal{O} (株主総

(総代会)

第五十五条 (略

2·3 (略)

5~7 (略)

(総代会の特例)

2~4 (略

(出資一口の金額の減少の無効の訴え)

。)を準用する。 。)を準用する。

。

)

を

準用する。

(総代会)

第五十五条 (略)

2·3 (略)

を準用する。 4 総代の選挙については、第三十五条第七項及び第八項の規定

5~7 (略)

(信用協同組合等の総代会の特例

とができる。
十三条第一項の規定にかかわらず、合併等について議決するこ十三条第一項の規定にかかわらず、合併等について議決するこ五十七条の三第一項及び第二項、第六十二条第一項並びに第六業を行う協同組合連合会の総代会においては、前条第七項、第第五十五条の二 信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事

2~4 (略)

(出資一口の金額の減少の無効の訴え)

第五十七条 規定 条(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第 八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の)及び第二項(第五号に係る部分に限る。 会社法第八百二十八条第一項 組合連合会以外の組合にあつては、 、信用協同組合及び第九条の九第 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについ (第五号に係る部分に限る 項第 監査役に係る部分を除 号の 第八百三十四 事業を行う

(火災共済協同組合等の火災共済規程の変更)

変更をするには、行政庁の認可を受けなければならない。の事業を行う協同組合連合会は、火災共済規程で定めた事項の第五十七条の二 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号

、共済事業の譲渡等)

- 共済事業を行う他の組合に移転することができる。 準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して、2 前項に規定する組合は、総会の議決により契約をもつて責任
- の組合に対して行うことができる。 部の譲渡及び当該事業に係る財産の移転は、当該事業を行う他 前二項の規定にかかわらず、責任共済等の事業の全部又は一
- に規定する共済事業に係る財産の移転については、第五十六条5 第一項に規定する共済事業の全部又は一部の譲渡及び第三項

く。)を準用する。

(火災共済協同組合の事業方法書等の変更)

庁の認可を受けなければならない。 び責任準備金算出方法書で定めた事項の変更をするには、行政 は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及 の事業を行う協同組合連合会は、事業方法書、普通共済約款又 第五十七条の二 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号

(責任共済等の事業の譲渡等)

。 又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならないの事業(この事業に附帯する事業を含む。以下同じ。)の全部第五十七条の二の二 責任共済等の事業を行う組合が責任共済等

- 他の組合に移転することができる。

 共済等の共済契約の全部を包括して、責任共済等の事業を行う

 ュ 前項に規定する組合は、総会の議決により契約をもつて責任
- 定めることができる。
 る契約をもつて責任共済等の事業に係る財産を移転することを3 第一項に規定する組合は、前項に規定する共済契約を移転す

(新規

び前項に規定する責任共済等の事業に係る財産の移転について4 第一項に規定する責任共済等の事業の全部又は一部の譲渡及

から第五十七条までの規定を準用する。

(余裕金運用の制限)

第五 認可を受けた場合は、この限りでない。 を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の 六項の政令で定める基準を超えるものは、 会にあつては、 行う協同 十七条の五 組 合 組合連合会を除く。 (信用協同組合及び第九条の九第 会員たる組合の組合員) 共済事業を行う組合及び共済事業を行う組 であつて組合員 の総数が第三十五条第 その業務上の余裕金 項第 (協同組合連合 号の事業を 合以

きるものへの預金、貯金又は金銭信託連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることがで連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることがで連合会で業として預金若しくは勝同組合連合会、漁業協金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協一銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用

二 郵便貯金

二 国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得

(会計の原則)

計の慣行に従うものとする。 第五十七条の六 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会

(準備金及び繰越金)

の一)以上を準備金として積み立てなければならない。 度の剰余金の十分の一

(共済事業を行う組合にあつては、五分第五十八条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年

第五十六条から第五十七条までの規定を準用する。

は、

(余裕金運用の制限)

きるものへの預金、貯金又は金銭信託連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることがで同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用

二 郵便貯金

一 国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得

-備金及び繰越金

うない。 度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければな 第五十八条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年

2 済事業を行う組合にあつては 前項の定款で定める準備金の額は、 出資総額)を下つてはならない 出資総額の二分の一(共

2

前項の定款で定める準備金の額は、

出資総額の二分の一を下

つてはならない。

3 4 略

5 払準備金を計算し、 共済事業を行う組合は、 これを積み立てなければならない。 毎事業年度末に、責任準備金及び支

6 共済事業を行う組合は、 契約者割戻し(共済契約者に対し、

共済掛金及び共済掛金として収受する金銭を運用することによ つて得られる収益のうち、 共済金、 返戻金その他の給付金 以

又は火災共済規程で定めて に充てられないものの全部又は 「共済金等」 という。 の支払、 いる場合において 部を分配することを共済規程 事業費の支出その他の費用 その分配をいう

めの基準として主務省令で定める基準に従い 以下同じ。)を行う場合には、 公正かつ衡平な分配をするた 行わなければな

7 らない。 しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻しに関し必 第五項の責任準備金及び支払準備金並びに前項の契約者割戻

要な事項は、

主務省令で定める。

5

3

4

略

協同組合連合会は、 火災共済協同組合又は第九条の九第 毎事業年度末に、 責任準備金及び支払準備 項第三号の事業を行う

(新規

金を計算し

これを積み立てなければならない。

省令で定める。 前項の責任準備金及び支払準備金に関し必要な事項は、 主務

6

(責任共済等の事業の会計区分)

第五十八条の二 ばならない。 事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理し 責任共済等の事業を行う組合は、 責任共済等の ひなけれ

2

計

を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

責任共済等の事業を行う組合は、責任共済等の事業に係る会

第五十八条の二

、共済事業の会計区分)

他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

共済事業を行う組合は、

共済事業に係る会計を

(共済計理人の選任等) (共済計理人の選任等) (共済計理人の選任等) (生要事項の説明等) (生要事項の説明等)	て主務省令で定めるところにより計算した額得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額としまり消費を	大学型内に系の大学事女の巻目での他の里角により巻目である。	準として共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうげる額を用いて、当該組合の経営の健全性を判断するための基共済組合連合会の共済事業の健全な運営に資するため、次に掲第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び特定	第五十八条の四(行政庁は、特定共済組合、火災共済協同組合、(健全性の基準)計に属する資金を調達してはならない。	係る会計に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る会院五十八条の三 共済事業を行う組合は、共済事業に係る会計の代共済事業に係る会計の他の会計への資金運用等の禁止)
(新 規)				(新規)	(新 規)

(新規)	律に基づいてする行政庁の処分に違反したときは、当該組合に 第五十八条の八 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法
	項は、主務省令で定める。 4 前三項に定めるもののほか、第一項の意見書に関し必要な事
	ることができる。説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求め
	3 行政庁は、共済計理人に対し、前項の意見書の写しについて滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。
	共済計理人は、前項の意見書を理事会に提出した
	三 その他主務省令で定める事項 二 契約者割戻しが公正かつ衡平に行われているかどうか。
	の数理に基づいて積み立てられているかどうか。
	一「主务省令で定める共斉契約こ系る責壬準備金が建全な共斉」の結果を記載した意見書を理事会に提出しなければならない。
	げる事項について、主務省令で定めるところにより確認し、そ
(新規)	第五十八条の七 共済計理人は、毎事業年度末において、次に掲
	らない。
	する者として主務省令で定める要件に該当する者でなければな 2 共済計理人は、共済の数理に関して必要な知識及び経験を有
	る事項として主務省令で定めるものに関与させなければならなし、共治技会の質と力治者の他の事項に使る共治の数理に関す
	一、共済財金の算出が失去の也の事項と係る共済の效理に掲げ 該当する組合を除く。)は、理事会において共済計理人を選任
(新規)	第五十八条の六 共済事業を行う組合(主務省令で定める要件に

対し、その解任を命ずることができる。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

覧に供しなければならない。 所を除く。以下この条において同じ。)に備え置き、公衆の縦がの事業の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務が、一、説明書類を作成し、当該組合の事務所(主として共済事業以対産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載し対産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載し対産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載し対産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載し対産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載し対産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載し

2 項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等に 備え置き、 る場合には、 める特殊の関係にある者 つき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に 八の監査を要するものが子会社その他当該組合と主務省令で定 当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事 前項の組合のうち第四十条の二第一項の規定により会計監査 公衆の縦覧に供しなければならない。 当該組合は、 (以 下 毎事業年度 「子会社等」 前項の説明書類のほか という。 を有す

3 前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成する

4

縦覧に供したものとみなす。 縦覧に供したものとみなす。 に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆のものをとることができる。この場合においては、これらの規定を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるを受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるを受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるを受けることができる。

(新規

- 5 な事項は、 公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要 前各項に定めるもののほ 主務省令で定める。 カコ 第 項又は第二項の説明書類を
- 6 状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければな 済事業の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の 項の組合は、 同項又は第二項に規定する事項のほか、 共

(解散の事由)

第六十二条 組合は、 次の事由によつて解散する。

略)

Ŧī. 第百六条第二項の規定による解散の命令

- 2 (略)
- 3 協同組合連合会は、 可を取り消されたときは、これによつて解散する。 の二第四項又は第五項の規定により第二十七条の二第 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う 第一項各号に掲げる事由のほか、 第百六条 一項の認
- 4 (略)

(合併契約)

第六十三条 ことができる。 契約を締結しなければならない。 組合は、 この場合においては、 総会の議決を経て、 合併をする組合は、 他の組合と合併をする 合併

(新設合併設立組合の手続等)

第六十四条 略

(解散の事由)

第六十二条 組合は、 次の事由によつて解散する。

一 匹

第百六条第四項の規定による解散の命令 (略)

2 (略)

五.

3 を取り消されたときは、これによつて解散する。 の三において準用する保険業法第百三十三条の規定により認 協同組合連合会は、 火災共済協同組合又は第九条の九第一 第一項各号に掲げる事由のほか、 項第三号の事業を行う 第百六条

4 (略)

(合併契約)

第六十三条 組合は、 ばならない。 場合においては、 合併をする組合は、 他の組合と合併をすることができる。この 合併契約を締結しなけれ

第六十四条 (新設合併設立組合の手続等) 略

2~4 (略)

項本文、第五項本文及び第六項の規定を準用する。5 第二項の規定による役員の選任については、第三十五条第四

6 / 8 (| 1

(合併の無効の訴え)

十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条 の条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てにつ 条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四 四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五 第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十 七十五条及び第八百七十六条 一十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び (第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百 限限定組合にあつては、 並びに第八百四十六条(合併の無効の訴え)の規定 同法第八百六十八条第五項、 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百 監査役に係る部分を除く。)を、こ (非訟) 第八百七十条(第十五号 の規定を準用する。 (監査

(清算人)

第六十八条 (略)

第二十七条の二第一項の認可の取消しにより解散したときは、協同組合連合会が第百六条の二第四項又は第五項の規定による2 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う

2~4 (略)

項本文及び第五項本文の規定を準用する。 第二項の規定による役員の選任については、第三十五条第四

6~8 (略)

(合併の無効の訴え)

第六十七条 条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第 号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二 この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てに 合会以外の組合にあつては、 協同組合及び第九条の九第 条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、 四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五 第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十 ついては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条 十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く 百七十五条及び第八百七十六条 一十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。) 並びに第八百四十六条 (合併の無効の訴え) 組合の合併の 無効の訴えについては、 監査役に係る部分を除く。 項第一 (非訟) 号の事業を行う協同 の規定を準用する。 の規定 第八百四)を、 超合連 (信用

(清算人)

第六十八条 (略)

三十三条の規定による認可の取消しにより解散したときは、前協同組合連合会が第百六条の三において準用する保険業法第百2 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う

てら。百七十八条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任百七十八条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任前項の規定及び第六十九条第一項において準用する会社法第四

(解散後の共済金額の支払)

はならない。 一時以内に生じた共済契約については、共済金額を支払わなけれ 可の取消し又は第百六条第二項の規定による解散命令により解 可の取消し又は第百六条第二項の規定による解散命令により解 の二第四項又は第五項の規定による第二十七条の二第一項の認 第六十八条の二 共済事業を行う組合は、総会の決議、第百六条

- の期間に対する共済掛金を払い戻さなければならない。解散したときは、その解散の日から共済契約の期間の末日まで2 前項の組合は、第六十二条第一項第四号に掲げる事由により
- に対する共済掛金を払い戻さなければならない。 同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間3 第一項の組合は、同項に掲げる事由により解散したときは、

(会社法の準用等)

第六十九条 七十八条第二項及び第四項、 十三条第四項 (各号列記以外の部分に限る。) 、第四百八十一条、第四百八 一号及び第三号を除く。 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十 及び第 条第四項及び第五項 五項、 第四百八十四条、 第四百七十九条第一項及び第二項)、第四百七十六条、第四百 第四百九十二条第一 第四百八十五条、 項 から

七十八条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任項の規定及び第六十九条第一項において準用する会社法第四

(解散後の共済金額の支払)

第六十八条の二 \ <u>`</u> 生じた共済契約については、 きは、共済金額を支払うべき事由が解散の日から九十日以内に し又は第百六条第二項の規定による解散命令により解散したと おいて準用する保険業法第百三十三条の規定による認可 \mathcal{O} 事業を行う協同組合連合会は、 火災共済協同組合又は第 共済金額を支払わなければならな 総会の決議 九条 0 第百六 九 第 条の三に Ò 第三 取

- までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。解散したときは、その解散の日から火災共済契約の期間の末日2 前項の組合は、第六十二条第一項第四号に掲げる事由により

(会社法の準用等)

第六十九条 第四 七十八条第二項及び第四項、 五条(第一号及び第三号を除く。 十三条第四項及び第五項、 (各号列記以外の部分に限る。 百九十二 組合の解散及び清算については、 二条第一項から第三項まで、 第四百八十四条、 第四百七十九条第一項及び第二項 第四百八十一条、 第四百七十六条、 第四 百九 第四百八十五 会社法第四百七 九条から第 第四百八 第四百

いては、 手続法 条第一 項及び第三 五条の三、 者の選任の裁判) 第八百七十五条並びに第八百七十六条 第五百八条の規定を、 適 第三項まで、 八百七十 において、 限定組合の清算人については、 百四 (第三十六条の七第四項を除く。 、株式会社の清算)、第八百六十八条第一項、第八百六十九条 十条第 用する同条第 項及び第十三項を除く。 第八百七十四条 第八百七十条 (第二号及び第三号に係る部分に限る。) 、第 第四 項及び第二項、第三十六条の五から第三十八条の四まで 項 、株式会社における責任追及等の訴え)の規定を、 監査権限限定組合にあつては、 (明治三十一年法律第十四号) 第四十条 九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五 余金処分案又は 項 同法第七 項、 第三十五条の四、 第 項及び第三 条並び 第四百九十九条から第五百三条まで、 兀 同 三百八十二 第八百七十二条 法第三 第三百八 編第 項並 の規定を、 条 (第一号及び第四号に係る部分に限る。 第 に第五十三条の二 百六十 百六十 びに 組合の清算人の責任を追及する訴えにつ 一章第二 条、 +損 項 失処理 中 四条から第三百八十六条まで並 同法第三百六十 -条第三 第三十六条の二、第三十六条の三 第三百八十三条第 組合の清算人については、第三十 四条の規定を準用する。 二節 財 第四十七条第二項から第四 (第四号に係る部分に限る。 案 同法第三百五十三条、 産 (第八百四十七条第二項、 項の 目 監査役に係る部分を除 並びに会社法第三百五十 録 第四十条 (非訟) こあるの 規定により読み替えて 貸 借 条、 並びに非訟事件 は 対 (第 (検査をすべき 項本文、 第三百八 照 第五 財 表 項、 この場合 十一条を 産 監査権 第三百 目 百 損 第二 びに 第十 + 益計 項 七 録 第 ま

条(非 貸借 几 とあるのは 四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」 あるのは 同法第三百五十三条及び第三百六十四条の規定を準用する。 \mathcal{O} の訴え) 並びに第八百五十一条を除き、 八百四十七条第二項、 任を追及する訴えについては、 から第四項まで並びに第四十八条の規定を、 の四まで、 十六条の三第一項及び第二項、 \mathcal{O} 号)第四十条(検査をすべき者の選任の裁判) 号に係る部分に限る。)、 四号に係る部分に限る。 条第 の場合において、 一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条 五百三条まで、 事業を行う協同組合連合会以外の組合の清算人については、 監査役に係る部分を除く。) 清算人については、 十七条第 同 法第四 一項、 対照 訟) の規定を、 表 並びに非訟事件手続法 第八百六十九条、 事務報告書 第四十条第 百 項 九 総組合員 損 及び第四 第五百七条 十二条第 益計算書及び 第四十条第 信用協同 第八百四十九条第二項第二号及び第一 第三十五条の三、第三十六条の二、 $\widehat{\mathcal{O}}$ 頃中 五分の一以上の同意を得た組 項から第三項まで、 財産目録及び貸借対照 項 第八百七十五条並びに第八百七十六 (株式会社の清算)、 剰余金処分案又は損失処理 一組合及び第九条の九第 第八百七十条(第二号及び第三号 第八百七十四条 項中 会社法第七編第一 第三十六条の五から第三十八条 法務省令」とあるの 信用協同組 第五百七条第 (株式会社における責任追及等 (明治三十一年法律第 事業報告書 合及び第九条の 第四十七条第二 組合の清算人の (第一号及び第四 項 表」 の規定を、 組合にあつては 一章第二 並 第八百六十八 は び 財 に第八百 合員」と 産 項 案」 同法第 目 第 第二 九第 組 録 五. 厄 項 書 項

るのは「公告し」と読み替えるものとするほか、 十四条、 組合員の五分の一 締役会 第三百八十 読替えは、 省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあ 百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは 二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは 第三号中 同条第三項 」とあるのは 表」 第四百九十二条第 政令で定める。 一条中 事業報告書」とあるのは 第五項から第十項まで並びに第十二項第 以上の同意を得た組合員」と、 取締役 事業報告書」 「清算人会」と、 項、 (取締役会設置会社にあっては、 第五百七条第一項並びに第八 とあるの 「事務報告書」 同法第四百七十九条第 は 事 同法第三百八 必要な技術的 務報告書」 「主務 一号及 取 法

2 · 3 (略)

(準用規定)

第八十二条の八 法第四十四条第一項 条の三第一項の規定を、 条第七項から第九項までの規定を、監事については、第三十七 三十五条の三、 五条第三項及び第七項から第十三項まで、 を除く。 一及び第四十条 (理事の代理行為の委任) 項の規定を準用する。この場合において、)の規定を、 人」とあるのは「一人(全国中央会にあつては、 中央会については、第十条の二、第三十四条の 第三十六条 (第 項、 安任)の規定を、理事については、<u>第四十</u>(法人の不法行為能力)及び第五十五条 会長、理事及び監事については、第三十 会長については、 第六項から第九項まで及び第十三項 (第五項を除く。 第三十八条並びに民 第三十五条の二、第)並びに第三十六 第三十五条第

替えは、政令で定める。のは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とある

2·3 (略)

用規定

第八十二条の八 規定を準用する。この場合において、 理行為の委任)の規定を、 四条第一項(法人の不法行為能力)及び第五十五条 条の二、第三十五条の三、第三十六条並びに第三十六条の三第 ら第三項までの規定を、監事については、 人」とあるのは 一項の規定を、 一及び第四十条第四項の規定を、会長、理事及び監事について 第三十五条第三項及び第六項から第十二項まで、 第三十八条中 会長については、 中央会については、 一 人 (全国中央会にあつては、 理事については、 理事会」とあるのは「監事」と読み 第三十八条並びに民法第四十 第十条の二、第三十四 第三十五条第八項中 第三十七条第 第四十条第 選挙権 (理事の代 第三十五 項か 一項の

挙権 るのは 一監事に」 と ٢ 第三 一十八条第 同条第三項中 項中 理事会」とあるのは 理事会において」とあ 監

替えるものとする。

事」と読み替えるものとする。

第八十二条の十

2 • (略)

若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(これらの規定 十八条中 中監査役に係る部分を除く。)を準用する。この場合において 八百三十八条並びに第八百四十六条 決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては 二条、第五十三条の三並びに第五十三条の四の規定を、 八条から第五十条まで、 項、 第四十七条第二項及び第四項中「理事会」とあり、及び第四 会社法第八百三十条、 六号及び第十七号に係る部分に限る。)、 総会については、 第八百三十六条第一項及び第三項、 理事」とあるのは、 第四十七条第二項から第四項まで、 第八百三十一条、 第五十一条第一項及び第二項、 「会長」と読み替えるものとす (株主総会の決議の不存在 第八百三十四条 第八百三十七条、第 第八百三十五条第 総会の 第五十 第四十 (第 4

(総会)

2 • 第八十二条の十

総会については、 第五十一条第一

二条、 中監査役に係る部分を除く。)を準用する。この場合において 若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(これらの規定 八百三十八条並びに第八百四十六条(株主総会の決議の不存在 一 項、 決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては 十八条中「理事」とあるのは、 八条から第五十条まで、 十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、 第四十七条第二項及び第四項中「理事会」とあり、及び第四 会社法第八百三十条、 第八百三十六条第一項及び第三項、 第五十三条の二並びに第五十三条の三の規定を、 第四十七条第二項から第四項まで、 第八百三十一条、 「会長」と読み替えるものとす 項及び第二項、 第八百三十四条(第 第八百三十七条、 第八百三十五条第 総会の 第五十 第四

(解散の事由)

第八十二条の十三 中央会は、 次の 事由によつて解散する。

(略)

第百六条第 |項の規定による解散の命令

(略)

2

2 (略)

第百六条第四項の規定による解散の命令

(略

第八十二条の十三

中央会は、

次の事由

によつて解散する。

(解散の事

由

- 44 -

(民法の準用等)

用する。 びに民法第四十四条第一項 項まで、 ら第十項まで 八十二条の十八 のは「中小企業等協同組合法第八十二条の十四」と、 算人については、 三十七条第一 三十七条から第四十条まで(法人の清算の監督)の規定を、 第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで (法人の清算)並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第 項中 項中 この場合において、同法第七十五条中 第四十八条並びに第八十二条の十第一項及び第二項並 理事会」とあるのは 項、 理事会において」とあるのは (第六項を除く。)、第四十七条第二項から第四 解散及び清算については、民法第七十三条、 第三十五条の三、第三十六条の三第一項、 第三十八条、 (法人の不法行為能力) の規定を準 第三十九条、 「監事」と読み替えるものとす 「監事に」と、 第四十条第二項か 「前条」とある 第三十八 同条 第 清

2 · 3 (略)

第九十六条 (略)

2~4 (略)

たときは、遅滞なく、解散の登記を嘱託しなければならない。5 行政庁は、第百六条第二項の規定により組合等の解散を命じ

(不服の申出)

は法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済、「四条(組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しく

(民法の準用等)

第八十二条の十八 るのは「監事」と読み替えるものとする。 同組合法第八十二条の十四」と、 おいて、同法第七十五条中 第一項 (法人の不法行為能力) 並びに第八十二条の十第一項及び第二項並びに民法第四十四条 ら第三項まで、 三十七条第一項、 三十七条から第四十条まで(法人の清算の監督) 第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで 算人については、 (法人の清算) 並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第 第四十七条第二項から第四項まで、 第三十八条、 第三十五条の三、 解散及び清算については、 「前条」とあるのは の規定を準用する。 第三十九条、 第三十六条の三第一 一十八条中 民法第七十三条、 第四十条第 「中小企業等協 の規定を、 理事会」とあ この場合に 第四十八条 項、 項 か

2·3 (略)

第九十六条 (略

2~4 (略)

たときは、遅滞なく、解散の登記を嘱託しなければならない。5 行政庁は、第百六条第四項の規定により組合等の解散を命じ

(不服の申出)

は定款、規約若しくは共済規程に違反し、又は組合若しくは中第百四条 組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しく

第百五条の三(略)(報告の徴収)	第百五条の三(略)(報告の徴収)
(新規)	3 前二項の書類の記載事項その他必要な事項は、主務省令で定
	ればならない。 の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しなけ前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、
(新規) 第百五条の二 (略)	2 第四十条の二第一項の規定により会計監査人の監査を要する 第百五条の二 (略)
(決算関係書類の提出)	(決算関係書類の提出)
2 (略)	2 (略) 月にその村室を記すできるとかできる
行政庁にその検査を請求することができる。約若しくは共済規程に違反する疑いがあることを理由として、	
得て、その組合又は中央会の業務又は会計が法令又は定款、規第百五条 組合員又は会員は、その総数の十分の一以上の同意を	得て、その組合又は中央会の業務又は会計が法令若しくは法令第百五条 組合員又は会員は、その総数の十分の一以上の同意を
(検査の請求)	(検査の請求)
2 (略)	2 (略)
とができる。	できる。 事由を添えて、文書をもつてその旨を行政庁に申し出ることが
その事由を添えて、文書をもつてその旨を行政庁に申し出るこ	く不当であると思料する
央会の運営が著しく不当であると思料する組合員又は会員は、	規程若しくは火災共済規程に違文し、又は組合若しくは中央会

款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあ計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定第百五条の四 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会(検査等)	による報告又は資料の提出を拒むことができ人等又は共済代理店は、正当な理由があるとができる。	記し場し参考によるべき根信では賢斗同じ。) 又は共済代理店に対し、当該定めるものをいう。次項並びに次条第社その他組合がその経営を支配していときに、その必要の限度にまして、当	の共済契約者の保護を図るため特に行う組合の業務の健全かつ適切な運	要な報告を徴することができる。 要な報告を徴することができる。 要な報告を徴することができる。 要な報告を徴することができる。	るときは、その組合又は中央会からその業務又は会計に関し必合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認め共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあり、又は組共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあり、又は組のでは、組合者しくは中央会の業務若しくは会計が法令若
、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあ計が法令若しくは定款若しくは共済規程に違反する疑いがあり第百五条の四 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会(検査等)	(新規)		(新規)	(新規)	(新規)

権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない 7 第一項から第四項までの規定による立入り、質問又は検査のあつたときは、これを提示しなければならない。		5 組合の子法人等又は当該組合の共済代理店は、正当な理由がを検査させることができる。	検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書済代理店の施設に立ち入らせ、当該組合に対すにおいて、当該職員に、組合の子法人等若しく場合において特に必要があると認めるときは、場合において特に必要があると認めると	4 行政庁は、前二項の規定による立入り、質問又は険査を行う3 (略) 「電子」の規定による立入り、質問又は険査を行う」できる。	びます。 関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることが 所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に	あると認めるときは、当該職員に、共済事業を行う組合の事務を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要が会計の状況を検査することができる。 会計の状況を検査することができる。 アは組合者しくは中央会の選絡者しくは中央会の選絡が
(新規)	(新規)	(新規)		(新規) (8) (8)		合の業務又は会計の状況を検査することができる。全確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。合の業務者しくは会計の状況を検査することができる。

(削る)

(法令等の違反に対する処分)

第百六条 組合又は中央会に対し、 が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款 をした場合において、 しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その 規約、 又は第百五条第二項若しくは前条第 行政庁は、 共済規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若 第百五条の三第1 組合若しくは中央会の業務若しくは会計 期間を定めて必要な措置を採るべき旨 一項の規定により報告を徴 一項の規定により検査

(削る)

を命ずることができる。

(削る)

(行政庁 \mathcal{O} 監督 上の 命令)

第百五条の五 済規程 る。 あると認めるときは 組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要が その事業の健全な運営を確保し、 部の停止若しくは財産の供託を命じ、 若しくは制限し、 の変更 行政庁は、 業務執行の方法の変更 その他監督上必要な命令をすることができ 当該事業に関し、 責任共済等の事業を行う組合に対し、 又は組合員を保護するため、 又は財産の 定款、 業務の全部若しくは 規約若しくは共 処分を禁止し

(法令等の違反に対する行政庁の措置)

第百六条 行政庁は、 べき旨を命ずることができる。 組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは 計が法令若しくは定款、 査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会 し、又は第百五条第二項若しくは第百五条の四の規定により検 その組合又は中央会に対し、 第百五条の四第一 規約若しくは共済規程に違反し、 期間を定めて必要な措置を採る 項の規定により報告を徴 又は

- 2 は役員の改選を命ずることができる。 行政庁は、 責任共済等の事業を行う組合が前項の命令に従わ 期間を定めて、 業務の全部若しくは 部の な 停止又 ときは
- 3 項 特に重要な事項に違反した場合におい にもかかわらず 行政庁は、 (第九条の九第四項 責任共済等の事業を行う組合が共済規程に定めた これに従わないときは、 おいて準用する場合を含む 7 第九条の 項の命令をした の認可

2 に対し、 その事業を停止していると認めるときは、 日 から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上 行政庁は、 又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の 解散を命ずることができる。 組合若しくは中央会が前項の命令に違反したとき その組合又は中央会 4

の日から一年以内に事業を開始せず、

若しくは引き続き一年以

その組合又は中央

上その事業を停止していると認めるときは、

会に対し、

解散を命ずることができる。

(新規)

を取

ŋ

消すことができる。

行政庁は、組合若しくは中央会が第一

項の命令に違反したと

又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立

3 4 命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。 いるとき、 行政庁は、 前項の場合においては、 又はその所在が知れないときは、 組合若しくは中央会の代表権を有する者が欠けて 当該命令は、 官報に掲載した日か 前項の規定による

(新規

共済事業に係る監督上の処分)

一十日を経過した日にその効力を生ずる。

第百六条の二 変更を命ずることができる。 合に対し 済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組 組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、 産の状況に照らして しくは火災共済規程に定めた事項の変更又は業務執行の方法 その必要の限度において 行政庁は 又は事情の変更により、 共済事業を行う組合の業務若しくは財 定款、 規約、 組合員その他の共 共済事業を行う 共済規程若 0

組合に対 共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、 全性を確保するための改善計画 該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、 事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、 行政庁は、 共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済 措置を講 ず き事 ·項及び期限を示して、 (T) 提出を求め 組合員その他の 若しくは提出さ 営の健 当 該 当

2

解散 の命令の 0 通 知 0 特 例)

第百六条の二 規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載すること ができる。 欠けているとき又はその 行政庁 は、 所在が知れないときは、 組合又は中 -央会の 表 権を有する者が 前条第四項の

2 一十日を経過した日にその効力を生ずる 項の場合に お 11 7 当該命令は、 に掲 た日か

	九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については
	含む。)の認可を取り消し、又は火災共済協同組合若しくは第
	条の六の二第一項(第九条の九第五項において準用する場合を
	若しくは一部の停止若しくは役員の解任を命じ、若しくは第九
	、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部
	災共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき
	てする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火
(新規)	5 行政庁は、共済事業を行う組合が法令若しくは法令に基づい
	二十七条の二第一項の認可を取り消すことができる。
	の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第
	。)の認可を取り消し、又は火災共済協同組合若しくは第九条
	の二第一項(第九条の九第五項において準用する場合を含む
	の見地から適当でないと認めるときは、当該組合の第九条の六
	、共済事業を継続することが組合員その他の共済契約者の保護
(新規)	4 行政庁は、共済事業を行う組合の財産の状況が著しく悪化し
	ばならない。
	の充実の状況に係る区分に応じ主務省令で定めるものでなけれ
	認めるときにするものは、これらの組合の共済金等の支払能力
	合会の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると
	第一項第三号の事業を行う協同組合連合会又は特定共済組合連
	。)であつて、特定共済組合、火災共済協同組合、第九条の九
(新規)	3 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む
	ることができる。
	若しくは当該組合の財産の供託その他監督上必要な措置を命ず
	限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、
	れた改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期

第二十七条の二第一項の認可を取り消すことができる。

(行政庁への届出)

を行政庁に届け出なければならない。 かに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨ては、組合又は届出に係る共済代理店)は、次の各号のいずれ第百六条の三 共済事業を行う組合(第一号に掲げる場合におい に

共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。

| 510 | |二 | 共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したと

三子会社等を新たに有することとなつたとき。

四 子会社等が子会社等でなくなつたとき。

縦覧を開始したとき。 五 第六十一条の二第一項又は第二項の規定により説明書類の

六

一

その他主務省令で定める場合に該当するとき。

(所管行政庁)

よる。 場合を除いては、次の各号に定めるところに場合を含む。)の場合を除いては、次の各号に定めるところに項及び第七十四条第二項(第七十五条第三項において準用する第百十一条 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十五条第一

一~六 (略)

2~6 (略)

違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず第百十二条の二 第六十一条の二第一項若しくは第二項の規定に

(保険業法の準用)

第百六条の三 出 えるものとする。 社及び子会社等の財産」 いて、 消し等)及び第三百十一条 方法書等に定めた事項の変更命令、 係る部分を除く。 三十二条第一 の事業を行う協同組合連合会について準用する。 の規定は、火災共済協同組合及び第九条の九第 同法第百三十二条第 これらの規定中 第百二十九条第一 項 保険業法第百二十八条第 (改善計画の提出の要求及びその変更 第百三十三条(第二号を除く。 「内閣総理大臣」 とあるのは 項 項中 (立入検査) (検査職員の証票の携帯及び提示 業務若しくは 業務の停止等及び免許の取 「業務又は財産」 とあるのは 項 第百三十 (報告又は資料の提 財産又は保険会 この場合にお と読み替 条、 行政庁 項第三号 の命令に (事業 第百

(所管行政庁)

一~六 (略)一~六 (本)一~六 (本)一○ (本)<l

2 6 (略)

(新規)

た者は、 項を記載せず、 又はこれらの規定に違反して、 百万円以下の罰金に処する。 若しくは虚偽の記載をして、 これらの 書類に記載す 公衆の縦覧に供し き事

2 と同様とする。 が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者も前 磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者 記録に記録すべき事項を記録せず、 たものとみなされる場合において、 規定する書類をこれらの規定により備え置き公衆の 条の二第四項の規定により同条第 又は虚偽の記録をし 同条第四項に定める電 項又は第二項 縦覧に供し 磁 項 的

第百十二条の三 下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円 第百十二条の二

百七十五条第一項の規定に違反して共済契約の募集を行つた いて準用する場合を含む。 第九条の七の五第二項 (第九条の)において準用する保険業法第二 九第五項又は第八項に

げる行為をした者 いて準用する場合を含む。 百条第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲 第九条の七の五第二項 (第九条の九第五項又は第八項にお)において準用する保険業法第三

> 以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、

十五条第一項の規定に違反して火災共済契約の募集を行つ 第九条の七の五第二 |項において準用する保険業法第二百七

第 行為をした者 第九条の七の五第二項において準用する保険業法第三百条 一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる

第百十四条 報告をせず、 七条第一項若しくはこの法律第百五条の三第二項の規定による くは第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず 第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十 若しくは虚偽の報告をし、 若しくは同条第三項若

第百十四条 において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法 報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九条の三第四項 七条第一項若しくはこの法律第百五条の四第 第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十 項の規定による

三十万円

査を拒 同条第一 組合連合会に係る報告又は検査にあつては、 項の規定による検査を拒み、 法律第百五条第二項若しくは第百五条の四第 は三百万円以 くは 信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同 項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの 若しくは虚 虚偽の み、 一項若しくは第四項 妨げ、 下の罰金) 報告若しくは資料の 偽 若しくは忌避した者は、 \mathcal{O} 答弁をし、 に処する。 の規定による質問に対して答弁をせ 妨げ、若しくは忌避し、 若しくはこれらの規定による検 提出をし、 三十万円以下の罰金 一年以下の懲役又 又は第九条の三第 項若しくは第三 若しくは

円以下の罰金) 妨げ、

第百 号に掲げる規定の違反行為をしたときは、 て各本条の罰金刑を科する。 十四四 その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対し 人その他の従業者が、 「 条 の 兀 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 その法人又は人の業務に関し、 行為者を罰するほか 次の各 使 第百·

金刑 第百十 条の 二第 項若しくは第二項又は前条 各本条の

円以下の罰金刑 第百十四 第 条 号の事業を行う協同組合連合会にあつては 同条の罰 金刑 信用協同 組合又は第九条の 九

第百十四条の六 監査人又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。 次の場合には、 共済事業を行う組合の役員 会

> 会に係る報告又は検査にあつては、 同組合又は第九条の九第一 第百五条第二項若しくは 若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金 に処する。 第百五条の 項 第 一号の事業を行う協同 匹 一年以下の懲役又は三百万 の規定による検査を拒み 組合連合 (信用協

号に掲げる規定の違反行為をしたときは、 用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関 て各本条の罰金刑を科する。 その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、 十四条の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理 行為者を罰するほ その人に対 きし、 次の各 カン

第 第百十四 項第一 号の 条 事 同条の罰金刑 業を行う 協 同 信 組 用協 合連合会にあ 同 組 合又は 第 九 条 \mathcal{O} 億

以下 前条 の罰金刑) 同条の罰金刑

円

第百十四条の六 行う協同に は 火災共 済協 組合連合会の役員又は清算人は、 同 組合若しくは第九条の九第 次の場合には、 責任共済等 二十万円以 の事業を行う組合又 項 第三 号の 事業を 'n 過料

八 第五十七条の二の規定に違反したとき。	しき。 し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいした り、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいした する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当た すの会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当た と、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。	条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対五第四十条の二第三項において準用する会社法第三百九十八表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。	土	に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求、一条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求る場合を含む。)の規定に違反したとき。	き。 、承認を受けないでこれらの規定に規定する事業を行つたと、承認を受けないでこれらの規定に規定する事業を行つたと、第九条の二第七項又は第九条の九第四項の規定に違反して
したとき。 料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更 款若しくは再共済約款、共済掛金算出方法書若しくは再共済 一 第五十七条の二の規定に違反して事業方法書、普通共済約 (新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規) 「新九条の六の二第一項(第九条の九第四項において準用す」	(新規)に処する。

十 五. 十四四 十六 第百六条の三の規定に違反したとき。 (削る) (削る) (削る) 該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。 選任手続をせず、 は第五項の規定による命令 第五十八条第五項の規定に違反したとき。 又は虚偽の書面を提出したとき。 第五十七条の四の規定に違反して組合の事業の譲渡をした 第五十八条の二第一項又は第二項の規定に違反したとき 第六十八条の三の規定に違反して組合の財産を処分した 第五十八条の八又は第百六条の二第 第百五条の二 第五十八条の六第一 に違反したとき。 第 又は同条第二項の主務省令で定める要件に 三項 項の規定に違反して、 の規定に違反して (改善計画の提出を求めることを 項、 書面を提出せず 第二項若しく 共済計理人の 三 七 九八 六 五 四 (新規) (新規) 新規 したとき。 の規定による検査を拒み、 くは第百六条の三において準用する同法第百二十九条第一項 項の規定による報告をせず、 分を除く。 第一項(改善計画の提出の要求及びその変更の命令に係る部 六条の三において準用する同法第百三十一条、 第六十八条の三の規定に違反して組合の財産を処分したと 第五十七条の四の規定に違反して組合の事業の譲渡をした 第百六条の三において準用する保険業法第百二十八条第 第百五条の五の規定による命令に従わなかつたとき。 第五十七条の五の規定に違反したとき。 第五十八条の二の規定に違反したとき。 第五十八条第五項又は第六項の規定に違反したとき。 若しくは第百三十三条の規定による命令に違反 妨げ、 若しくは虚偽の報告をし、 若しくは忌避し、 第百三十二条 又は第百

九

を妨げたときも、前項と同様とする。において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を対法第九百七十六条に規定する者が、第四十条の二第三項

第百十四条の七 共済代理店が、第九条の七の五第二項(第九条第一十四条の七 共済代理店が、第九条の七の五第二項(第九条の規定による検査を担み、妨げ、若しくは資料で準用する保険業法第三百五条の規定による報告若しくは資料で進用する保険業法第三百五条の規定による報告若しくは資料で進用する保険業法第三百五条の規定による報告若しくは資料で進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進用する場合を含む。)において進行を表しては、第1人の表もは、第1人の表しては、第1人の表もは、

員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。第百十五条 次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役

一・二 (略)

き。 第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反したと 一 第九条の二第三項(第九条の七の二第三項又は第九条の九

をしたとき。 合を含む。)の規定に違反して、預金又は定期積金の受入れ四 第九条の八第三項(第九条の九第七項において準用する場

引をしたとき。 合を含む。)の規定に違反して、貸付けをし、又は手形の割五 第九条の八第四項(第九条の九第七項において準用する場

(新規

ときは、二十万円以下の過料に処する。
「古八条若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反した」で、がげ、若しくは忌避し、又は同項において準用する同法第三との五第二項において準用する保険業法第三百五条の規定によりで、一次災共済契約の募集を行う組合員が、第九条の第百十四条の七一次災共済契約の募集を行う組合員が、第九条の

員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。第百十五条 次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役

一・二 (略)

合を含む。) 又は第九条の七の二第二項の規定に違反したと三 第九条の二第三項 (第九条の九第四項において準用する場

をしたとき。 合を含む。)の規定に違反して、預金又は定期積金の受入れ四 第九条の八第三項(第九条の九第六項において準用する場

六 (略)

せず、若しくは記録せず、 若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定 二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項 こと若しくはその に違反して、 条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六十 項において準用する場合を含む。)、第五十六条 十二条の八において準用する場合を含む。)、第四十条 しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載 閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付 ·録された事項を主務省令で定める方法により表示したもの 第十条の二 磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供する 又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に 兀 書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若 項若しくは第二項、 | 若しくは第三十四条の二(これらの規定を第 事項を記載した書面の交付を拒んだとき。 第八十二条の八又は第八十二条の十八第 若しくは虚偽の記載若しくは記録 第六十三条の五第一項、 (第五十七 第

八•九 (略)

/ (略)

記録された事項を主務省令で定める方法により表示し しくは電磁的記録に記載し、 に違反して、 若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定 二項若しくは第七項から第九項まで、 三条の四 条の二の二第四項において準用する場合を含む。)、第六十 十二条の八において準用する場合を含む。)、第四十条(第 をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録 項において準用する場合を含む。)、第五十六条 閲覧若しくは謄写を拒んだとき。 第十条の二若しくは第三十四条の二(これらの規定を第 第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一 書類若しくは電磁的記録を備え置かず、 第八十二条の八又は第八十二条の 若しくは記録すべき事項を記載 第六十三条の六第 (第五十七 書類若 一項

八・九 (略)

記 対照表を作成せず、 項の規定に違 六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第 項(第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。 項において準用する場合を含む。)、 第八十二条第三項若しくは第八十二条の十五の規定又は? 第二十七条第七項、 若しくは記録すべき事項を記載せず、 反して、 又はこれらの書類若しくは電磁的記録に 第三十六条の七第一項 議事録若しくは財産目録若しくは貸借 第五 十三条の (第六十 -九条第

せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一·十二 (略)

に該当する者を監事に選任しなかつたとき。 第三十五条第六項の規定に違反して、 同項に規定する者

合を含む。)の規定に違反したとき。 第三十五条第七項(第八十二条の八において準用する場

十三条第二項の規定による請求があつた場合において、 |条第二項の規定による請求があつた場合において、その第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四

案を総会に提出しなかつたとき。 請求に係る事項を総会の目的とせず、 又はその請求に係る議

条第二項若しくは第三百八十四条の規定、 第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八 第三十六条の

定又は第六十九条第一 三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規 項において準用する会社法第三百八十

の規定による調査を妨げたとき。 条第一 - 項 第三百八十四条若しくは第四百九十二条第 一項

いて準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由若しくは第五十三条の四第四項(第八十二条の十第四項にお 第一項において準用する場合を含む。)、第四十一条第三項 がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令 で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだと 十九条第四項の規定又は第三十六条の七第五項(第六十九条 第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八

(削る)

十九条第五項の規定又は第六十九条第

第三十六条の四

第

|項において準用する会社法第三百八 項に

おい

て準用する

せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。 (略)

+ - · + <u>-</u> -

十三 第三十五条第六項 (第八十二条の八におい 合を含む。)の規定に違反したとき。 て準用する場

(新規

(新規)

十四四 がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令いて準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由若しくは第五十三条の三第四項(第八十二条の十第四項にお で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだと 第一項において準用する場合を含む。)、第四十 十九条第四項の規定又は第三十六条の七第五項(第六十九条 第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百 -一条第 二項

十八(略)

ることを怠つたとき。
。)の規定又は第三十八条の二第六項の規定による開示をす又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む十九 第三十八条第一項(第六十九条第一項、第八十二条の八

。)の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む二十 第三十八条第三項(第六十九条第一項、第八十二条の八

| 十 | (略)

をしたとき。

社会の合併をしたとき。 | 大学 | 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第五項において準用する第五十六条の二第五項、第六十三条の四第四項において準用する第五十七条の二の二第五項、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第五十六条第一項の規定若しくの二第五項において準用する第五十六条第一項の規定若しくは第五十六条の二第五項の規合の合併をしたとき。

七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項の規定によるの規定又は第八十二条の十八第一項において準用する民法第十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項条の六第四項において準用する場合を含む。)の規定、第六第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三第六十三条の二第四項、第二十七条の二の二第五項、一十三

。 会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき

十六(略)

新規)

十八

一九 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第五項の規定 一九 第五十六条第一項若しくは第五十六条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の万第四項において準用 三条の五第六項若しくは第六十三条の四第四項、第六十 三条の五第六項若しくは第六十三条の四第四項、第六十 三条の五第六日本の二の二第四項、第六十三条の四第四項、第六十 三条の五第六十三条の四第四項、第六十 第五十七条の二の二第四項、第六十三条の四第四項、第六十 第五十七条の二の二第四項、第六十三条の四第四項、第六十 第五十六条第一項の金額を減少し、又は第五十七条の二の の移転若しくは組合の合併をしたとき。

十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又規定又は第八十二条の十八第一項において準用する民法第七の六第四項において準用する会社法第四百九十九条第一項の九条第一項において準用する場合を含む。)の規定、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の移転若しくは組合の合併をしたとき。

2 項において準用する同法第三百八十一条第三項又は第三十六条 による調査を妨げたときも、 の三第五項において準用する同法第三百八十九条第五項の規定 二十四四 一十八~三十 一十五・二十六 ず、又は虚偽の書面を提出したとき。 四条第一項の規定又は第八十二条の十八第 偽の報告をしたとき。 の申立てを怠つたとき。 する民法第八十一条第 公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。 会社法第九百七十六条に規定する者が、 第百五条の二第一項の規定に違反して、書面を提出せ 第百五条の三第一項の規定による報告をせず、又は虚 第五十七条の五の規定に違反したとき。 第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十 (略) (略) 項の規定に違反して、 前項と同様とする。 第三十六条の三第三 項において準用 破産手続開始 二十一·二十二 十一·二十二 一十六 第百五条の二の規定に違反して、 一十三~二十五 (新規) (新規 は不正の公告をしたとき。 告をしたとき。 は虚偽の書面を提出したとき。 第百五条の三の規定による報告をせず、 書面を提出せず、 又は虚偽の 報 又

託したこと又は当該非出資輸出組合への移行をしても当該債権 では、会話では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	託したこと又は当該非出資輸出組合への移行をしても当該債権 都のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告 の規定による公告及び催告(同条第三項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官において準用する中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは「次条第二項をしたことがびに異議を述べた債権者があるときは、当該債権をしたことがに異議を述べた債権者があるときは、当該債権をしたことがに異議を述べた債権者があるときは、当該債権をしたことでは当該債権をしたことでは当該債権をしたことでは当該事項を掲載する。 話したこと又は当該非出資輸出組合への移行をしても当該債権 がらない」と、同条第五項中「出資の総口数及び出資の第一回 あるのは「登話を要しなくなった事項の登話を材消しなければ
のは「登己と要しなんなつと事質の登己と来背のような「登己と要しなんなつと事質の登己と来背の変更について第十九条第一項の規定による非出資輸出組合への移行に準用する。この場にる非出資輸出組合への移行に準用する。この場にないの第二項の規定による非出資輸出組合への移行に準用する。この場にないの第二項の規定による非出資輸出組合への移行に準用する。この場には、一条第三項から第六項まで並びに中小企業等協同七条 (略)	のは「登記と要しばんなりと事質の登記と末当しなけれる。 は、なりと事質の差別と末当しなければならない」 が、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
現行	改 正 案

者を害するおそれがないことを証する書面」と、 るものとする 組合法第二十条第二項中「脱退した事業年度の終」とあるの 「非出資輸出組合 一号中 「主務省 令 への移行の時 とあ るの は 経済産業省令」と読み替え 同法第五十 小 六条第二項 企業等協

3 略

準用

第十九条 まで、 二条まで、 員)、第二十七条、 ら第五十五条まで から第三十六条の三まで、 から第十四条まで、 の二第三項 十三条の四第三項、 一項第三号及び第五号、 運用の 条から第四十五条まで(役員等)、第四十六条から第五十 びに 項及び第二項、 第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで、 第三十四条 合併)、 制限) 中小企業等協同組合法第四条第二項 第五十三条 第六十四条第一項から第五項まで、第六十五条から (事業協同組合及び事業協同小組合)、第十条の二 第三十五条 第六十八条第一 第八十三条から第百三条まで 第五十七条の六 (総会及び総代会) (規約)、第三十四条の二 (定款の備置き及 第十九条(第一項第四号を除く。) 第六十三条から第六十三条の三まで、 第六十三条の五第三項本文、 第二十八条、 (第五号を除く。)、 第三項並びに第四項 (第五項を除く。)、第三十五条の二 第三十六条の五から第三十六条の八 項、 (会計の 第三十条、 第六十九条 第五十七条の五 原則) 第五十三条の二か (住所) 第三十二条 第八十五条第二 (第八十四条第 第六十三条の (解散及び清 第六十二条 第九条 (余 裕 第六 第四 合

> 者を害するおそれがないことを証する書 三組合法第二十条第二項中「 「非出資輸出組合への移行の時」と読み替えるものとする。 脱退した事業年度の 面 と 中小 終」とあるの 企業等協

は同

3 略

第十九条 除く。 第二項、 び清算並びに合併)、 から第六十七条まで、 条の六第三項、 第六十三条の四第三項、 二条第一項及び第二項、 条第一項、 四条の二(定款の備置き及び閲覧等)、 第三十条、 業協同小組 条第二項第三号及び第五号、 五十三条の二から第五十五条まで(総会及び総代会)、 六条から第五十二条まで、 の二第三項及び第九項から第十 項第四号を除く。) 第九十六条第二項、 第八十六条第二号、 中小企業等協同 第三十五条の二から第三十六条の八まで、 第三十八条から第四十五条まで(役員等) 合、 第三十二条 第六十四条第一項から第五項まで、 第十条の二から第十四条まで、 第六十八条第一 第八十三条から第百三条まで(第八十 (設立)、 (組合員)、 第六十三条から第六十三条の三まで、 第六十三条の五第三項本文、 組合法第四条第一 第五十三条(第五号を除く。 第九十八 第三項並びに第四項、 第八十七条第二号、 項まで 第三十四条 、条第二項第一 第二十七条、 - 項、 第三十五条 項 (事業協同組 第六十九条 (規約)、 (住 一号並び 第九十 第十九条 第二十八条、 所 第八十五条 第六十五条 (第五項を 合及び事 第六十三 (解散及 第四 第 九

六条の に第百六条第 五条の三 第 第二項を除く。 第九十六条第二項、 この 第八十六条第二号、 七 項 場合にお 第 第三 項 項、 一十七条第七 項 第 (雑則) 条の三 7 百 項 五条 (登記) 第九十八条第二項第二号並びに第九十九 同 第八十七条第二号、 法第 第四 第 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 規定は、 兀 並 第三十 項 第 項及び第五項第 びに第 条 第 0 項 应 輸出組合に 百四 第六項 一項及び第五項 第 |条の二第二項 [条、 項 第九十二条第二 第 、及び第七 第百 二号、 つい 号 五条、 て準 第三十八 第二号及 第三十 第十 項 一用す 並び 第百

条の一]項第] 項 項及 第五項及び第八項 第五十 \pm 号、 項 第三 第七 第五十七 三条の二、 項第 項 条 第 号 不の五、 第五十三条の + 第三十九条 項 及び 第六 厄 十三条の一 七条第四 第十二項第三 兀 第四 第 頃 項 一十条第 第六号、 号、 第三 第五十 項、 項 第四 及び 第六 条第 第 + る 第

あるの 九条第二項及び第三項、 \mathcal{O} 三条の三 は 項中 第百 第四十 は 経 第五号並びに Ŧī. 済 項、 輸出入取引法第十 項中 行政庁」とあ 条の三第二項、 産業省令」と、 第六十 条 -五条第 五十一 第六十九条第 規約及び るの 第九十六条第五項、 第百五条の四第一 同法第二十八条中 -四条第一 は 条第二項、 項 共済規程又は火災共済規 「経済産業大臣」と、 第六十六条第一項、 項」と、 項中 第五十七条の (臣」と、同法第五項並びに第百六条 第百四条、 主務省令」とあ 「前条第一 同法第三十五条 五. 第六十 項」と 第百五 程 第六 \mathcal{O}

止

更

又

は

廃

止

とあ

るの

は

一の二 輸出入取引法第十一一 規約の設定、変更又は廃

項」と、 程の 条中 産業大臣」 の四第一項並びに第百六条第一項中「行政庁」 び第三項、 輸出組合につい 第百 第六十二条第二項、 設 五. 条 「前条第一 定 同法第三十五条の二、 と、 一項を 変更又は 第九十六条第五項、 第一項 て準用する。この場合におい 同法第五十一条第一 項」とあるのは「輸 廃 並びに第百六条第一 止 第六十六条第一 (登記) とあるのは 第四十八条、 第百四条、 並 項中 び 出入取引法第十四条第 項、 項 第 第百五 一の二規約 第六十九条第二項及 百 て、 雑則 第五十一条第二項 几 とあるの 規約及び共済規 約 輸及 同法第二十八 0) 出び 第 規定は、 | |入取引見 | 第百五条 百 は \pm

連合会登記簿 第十一 二項 条第 _ _ _ _ _ 二号若しくは第四 は 定又は廃止」と、 「輸出す による出 法第十八条」と、 \mathcal{O} 「輸出入取引法第十一条第二項の組合員の遵守すべき事項 百 設 同法第五十三条第四号中 中 一項第五号中 定 組合登記 条第二項の組合員の 入取引法第十四 人と、 「事業協同組合登記簿、 「千人」とあるのは 資の払込 変更又は 簿 企業 同条第三項中 簿 同法第八十四条第一項中「第二 同法第五十五条第一 号」とあるの 廃 シみ」とあ 「第百六条第四項」とあるの 組 信用協同 条第 合登記簿及び中 遵守すべ るのは非出資輸出組合にあ 項の認 組合登記簿 「五百人」と、 「十分の一」とあるの 事業の は「第二号」 事業協同 き事 可と、 全部の譲渡」とあ 項中 企業団: 小組 項 二百 0) と、 合登記 同法第九十 設定 同条第七 体 企 は 十九条の 中 業等協同 同 人」とある 又 「輸出入取引 法第六十二 は は 項 「五分の 廃 いつては -七条第 火災共 护 る 止 規定 $\tilde{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} \mathcal{O} 設は

るほか、 第五 記簿、 の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とある 中央会登記簿」とあるのは 業等協同組合連合会登記簿、 項第五号及び第九十六条第五項中 取引法第十 のは非出資輸出組合にあつては 第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、 合にあつては「輸出入取引法第十四条第一項の認可」と、 しくは第四号」 二十九条の規定による出資の払込み」とあるのは非出資輸出 「輸出入取引法第十八条」と、 「千人」とあるのは 十三条第四号中 火災共済協同組合登記簿、 |項第 同条第三項中 同法第五十五条第一項中「二百人」とあるのは 0 必要な技術的読替えは、 組 一条第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃 合員 号 中 とあるのは「第二号」と、 の遵守すべき事 「書面並びに出資の総口数及び第二十九条 「事業の全部の 「十分の一」とあるのは「五分の一」と 「五百人」と、同条第七項中「第二号若 「輸出組合登記簿」と、 企業組合登記簿及び中小企業団: 「書面」と読み替えるものとす 同法第八十四条第一項中 政令で定める。 信用協同組合登記簿、 項の設定又は廃止 「第百六条第二項」とあるの 譲渡」とあるのは 同法第六十二条第 事業協同 同法第九 小組 と 中小企 合登 同 百 出 同 体 法 組

> 要な技術的読替えは 輸出組合にあつては る出資の払込みのあつたことを証する書 号中 とあ る 書 \mathcal{O} 面 は 並 輸 び に出資の 出 「書面」と読み替えるものとするほ 政令で定める。 組 合登記 総口数及び 面 第 法第 とあるの 十九 九 条の 十八条第 は 規定によ 非出資 必

額の減少)、回の払込み) を除く。 で (持分等) 第十八条まで ¥ 業協同: [の払込み)、 中 小企業等協同組合法)及び第四 小組合) 第五十八条第一項から第三項まで (加入及び脱退等)、 第二十九条第 第五十六条から第五十七条まで 「項から第六項まで 第十条第一 第九条の一 一項から第三項まで 項、 一第六項 第 第二十条から (出資)、 項 (事業協同 (出資 (準備金) 項 第十五条から (出資の (ただし書 組 一 口 の 合及 第 金

2

小

企業等協同組合法第九条の一

業協同

[小組合]

第十条第

一 項、

第二項、 第十項

第三項 (事業協同組

合及び

2

第十五条から二項(ただし書

)及び第四項から第六項まで

(出資)、

(加入及び脱退等)、

第二十条から第二十三条ま

第二十九条第一項から第三項まで 第五十六条から第五十七条まで

(出資一口の金 (準備金)、

第

(出資の第

の払込み)、

第五十八条第一項から第三項まで

るのは く。)、第六十三条の六(第三項を除く。)、第六十四条第六 においては、 項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合 る」とあるのは「定める。 時に脱退することができる」と、 項から第八項まで(合併の手続)並びに第八十四条第二項第五 る場合においては、 口数の百分の十」と、同条第四項中「三人」とあるのは 合において、 (信用協同組合にあつては、百分の十)」とあるのは「出資総 (登記) 第八十五条第二項、 兀 九条第一 項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行す 「脱退することができる。 (第三項を除く。)、第六十三条の五 同法第十八条第一項中「脱退することができる」とあ の規定は、 移行の時における組合財産によつて定める」と、 項及び第二項、 同法第十 移行の日の前日までに予告し、 条第三項中「出資総口数の百分の二十五出資輸出組合について準用する。この場 第九十六条第二項及び第九十九条第二 ただし、 第六十条、第六十一条、第六十三 同法第二十条第二項中「定め ただし、輸出入取引法第十七 輸出入取引法第十七条第一 (第三項本文を除 その移行の 九

の罰金に処する。 第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下

同法第五

項第一

号

第六十三条の

第

第

項

項及び

第九項第

| 第六

第六

士

一条の

第項

項

項

号 第

+

-三条の

五.

第

第四

第項

第項

第号

十四四

[条第六]

項及び第八

項第三号中

|主務省令|

は

経済産業省令」

と読み替えるものとする。

一号及び

- · 二 (略)

。)、第六十四条第六項から第八項まで(合併の手続) 産によつて定める」と読み替えるものとする。 輸出組合に移行する場合においては、 出入取引法第十七条第一項の規定により出資輸出組合が非出資 第二十条第二項中「定める」とあるのは でに予告し、その移行の時に脱退することができる」と、 非出資輸出組合に移行する場合においては、 することができる」とあるのは「脱退することができる。 総口数の百分の二十五(信用協同組合にあつては、 項及び第九十九条第二項 第八十四条第二項第五号、 配当等)、 五十九条第一 十)」とあるのは「出資総口数の百分の十」と、同条第四項中 いて準用する。この場合において、 「三人」とあるのは「九人」と、 輸出入取引法第十七条第一項の規定により出資輸出組合 第六十三条の四 項及び第二項、 (登記) 第八十五条第二項、 (第三項を除く。)、 第六十三条の六(第三項を除く の規定は、 同法第十八条第一項中 同法第十条第三 移行の時に 「定め 第六十一 出資輸出組合につ 移行の 第九十六条第一 る。 第六十三条の おける組 日の前日ま 項 (剰余金 中 並びに 百 「脱退 同法 出資 分

の罰金に処する。 第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以

·二 (略)

む。)において準用する中小企業等協同組合法第百五条第二 の二第四項において準用する中小企業等協同組合法第百 項若しくは同法第 第十九条第一項 **一項の規定による検査を拒み、** 百 (第十九条の六において準用する場合を含 五条 の四第 妨げ、 項又はこの法律第二十八条 又は忌避した者 五条

第五十条 役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。 次に掲げる場合には、 輸出組合又は輸入組合の発起人

<u>\</u> = (略)

載若しくは記録をし、 べき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記 置かず、 含む。)の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え 若しくは抄本の交付 は電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法 交付を拒んだとき。 方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面 により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本 十条の二、第三十四条の二又は第四十条 て準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組 一項及び第十三項を除く。)の規定を第十九条第一項にお 書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録す 又は正当な理由がないのに書類若しく 電 磁的 記録に記録された事項を電 (同条 (第 一 項、 合法第 磁的 第

五・六 (略)

一十七条第七項、 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第 第三十六条の七第一 項 (第十九条第一項に

> み、 む。)において準用する中小企業等協同組合法第百五条第二 において準用する同法第百五条第 項若しくは第百五条の四第 第十九条第一項(第十九条の六において準用する場合を含 妨げ、 又は忌避した者 項又は第二十八条の二第四項 一項の規定による検査を拒

兀

第五十条 役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。 次に掲げる場合には、 輸出組合又は輸入組合の 発起

(略)

兀 若しくは謄写を拒んだとき。 れた事項を主務省令で定める方法により表示したものの 又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記録さ 若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、 電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、 して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、 三項までの規定を第十九条第一項において準用する同法第六 十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反 十条の二、第三十四条の二又は第四十条(同条第 第十九条第一項において準用する中小企業等協同 書類若しくは 項から第 組合法第 閲覧

七 第·六 十七条第七項、 第十九条第一項において準用する中小企業等協同 第三十六条の七第一 項 (第十九条第 組 后法第 項に

き事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準まないで進用する同法第六十九条第一項の規定又は第十九を含む。)若しくは第五十三条の四第一項の規定又は第十九を含む。)若しくは第五十三条の四第一項の規定又は第十九を含む。)若しくは第五十三条の四第一項の規定又は第十九を含む。)若しくは第五十三条の四第一項の規定又は第十九を含む。

する者を監事に選任しなかつたとき。三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当三十五条第一項において準用する中小企業等協同組合法第

若しくは記録をしたとき。

三十五条第七項の規定に違反したとき。九一第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第一

十 (略)

総会に提出しなかつたとき。
に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案をに係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を第二項の規定による請求があつた場合において、その請求第三十六条の三第三項において準用する中小企業等協同組合法十一 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法

九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、大力、大学の一項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第二十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十四条の規定、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する中小企業等協同組合法

若しくは記録をしたとき。 若しくは記録をしたとき。 若しくは記録をしたとき。 を含む。)若しくは第五十三条の三第一項の規定又は第十九 を含む。)若しくは第五十三条の三第一項の規定又は第十九 おいて準用する同法第六十九条第一項において準 おいて準用する同法第六十九条第一項において準 を含む。)若しくは第五十三条の三第一項の規定又は第十九 おいて準用する同法第六十九条第一項において準

(新規)

三十五条第六項の規定に違反したとき。八年九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第

九 (略

(新規)

新規

第三百八十四条若しくは第四百九十二条第 査を妨げたとき 項の規定による

含む。)、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項 業等協同組合法第三十六条の七第五項(第十九条第一項にお 第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九 したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。 録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示 の規定に違反して、 いて準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を 条第四項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組 正当な理由がないのに書面又は電磁的記

(削る)

第三十八条第三項 六十九条第一項において準用する場合を含む。 八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。 一十八条第 第十九条第 第十九条第一 略 理事会に報告せず 項において準用する場合を含む。 項 項において準用する中小企業等協同組合法 項において準用する中小企業等協同組 (第十 (第十九条第一項において準用する同法第 -九条第 又は虚偽の報告をしたとき。 項において準用する同法第 又は第三十 の規定に違 合法

(新規

+三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条 のの閲覧又は謄写を拒んだとき。 に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したも 規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録 む。)、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項の 等協同組合法第三十六条の七第五項(第十九条第一項におい 第四項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業 て準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法

業等協同組合法第六十九条第一 四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。 条第五項の規定又は第十九条第一 第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九 第十九条第一 項において準用する中小企業等協同 項にお 項において準用する中小企 いて準用する会社法 組合法

とき。 第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つた 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法

十四四 略

第五十七条の五の規定に違反したとき。 第十九条第 項に お て準用する中小企業等協同 組 合法 (新規

第六十九条第 項の規定に違反して 項におい 項において準用する中小企業等協同 破産手続開始の申立てを怠つたとき て準用する会社法第四百八十四 組 · 条 第 合法

略

2 おい を妨げたときも おいて準用する中小企業等協同 て準用する会社法第三百八十一条第三項又は第十九条第 て準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項にお 会社法第九百七十六条に規定する者が . て 準 用する会社 前項と同様とする。 法第二 三百八 + 組合法第三十六条の三第五 九条第五項 第十九条第 の規定による調 項に 項 項 お

第五十一 合の発起人、役員又は清算人は、 次に掲げる場合には、 二十万円以下の過料に処する 出資輸出組合又は出資輸入組

記載せず、 規定に違反して、 、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項 類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を 項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの 記録をし、 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第 若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは 又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記 書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書

十五~十八

第五十一条 合の発起人、役員又は清算人は、 次に掲げる場合には、 二十万円以下の過料に処する 出資輸出組合又は出資輸入組

一 <u>5</u> 三

兀 記録をし 記載せず、 類若しくは電磁的記録に記載し、 規定に違反して、 六十三条の四第一項若しくは第二項、 一項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの 第二項若しくは第七項から第九項まで、 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第 若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは 又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁 書類若しくは電磁的記録を備え置かず、 若しくは記録すべき事項を 第六十三条の五第一 第六十三条の六第 的 項

五. 略)

したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。 録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示

五.

略)

ものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示した

産業の のは て、 信用協同 合登記簿、 律第十六条」と、 あるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十七条第一項第三 振興に関する法律第十二条第二項」と、 十五条第六項中「第十一条第二項」とあるのは 下この項において同じ。 条第一項」とあるのは で」とあるのは 第百六条第二項」とあるのは 合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは 同法第三十五条第四項中「理事 「第九条の二第一項第四号又は第九条の九第一項第六号」と これらの規定中 同法第二十七条第八項中「第十一条」とあるのは 「効力発生日」と、 振興に関する法律第十二条」と、同法第二十八条中 則 項の行政庁の認可を受けた日のいずれか遅い日」とある と読み替 組合登記簿、 同法第六十二条第一項第五号及び第九十六条第五項中 事業協同小組合登記簿、 \mathcal{O} 規定 同法第三十三条第八項中 「輸出水産業の振興に関する法律第十四条」と 同法第六十五条第一項中「効力発生日又は次 えるものとするほか、 「主務省令」とあるのは 中小企業等協同組合連合会登記 組合について準用する。 「輸出水産業の)」とあるのは 同法第九十七条第二項中「事業協同 「輸出水産業の振興に関する法 (企業組合の理事を除く。 火災共済協同組合登記簿、 振興に関する法律第十三 同法第五十八条第四項のおのは「輸出水産業の 必要な技術的読替えは 「理事」と、同法第五 「第一項から第三項 「農林水産省令」 この場合に · 「前 出水 お 以 組 ま

の罰金に処する。 紀二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下

令で定める

るのは する法は 記簿、 協同 庁の 項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十六条」と 替えるものとするほか 中小企業団: 旦と、 六十二条第一項第五号及び第九十六条第五項中「第百六条第四 第一項第四号又は第九条の九第一項第六号」とあるのは 条第四項中「理事 水産業の振興に関する法律第十七条第一項第三号」と、 律第十二条第二項」と、 同法第三十三条第八項中「第一項から第三項まで」とあるのは て同じ。 「第十一条第二項」とあ 「輸出水産業の振興に関する法律第十四条」と、 同法第六十五 小組合登記簿、 認可を受けた日の 中小企業等協同組合連合会登記簿、 「輸出水産業の)」とあるのは 同法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿 体中央会登記簿」とあるのは 条第一項中 (企業組合の理事を除く。 火災共済協同組合登記簿、 いずれか遅い日」とあるのは いるのは 必要な技術的読替えは、 同法第五十八条第四項中「第九条の二 |興に関する法律第十三条第| 同法第二十八 「理事」と、 「効力発生日又は次条第 「輸出水産業の 同法第五十五条第六項中 条中「前条第 組 企業組合登記簿及び 以下この項にお 合登記簿」と読 信用協同 振興 同法第三十五 政令で定め に関する 「効力発生 項の行 項 組合 同法第 「輸出 とあ 政

の罰金に処する。第二十三条、次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下

· 二 (略)

、若しくは忌避した者
『 本田協同組合法第五条第二項の規定による検査を拒み、妨げず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定若しくは準定若しくは正の法律第二十一条第一項の規定による報告をせ
に 本田協同組合法第九条の三第四項において準用する倉庫業
『 本田協同組合法第九条の三第四項において準用を表面に対して表面に対しますで表面に対して表面に対して表面に対して表面に対して表面に対して表面に対して表面に対して表面に対して表面に対しまするますで表面に対して表面に対して表面に対して表面に対して表面に対して表面に対しまするのに対しまするますで表面に対しまするのに対して表面に対しまするのに対しまするのは対しまするのは対しまするのに対しまするのに対しまするのに対しまするのは対しまするのに対しまするのは対しまするのは対しまするのは、表面に対しまするのは対しまするのは対しまするのは対しまするのは対しまするのは対しまするのは対しまするのは対しては対しまするのは対しまするのは対しは対しまするのはのはでは対しまするのはでは対しまするのはなりに対しまするのはではなりに対しまするのはではなりまするのはではなりに対しまするのはなります

(略)

2

人は、二十万円以下の過料に処する。第二十六条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算

· | (略)

事項を記載せず、 その書類若しくは電磁的記録に記載し、 若しくは第六十四条第六項から第八項までの規定又は準用協 若しくは第二項、 しくは記録をし、 同組合法第六十九条第一 電 規定に違反して、 合法第四十条 項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項 項から第十二項まで、 準用協同組合法第十条の二、第三十四条の二、 的 記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法 示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類 (第 第六十三条の五第一項、第二項若しくは第 若しくは記録せず、 又は正当な理由がないのにその書類若しく 書類若しくは電磁的記録を備え置かず、 項 第五十六条、第六十三条の四第一項 項において準用する中小企業等協同 第十一 項及び第十三項を除く。 若しくは虚偽の記載若 若しくは記録すべき 第四 0 謄本

·二 (略)

四 (略)

(略)

2

人は、二十万円以下の過料に処する。第二十六条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清

一·二 (略)

記録に記載し、 若しくは電磁的記録を備え置かず、 合法第四 組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組 しくは第六十四条第六項から第八項までの規定又は準用協同 項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項若 た事項を農林水産省令で定める方法に 当な理由がないのにその書類若しくは電磁的記録に記録され は記録せず、若しくは虚偽の記載若し しくは第二項、 項から第四項まで、 準用協同組合法第十条の二、第三十四条の二、 十条第一項から第三項までの規定に違 第六十三条の五第一 若しくは記録すべき事項を記載せず、 第五十六条、 項、 その書類若しくは電磁 第六十三条の くは より表示し 第二項若しくは第七 記録をし、 反して、 第四 たもの 兀 第 又は正 若しく 書類 項若 節

方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面 交付を拒んだとき。 砂本の 交付 電 磁 的 記 録に記録された事項を電 磁 \mathcal{O}

(略)

して、 して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せにおいて準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反 六条の七第一 若しくは第五十三条の四第一項の規定、 虚偽の記載若しくは記録をしたとき。 は記録すべき事項を記載せず、 十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十 準用協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項 又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しく 項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項 若しくは記録せず、 準用協同組合法第六 若しくは

に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。 準用協同組合法第三十五条第七項の規定に違反したとき。 準用協同組合法第三 (略) 五条第六 項の 規定に違反して 同 項

会社法第三百四十三条第二 請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき 準用協同組合法第三十六条の三第三項にお その請求に係る事項を総会の目的とせず、 一項の規定による請求があつた場合 いて準用する 又はそ

会社法第三百八十 -用協同 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する 一百八 組合法第 十九条第五項 条第二項若しくは第三百八十四条の規定 干 -六条の の規定又は準用協同組合法第六 |第五項において準用する会

匹 · 五 略

虚偽の記載若しくは記録をしたとき。 は記録すべき事項を記載せず、 ず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、 して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せ において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反 六条の七第一項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項 若しくは第五 十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十 準用協同組合法第二十七条第七項、 十三条の三第 項の規定、 若しくは記録せず、 第三十六条の七第 準用協同組合法第六

七

(新規)

九八 準用協同 (略) 組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

(新規

問室とあげたよき。 第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による 九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、

+

-三 準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定又は準用協同組合法第三十六条の七第五項の規定と進用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項の規定とは第五十三条の四第四項の規定又は準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用するのの閲覧又は謄写を拒んだとき。

(削る)

十匹(略)

よる開示をすることを怠つたとき。 て準用する中小企業等協同組合法第三十八条第一項の規定に二第六項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項におい土五 準用協同組合法第三十八条第一項若しくは第三十八条の

法第三十八条第三項の規定に違反して、理事会に報告せず、合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合十六 準用協同組合法第三十八条第三項の規定又は準用協同組

十七~十九 (略)

又は虚偽の報告をしたとき。

二十 準用協同組合法第五十七条の五の規定に違反したとき。

の閲覧又は謄写を拒んだとき。 準用協同組合法第三十六条の四第二項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項の規定又は準用協同組合法第三十六条の七第五項の規定に 第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第 四項の規定又は準用協同組合法第三十六条の四第二項において準 中 協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会

の規定による調査を妨げたとき。 十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項会社法第三百八十九条第五項の規定又は準用協同組合法第六会社法第三百八十九条第五項の規定又は準用協同組合法第六

十二 (略)

(新規)

十四~十六(略

新規)

2 項又は準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する 会社法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも 十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第三 十三 二十一 : 二十二 一十四~二十六 前項と同様とする。 社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、 の申立てを怠つたとき。 会社法第九百七十六条に規定する者が、準用協同組合法第三 書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。 準用協同組合法第百五条の二第一項の規定に違反して 準用協同組合法第六十九条第一 (略) (略) 項において準用する会 破産手続開始 二十二 準用協同組合法第百五条の二の規定に違反して、 十七・十八 十九~二十一 (新規) (新規) を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。 (略) 書面

(傍線部分は改正部分)

。この場合において、協同組合法第二十八条中「前条第一項」 2 協業組合の設立については、協同組合法第二十七条第六項か 5 第五条の二十三 (略) 第五条の二十三 (略) 第五条の二十三 (略) 第二十八条(理事への事務引継) 5 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(公正取引委員会の請求) 「は公正取引委員会の請求) 「は公正取引委員会の請求) 「は公正取引委員会の請求) 「は公正取引委員会の請求) 「は公正取引委員会の請求) (公正取引委員会の請求) (公正取引委員会の請求) (こととができる。 (こととなると認めるときは、主務大臣に対 にまの取引分野における競争を実質的に制限することによつて不当 の2 (の取引分野における競争を実質的に制限することによって不当 の2 (の取引分野における競争を実質的に制限することによって不当 の2 (こととができる。	2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (8 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
。	項の規定による措置をとるべきことを請求することができる。し、次条第六項において準用する協同組合法第百五条の四第一に対価を引き上げることとなると認めるときは、主務大臣に対の取引分野における競争を実質的に制限することによつて不当第五条の二十二 公正取引委員会は、協業組合の事業活動が一定(公正取引委員会の請求)	2 (略)	3 行

界一項」と読み替えるものとする。 とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七

3

禁止) 条の 協同 投票による取 類等の作成等)、 条の八まで、 六条から第五十七条まで 第五十三条の二から第五十四条まで(役員、 三十五条第 第 派に別段 る 理事を除く。 第五十八条第一 協業組合の管理については、 (役員、 のは 第五条の 同 組合法第三十四条第一号中「総会又は総代会」とあるのは 五. 並びに会社法第三百四十二条 から第三十六条の三まで 組 項第四号を除く。 (剰余金の配当) (余裕金運用の制限) の定めのあるときのほ 第三十三条第四項から第八項まで 「定款に別段 理事会等) 八第一 協同組合法第三十五条第四項中 第 締役の選任 第三十四条の二 (定款の 条の 第三十七条第一 項から第四 三十五 以下この項において同じ。 五中 項から第三項まで(準備金及び繰越金)、 第四十三条から第五十条まで、 項の規定を準用する。この場合において、 条の二、 の定め)、第五十二条]項まで 並びに第六十一条 行政庁」とあるのは 第四十条及び第四十一条 (出資一 の規定を、 項、 のあるときのほ か、 協同組合法第十条の二(組 第四十 第五十七条の六(会計 第六 口の金額の減少) 第三十八条から第三十九条ま 第三十六条の五から第三十六 理事」と、 (第六項を除く。) (累積 協業組合の理事について -八条、 項及び第七項 備置き及び閲覧等) (第三項を除く。)」とあるのは (組合の持分取得の (定款)、 第 総会等)、 か、 「理事 「主務大臣」と、 五十 「設立当時」と 設立当時」と 第五十一条 (決算関係 (企業組 第三十四 第五 第三十五 第五 原 合員 則 定 項 第 第 合 書 3

名簿) とあ 三十五条の二、 に別段の定 \mathcal{O} 以下この項において同じ。)」とあるのは「定款に別段の定め 同組合法第三十五条第四 十四条第一号中「総会又は総代会」とあるのは「総会」と、 第一項の規定を準用する。この場合において、 役の選任) 社法第三百四十二条(第六項を除く。 の配当)並びに第六十一条(組合の持分取得の禁止) から第五十七条まで 四十一条まで、 ら第三十六条の八まで、 三十五条第一項 十三条の二から第五十四条まで(役員、 一項から第三項まで(準備金及び繰越金)、 項第四号を除く。)、 協業組 あるときのほ 」とあるのは めるのは .当たる議決権を有する組合員」 条第一項、 第三十三条第四 合の管 、第三十四 の規定を、 めのあるときのほ 「主務大臣」と、 第四十八条及び第五 か、 第四十三条から第五十条まで、 から第四 議決権の総数」と、 第四十七条第二項及び第四十 理事」と、 つい (出資一口の金額の減少)、第五十八条第 一条の二 協業組合の理事に ては、 項中「理事 第五十二条(第三項を除く。 第三十七条第一 項まで及び第六項 項から第八項まで 協同組合法第四 か、 (定 款 協同組 「設立当時」とあるのは 設立当時 +の備置き及び閲覧等)、 (企業組合の理事を除く。)(累積投票による取 合法第十条の二 -項、 「以上」とあるのは 総会等)、第五 協同 条第一 · 時 」 ついては、 第六十条 組合法第五 +第三十八条から 第三十五 第五十 協同組合法第 協同 中 第五条の 周組合法 行政 並びに会 (剰余金 (組合員 廿六条 「定款 广 第 加

者の議決権の過半数で決し、 更」とあるのは「定款の変更、 第二項及び第四十八条中 決権を有する組合員が出席し、その議決権の過半数で決する」 ところによる」とあるのは 五条の十七第二項」と、 第六項まで」とあるのは 主務省令」と読み替えるものとする。 加入の承諾」と、 同 会社法第三百四十二条第五項中「 組 合法第四 「以上」とあるのは 協同組合法 十 同条第三項中「第二十七条の二第四項から 条第三項 第五十一条第一項第一号中 協同組合法第五十二条第一項中「出 「総組合員」とあるのは 「中小企業団体の組織に関する法律第 「議決権の総数の過半数に当たる議 可否同数のときは、 「以上に当たる議決権を有する組 事業の全部の譲渡し及び組 第四十五条第一 法務省令」とあるの - 項、 議長の決する 第四 「定款の変 合員 \mathcal{O} 七 は 席 総

項」とあるのは 第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十七条まで 十三第三項の規定により読み替えて準用する第三十五条第四項 同条第五項中 十九条第二項及び第三項中 二条第二項、 「中小企業団体の組織に関 文及び 第六十八条第一項並びに第六十九条 協業組合の解散及び清算並びに合併については、 の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十 協同組合法第六十四条第四項中 一第四 八項」と、 第六十五条第一項、第六十六条第一 項から第六項まで」とあるのは 「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二 第三十五条第四項本文、 協同組合法第六十六条第二項中 する法律第五条の十九第一 「行政庁」とあるのは 「第五十三条」とあるのは (解散及び清算並びに合 第五項本文及び第六 「中小企業団 項並びに第六 「主務大臣」 協同 項」と、 「第二十 組 体の 合法

4

4

る。 中「法務省令」 \mathcal{O} 権の総数の過半数に当たる議決権を有する組合員 同数のときは、 法第五十二条第一項中「出席者の議決権の過半数で決し、 業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、 「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるの 議決権の過半数で決する」 全部 一項 0 譲渡し とあるのは 議長の決するところによる」とあるのは 及び組合員の加入の承諾」 「定款の 変更」とあるのは 「主務省令」 会社法第三百四十二条第五 と読み替えるもの ٢, 「定款 同条第三項中 が出席し、 \mathcal{O} は 協同 「議決 組 可否 そ 合 企

協同組合法 のは 同条第五項中「第三十五条第四項本文及び第五項本文」とある 第六十二条第一項及び第二項、 の規定により読 十九条第二項及び第三項中 「中小企業団 一条第二項、 第六十八条第一項並びに第六十九条 協業組合の解散及び 協同組合法第六十四条第四項中 の規定を準用する。 「中小企業団体の組 とあるの 第六十六条第二項中 第六十五条第一項、 体の組織に関する法律第五条の十 み替 は えて準用する第三十五条第四項本文」と、 清算並びに合併に この場合において、 中 織に関する法律第五条の二十三第三項 -小企業団体の 「行政庁」とあるのは 第六十三条から第六十七条まで 「第二十七条の 第六十六条第一 「第五十三条」とあるの (解散及び清算並びに合 組 ついては、 織 に関 協同組合法第六十 九第 二第四項から第 項並びに第六 する法 「主務大臣 協同 組

ら第三十八条の四まで 九条第一 六条の七第四項を除く。 織 「議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する組合 一項を除く。)」と、 と読み替えるものとする。 .関する法律第五条の十七第二項」と、 項中「第三十六条の五から第三十八条の四まで (第三十 「総組合員の五分の一以上」とあるの)」とあるのは「第三十六条の五か 六条の七第四項及び第三十七条 協同組

5

6 以上に当たる議決権を有する組合員」と読み替えるものとす (雑則) 項、 第百五条の一 協業組合の監督については、 「総数の十分の一以上」とあるのは 「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第百五条第一項 第百五条の四第 の規定を準用する。この場合において、これらの規定 第 項及び第三項、 項、 第六項及び第七項並びに第百六条 協同組合法第百四条、 第百五条の三第 「議決権の総数の十分の 第百 項及び第 五条

商工 組 合の事業

七条

商工組合(組合員に出資をさせる商工組合に限る。

次の事業の全部又は一部を行うことができる。 第六項まで及び次条において同じ。)は、 加工、 販売、 購買、 保管、 運送、 前項の事業のほ 検査その他 ^未のほか、 組 合員

の事業に関する共同

組合員の 福利厚生に関 する事業

> 条の とする。 分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と読み替えるも 五から第三十八条の四まで(第三十七条第二項を除く。)」と 六条の五から第三十八条の四まで」とあるのは 「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五 十七第二項」と、 協同組合法第六十九条第一 「第三十六条の 項中

5

6 読み替えるものとする。 決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と 同法第百五条第一項中「総数の十分の一以上」とあるのは 並びに第百六条の二(雑則) いて、これらの規定中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、 条の三まで、 協業組合の監督については、 第百五条の四第 の規定を準用する。 項、 協同組合法第百四 第百六条第 この場合にお 項及び第四項 条から第百

(商工組合の事

第十七条

2 次の事業の全部又は一部を行うことができる。 第五項まで及び次条において同じ。 商工組合(組合員に出資をさせる商工組合に限る。 の事業に関する共同施設 生産、 加工、 販売、 購買、 保管、 運送、 は、 前項 検査その \mathcal{O} 事 他 次項 組 ほ かから

(略

組合員 の福 利厚生に関する施設

几 新 商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事 合員の 新たな事業の分野への進出の円滑化を図るため \mathcal{O}

五. 略

3 契約に限り、 合には、 おそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める共済 工 組 合は、 組合員その これを締結することができる 前項第三 他 \mathcal{O} 一号の規定により共済契約 共済契約者の保護に欠けることとなる を締 結する場

4 総額 0 以外の者に第二項の事業を利用させることができる。 総額の 事業年度における組合員以外の者の同項の事業の利用分量の 商工組合は、 は、 その事業年度における組合員の同項の事業の利用分量 百分の二十を超えてはならない。 組合員の利用に支障がない場合に限り、 ただし、 組合員

5

6 ち体育施設その他の施設で組合員の利用に供することのほか併 で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には せて一般公衆の利用に供することが適当であるものとして政令 第四項ただし書の規定は、 商工組合がその所有する施設のう

適用し

8 7 第十五項まで、 商工 (事業協同 組合の事業については、 組合 第九条の三から第九条の六まで及び第九条の の事業) の規定を準用する。 協同組合法第九条の一 第十 ·項 か

合員以外の者の事業の利用 の特例

七条の二 商 工組合は、 その所有する施設を用いて行つてい

> 兀 新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開 組合員の新たな事業の 分野 の進出 [の円滑: 拓に関する施 を図るための

設

五. 略

額は、 総額の百分の二十をこえてはならない。 事業年度における組合員以外の者の同項の事業の利用分量の 以外の者に前項の事業を利用させることができる。 商工組合は、 その事業年度における組合員の同項の事業 組合員の利用に支障がない場合に限り、 0 ただし、 利用分量 組合員 総

3

4

5 ち体育施設その他の施設で組合員の利用に供することのほか併 で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には せて一般公衆の利用に供することが適当であるものとして政令 適用しない。 第三項ただし書の規定は、 商工組合がその所有する施設

7 6 (略)

第九条の七 第六項から第十一項まで、 商工組合の事業については、 (事業協同組合の事業) 第九条の三から第九条の六まで及 協同組合法第九条の一 の規定を準用する。 項、

(組合員以外の者の事業の利用の特例)

第十七条の二 商 工組 合は、 その 所有する施設を用いて行つて

 \mathcal{O}

に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正 該事業年度における組合員の当該事業の利用分量の総額に対す 年度における組合員以外の者の当該事業の利用分量の総額の当 可を受けたときは、 ために必要かつ適切なものとして、 る割合が百分の二百を超えない範囲内にお に当該事業を利用させることができる。 同条第四項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者 支障が生ずる場合において、 い事由により組合員の利用が 一項の 事 業に 同項ただし書の規定にかかわらず、 0 て、 主務省令で定めるところにより :減少し、当該事業の運営に著し 組合員の脱退その他のやむを得)規定にかかわらず、一事業期間を定めて主務大臣の認 て、 組合員以外の 化を図る

ことができる。

「ことができる。

「ことが当該事業を利き、
「ことができる。

「ことが当該事業を利き、
「ことができる。

「ことが当該事業を利き、
「ことができる。

「ことが当該事業を利き、
「ことができる。

「ことが当該事業を利き、
「ことがごとが当該事業を利き、
「ことができる。

「ことが当該事業を利きないできる。

「ことができる。

「ことが当該事業を利きないできる。

「ことができる。

「ことができる。

「ことが当該事業を利きないできる。

「ことができる。

「ことが当該事業を利きないできる。

「ことができる。

「ことがいきる。

「ことができる。

「ことができるいでき

(準用)

第三十三条 三項から第七項までの規定並びに第十七条の二中「組合員」と いるのは、 おい ら第八項まで及び第十七条の二の規定を準用する。 み替えるものとする。 組合連合会並びにその会員たる商工組合及びその組合員」と て、 商工組合連合会の事業については、 会員たる商工組合及びその組合員又は会員たる商 項第 - 号、 第三号及び第四号並び 第十七条第二項 この場合 に第

> る前 者に当該事業を利用させることができる。 該事業年度における組合員の当該事業の利用 ために必要かつ適切なものとして、 に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図る い支障が生ずる場合において、 ない事由により組合員 る割合が百分の二百を超えない 年度における組合員以外の者の当該事業の利用分量の総額の 可を受けたときは、 同条第三項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の 条第二項の 事業につい 同項ただし書の規定にかかわらず、 の利用が減少し、 て、 主務省令で定めるところにより 範囲内にお 組合員の脱退 期間を定めて主務大臣の認 当該事業の運営に著し その て、 分量の総額に対す 組 他 合員以 やむを得 一事業 外

ことができる。 適切なものでなくなつたと認めるときは、当該認可を取り消す用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつだし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利主務大臣は、前項の認可に係る事業について、前条第三項た

2

準用)

第三十三条 におい あるのは、 三項から第六項までの規定並びに第十七条の二中「組合員」と から第七項まで及び第十七条の二の 工組合連合会並びにその 、替えるものとする。 て、 第十七条第二項 商工組合連合会の事業については、 「会員たる商工組合及びその組合員又は会員たる商 会員たる商 第 規定を準 工組 一号及び第四号並びに第 合及びその組合員 用する。 第十 七条第二 この場合

(設立の認可)

設立の認可を受けなければならない。
 面を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書第四十二条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに

1~5 (略

(準用)

立総会)、 一十七条 織に関する法律第四十二条第 の払込み) 協同組合法第二十九条第一項から第三項まで (成立の時期等) 第二十八条 条中 組合の設立については、 の規定を準用する。 前条第 (理事への事務引継)、第三十条及び第 の規定を、 項」 とあるの 一項」と読み替えるものとする この場合にお 協同組合法第二十七条 出資組合の設立につい は 中 小 7 (出資の第 企業団: 協同 組合 体 (創 \mathcal{O} て

2 合法第五十六条から第五十七条まで(出資一口の金額の減少) 五十九条第 (会計の原則) 第五十八条第一 第五十· 組合の管理については、 第四十 カン ?ら第1 第三十三条第四項から第八項まで 七条の五 (組合の持分取得の禁止) 項及び第二項、 条から第五 の規定を、 六条の三 項から第三項まで(準備金及び繰越金)、第 (余裕金運用の制限) ま + 出資組合の管理については、 五条まで 協同組合法第十条の二(組合員 第六十条 第 三十六条の (役員 \mathcal{O} (剰余金の配当) 規定を準用する。 (定款) 及び第五十七条の六 五から第四 総 会 第三十 総代会等) 並びに 協同組 1十条ま この 兀 条 名

2

(設立の認可)

面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書第四十二条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに

2~5 (略)

用

第四十七条 は、 三十二条 立総会)、 口 の払込み) 協同組合法第二十九条第一項から第三項まで (成立の時期等) の規定を、 第二十八条(理事への事務引継) 組合の設立については、 の規定を準用する。 協同組合法第二十 出資組 合の設立につい 第三十条及び第 (出資の第 七 条 7

簿) 条の二から第五十五条まで 法第三十五条の二、 取得の禁止) 第三項まで 十七条まで 出資組合の管理については、 組合の管理については、 とあるのは 第六十条 (剰余金の配当) 第三十三条第四項から第八項まで (出資一口の金額の減少)、 (準備金及び繰越金) の規定を準用する。 「主務大臣」 第四十八条及び第五 協同組合法第十条の二(組 (役員) 並びに第六十一条 協同組合法第五十六条から第五 この場合におい 協同組合法第四 第五十九条第 総会、 + 第五十八条第 (定款) 総代会等) 条第 及び 一項及び第二 組 項 協同 合の持分 の規定を 第 中 項から 合員 三十四 組 行 政 合

場合に 会員) を下] 務大臣」と、 する会員) とあるのは 十七条第二項及び第四十八条中「総組合員の五分の一(これ 決権を有する会員) の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その の二第四項から第六項まで」とあるのは 数」とあるのは「出席者の過半数 定めた場合にあつては、その割合)以上(商工組合連合会にあ 合連合会にあつては、 割合を定款で定めた場合にあつては、 で定め .関する法律第四十二条第二項」と、 回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以 とあ 条第二項 同 .席した会員の議決権の過半数の議決権を有する会員)」と 合連合会にあ 口 と、 合員の る割 お 組合法第四十 た場 上」とあるのは るの 議決権の総数の五分の一 て、 合を定款 「総組合員の五分の一 と 協同 及び 半数以上」とあるのは 議決権の 合に は 協同組合法第四十二条第一項中 協 つては、 組合 総組 協同組合法第五十一条第三項中「第二十七条 あ 第 同 五十 五. 組 で定めた場 と 総数の・ ては、 合員 条第 議決権の総数の百分の三以上 法第四十 合 七条の五中 法第三十五条の二、第四十八 「総組合員の 協同組合法第四十二条第一項、 議 0 段決権の 十分の 項中 その +分 一合に 以上に当たる議決権を有する 割 0 (商工組合連合会にあつては (これを下回る割合を定款で 合) 総数の半数以 総組合員の十分の 「行政庁」とあるのは あ 「総組 その割合)以上 協同組合法第五十三条中 以上に当たる議決権 百分の三(これを下回る 三項中「総組合員 これ つては、 以 「中小企業団体の 上 合員の半数以 を下 (商 「出席者の過 その 工組 上に当たる 回る割合を定 に当たる議 一 (商工組 割 合連 合 上 0 これ 第四 百分 を有 合会 Ě 組 以 半 を 五 同 \mathcal{O}

組合員 過半数 三項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるの 過半数の議決権を有する会員)」 第四十二条第一項中「出席者の過半数」とあるの の五分の 、その割合) の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあ 場合にあつては、 割合を定款で定めた場合にあつては、 めた場合にあつては、その割合)以上」とあるの 十八条中 「中小企業団体の は 半数以上に当る議決権を有する会員) |組合法第五十三条中「総組合員の半数以上」とあるのは 議決権の総数の十分の一以上に当る議決権を有する会員)」 び 協同 第四 の半数以上 (商工組合連合会にあつては、 組合員 一以上に当る議決権を有する会員)」と、 組合法第四十二条第一 「総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定 +五. 以上(商工組合連合会にあつては、 第 の十分の その割合) 組織に関する法律第四十二条第二項」と、 (商工組合連合会にあつては、 項 中 総組合員 (これを下回る割合を定款で定めた 以上 項、 と、 (商工組合連合会にあつて 第四十七条第二項及び第四 0 協同組 その割っ 出席した会員の議決権 +分 と読み替えるも 合法第五 以上」とある (これを下 議決権 議決権 は は 協同 「出席者 総組合員 問組合法 のつては の の総 条第 口 は \mathcal{O} は

3 組合の解散及び清算並びに合併については、協同 決権を有する会員)」と読み替えるものとする。

項中「 るのは 政庁」とあるのは「主務大臣」と、 決権の総数の五分の一 合法第六十九条第一 協同組合法第六十二条第一項第五号中「第百六条第二項」とあ 第四項(合併の手続) 十三条の四第四項、 三条から第六十七条までの規定中債権者に係る部分並びに第六 第六十八条第 第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項を除 れらの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の四第四 「総組 第六十六条第 み替えるものとする。 企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、協 合の解散及び清算並びに合併については、協同組合法 対規定を、 第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは 項まで」と、 「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一 合員 項及び第二項、第六十三条から第六十七条まで(こ の五分の一以上 項並び 出資組合の合併につい 項並びに第六十九条第二項及び第三項中 第六十三条の五第六項及び第六十三条の六 同条第二項、 項中「総組合員の五分の一以上」とあるの の規定を準用する。この場合におい 以上に当たる議決権を有する会員) に第六十九条 (商工組合連合会にあ 協同組合法第六十五条第 協同組合法第六十六条第二 くては、 (解散及び清算並びに合 協同組合法第六十 つては、 項か て、 同 中 一項 議 組 3

华用)

二項、第九十八条及び第九十九条第二項を除く。)(登記)の八十五条から第百三条まで(第八十五条第二項、第九十六条第界五十四条 組合の登記については、協同組合法第八十三条、第

一 項 中 るのは 第四項 の一以上に当たる議決権を有する会員)」と読み替えるも 分の一以上 に関する法律第四十二条第二項」と、協同組合法第六十九条 並びに第六十九条第二 ら第三項まで」と、 協同組合法第六十二条第一項第五号中「第百六条第四項」とあ 三条から第六十七条までの規定中債権者に係る部分並びに第六 の二第四項から第六項まで」とあるのは 第六十八条第一 第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項を除 れらの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の 十二条第一項 十三条の四第四 「主務大臣」と、協同組合法第六十六条第二項中 組 の規定を、 「総組合員の五分の一以上」とあるのは「総組 (合併の手続) の規定を準用する。 0 「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第 (商工組合連合会にあつては、 散及び清算並びに合併に 及び第二項、 項、 出資組合の合併については、 項並びに第六十九条 第六十三条の五第六項及び第六十三条の六 同条第二項、 項及び第三項中 第六十三条から第六十七条まで(こ 協同組合法第六十六条第 ついては、 (解散及び清算並びに合 「行政庁」 「中小企業団 この場合におい 議決権の総数の 協同組合法第六十 協同 「第二十七条 とあるの 四第四 組 体の 合員の五 五 組織 項か 7 は項

(準用)

二項、第九十八条及び第九十九条第二項を除く。)(登記)の八十五条から第百三条まで(第八十五条第二項、第九十六条第第五十四条 組合の登記については、協同組合法第八十三条、第

協同組 五条第 項 とあるの 律第四十八条第二項第五号」と、 げる事項を除く。)」と、 規定を、 第百三条中 条第二項第五号」とあるのは は四項各号」とあり、 協同組合法第九十九条第一項中「第八十四条第二項各号若しく るの 商 から 十八条第二項各号(非出資組合にあつては、 合法第八十六条第一号中「第八十四条第二項各号」とあ 企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは 「行政 項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第 の規定を準用する。この場合において、協同組合法第八十 .工組合登記簿及び商工組合連合会登記簿」と、 信用協同組合登記簿 合登記簿 第三項まで」 は 第九十六条第二項及び第九十九条第二項 項中 「庁」とあるのは 出 は 「中小企業団: 資組合の登記については、 「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と 中小 「前条第二項各号又は第四項各号」とあり、 事業協同小組合登記簿、 企業団体の組織に関する法律第六十九条第 اح 及び協同組合法第百二条中「第八十四条 体の組織に関する法律第五十四条におい 協同組合法第九十七条第二項中 「主務大臣」 協同組合法第八十五条第二項中 中小企業等協同組合連合会登記簿 「中小企業団体の組織に関する法 協同組合法第九十六条第五項 協同組合法第八十五 火災共済協同組 第百六条第二項 同項第五号に掲 (変更の登記 協同組 「事業 協同 合法 合登 ŋ 前

二項、 替えは、 条第二項 三条第二項各号」とあるのは 簿」と、 記簿」とあるのは 組合連合会登記簿、 災共済協同組合登記簿、 条第二項中 中「行政庁」とあるのは 律第四十八条第二項第五号」と、 条第二項第五号」とあるのは げる事項を除く。)」と、 四十八条第二項各号(非出資組合にあつては、 第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第 は四項各号」とあり、 協同組合法第九十九条第一項中 組合法第八十六条第一号中「第八十四条第二項各号」とあり、 五条第一項中「前条第二項各号又は第四項各号」とあり、 等)の規定を準用する。この場合において、 規定を 律第五十四条において準用する中小企業等協同組合法第九十三 第九十六条第二項及び第九十九条第二項 (各号」と読み替えるものとするほ 協同組合法第百三条中「中小企業等協同 政令で定め 出 資組 「事業協同組合登記簿、 合の 「商工組合登記簿及び商工組合連合会登記 企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登 登記については、 及び協同組合法第百二条中「 信用協同組合登記簿 「主務大臣」と、 協同組合法第八十五条第二項中 「中小企業団体の組 「中小企業団体の 「第八十四条第二項各号若しく 協同組合法第九十六条第五項 事業協同 協同組 協同組合法第九十七 か 協同 小組 合法 中小企業等協 必要な技術的 組織に関する法 同項第五号に 組合法第九十 織に関する法 合登記簿、 組合法第八十 (変更の 第八十五条 第八十四条 協 登記 火 掲 同

(主務大臣の命令)

み替えるもの

とするほ

か

必要な技術的読替えは、

政令で定め

(主務大臣の

命令

て準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と読

ずることができる。その組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、は法令に基づいてする主務大臣の処分又は定款若しくは規約に六十七条 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令若しく

(商工組合等に対する解散の命令)

第六十九条 (略)

2 • 3

(略)

三項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるもの三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第4 前三項の規定による解散の命令には、協同組合法第百六条第

(準用)

とする。

田子のとする。

「田子のとする。

「田舎の監督については、協同組合法第百四条、第百年のとする。

「田舎の監督については、協同組合法第百四条、第百年のとする。

「田舎の監督については、協同組合法第百四条、第百年のとする。

| 罰金に処する。| 第百六条 | 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の

一 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百五

るべきことを命ずることができる。
認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を採若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると第六十七条 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款

(商工組合等に対する解散の命令)

第六十九条 (略)

2 · 3 (略)

二(解散の命令の通知の特例)の規定を準用する。
4 前三項の規定による解散の命令には、協同組合法第百六条

(準用)

以上に当る議決権を有する会員)」と読み替えるものとする。「日五条の二まで(不服の申出等)の規定を準用する。この場合第七十一条(組合の監督については、協同組合法第百四条から第

罰金に処する。 第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の

第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百五

告をせず、若しくは虚偽の報告をした者いて準用する協同組合法第百五条の三第二項の規定による報み、妨げ、若しくは忌避し、又は第五条の二十三第六項にお条第二項若しくは第百五条の四第一項の規定による検査を拒

の二 (略)

み、妨げ、若しくは忌避した者、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず。)において準用する協同組合法第九条の三第四項において二 第十七条第八項 (第三十三条において準用する場合を含む二

三~五 (略)

の過料に処する。 業組合、商工組合又は商工組合連合会の理事は、二十万円以下第百十二条 次に掲げる違反があつた場合は、その行為をした協

一~三 (略)

。)の規定に違反したとき。四 第十七条第四項(第三十三条において準用する場合を含む

(略)

三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組準用する協同組合法第二十七条第七項の規定、第五条の二十一 第五条の二十三第二項若しくは第四十七条第一項において

ず、若しくは虚偽の報告をした者いて準用する同法第百五条の四第一項の規定による報告をせみ、妨げ、若しくは忌避し、又は第五条の二十三第六項にお条第二項若しくは第百五条の四第一項の規定による検査を拒

一の二 (略)

み、妨げ、若しくは忌避した者、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず。)において準用する協同組合法第九条の三第四項において一 第十七条第七項 (第三十三条において準用する場合を含む

三~五 (略)

円以下の過料に処する。
した協業組合、商工組合又は商工組合連合会の理事は、二十万第百十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為を

一~三 (略)

。)の規定に違反したとき。四 第十七条第三項(第三十三条において準用する場合を含む

一 (佫)

三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組準用する協同組合法第二十七条第七項の規定、第五条の二十一 第五条の二十三第二項若しくは第四十七条第一項において

準用 一項に き事項を記載せず、 れらの 項 若しくは記録をしたとき。 芸しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成 する会社法第四百 \hat{O} いて準用する場合を含む。)若しくは第五十三条 第三十六条の おい 規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第 書面若しくは電磁的記録に記載し、 て準用する協同組合法第六十九条第一 |項において準用する協同組合法第六十九条第 七 第一 若しく 九十二条第一 項 (第五条の二十三第四 は記録せず、 項の規定に違反 若しくは虚偽の 若しくは記 項にお べせず、 項 して、 文は 、又は 録す 1 兀 第 議 記 て 項 兀 第

準用する協同組合法第六十九条第 規定を第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項にお 几 若しくは第六十四条第六項から第八項までの規定に違反 条第三項において準用する協同組合法第六十三条の四第 項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第 を含む。)の規定、 五十六条の 書面若 項から第九項まで、にしくは第二項、第六 用する協同組合法第十条の二、 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項に 的 記 (同 条 しくは電磁的記録 に記載 規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七 理 一由が せず、 な 第六十三条の五第 項 若しくは 第五条の二十三第三項、 1 第六十三条の六第一項若しくは第一 のにその書面若しくは電磁的 第 を備え置かず、 + 虚 は 偽の 記録すべき事項を記載 項及び第十三項を除く。 第三十四条の二若 一項において準用する場合 記載若しくは記録 項、 その書面若しくは 第二項若しくは第 第四十六条第三 しくは 記 せず、 をし、 録 お 1 11 項 第 7 て \mathcal{O}

> 準用 載若しくは記録をしたとき。 べき事項を記載せず、 これらの書面若しくは電磁的記録に記載 三項において準用する協同組合法第六十九条第 一項 十七条第三項において準用する協同組 ·録若しくは財 の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第 する会社法第四 第三十六条の て準用する場合を含む。 産目録若しくは貸借対照表を作成 七 百九十二条第一 第 若しくは記録せず、 項 (第五 若しくは第五 項の規定に違反 の二十三第四 合法第六十九条第 若しくは 若しくは記. 一項におい でせず、 項 虚偽 入して、 又 は 又は 録 第 \mathcal{O} す 7 議 加 項

四十条 第四 若しくは 記録を備え置 六項 五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項に 第二項において準用する協同組合法第五十六条の規定又は 五条の二十三第三項、 六十九条第一項におい 準用する協同組合法第十条の二、 第六十三条の六第一 する協同 十三条の しくは虚然 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二 から 項又は第四十七条第三 (同条第一 偽 記録 五第一項、 組合法第六十三条の四第一 第八項までの規定に違反して、 面若しくは の記載若しくは記録を すべ かず、 、 き 事 項から第三項までの規定を第五 項若しくは第二項若しくは その書面若しくは電磁 第二項若しくは第七項から第九項まで、 電磁的記録に記録 項を記載せず、 第四十六条第三項若しくは第四十七 て準用する場合を含む。 |項において準用 第三十四条の二若しくは 項若しくは第二項、 又は 書面若 された 正当 的 する協同 は 記 <u>)</u> しくは 録に な 記 第六十四条第 項 理 録 おいて準 条の二十三 を主 記 由 せ 規 組合法第 12 淀、 ず、 がなな 電 お 磁磁 第六 11 甪 第 第

五. する協同組合法第三十五条第七項の規定に違反したとき。 第三百八十九条第五項の規定又は第五条の二十三第四項若し 会社法第三百八十 準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する 求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。 法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合にお する協同組合法第三十五条第六項の規定に違反して、 と若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。 閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、 録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの 査を妨げたとき。 条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第 くは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九 する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社 規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。 三百八十四条若しくは第四百九十二条第 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において 協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において 磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供するこ 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用 (略) その請求に係る事項を総会の目的とせず、 条第二項若しくは第三百八十四条の規定 一項の規定による調 又はその請 同項に 七 六 五. (新規) する協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。 (新規) 令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒 んだとき。 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項におい 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準 (略) (略) 7

(削る) 準用する協同組合法第三十六条の三第五項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項(第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項においた準用する協同組合法第六十九条第一項においた準用する協同組合法第六十九条第一項においた準用する協同組合法第三十二条の四第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに十三条の四第四項の規定に違いとは第五十三条の四第四項の規定において準用する協同組合法第三十六条の三第五項において準用する準用する協同組合法第三十六条の三第五項において準用する

十一 (略)

用する協同組合法第三十八条第三項 又は第四十七条第三 又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九 一第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。 する協同組合法第三十八条第 事 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準 会に報告せず 項において準用する場合を含む。 項 お て準用 一項に 又は虚偽の報告をしたとき。 する場合を含む。 おい て準用する協同組合法第六十九 項 (第五条の二十三第四項 (第五条の二十三第四 又は第三十八条の 項

準用する協同組合法第三十六条の四第二項において準用する協同組合法第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する協同組合法第二項において準用する協同組合法第二項において準用する協同組合法第三十二条の二第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに第三項において準用する協同組合法第三十二条の三第四項の規定又は第五条の二十三第三法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

項若しくは第四 準用する協同組合法第三十六条の四第二項において準用する 六十九条第一 会社法第三百八十九条第五項の規定又は第五条の二 の規定による調査を妨げたとき。 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において 項に 十七条第三 おい て準用する会社 一項にお V て準 法第四百九十二 甪 す んる協同 士 組合法第 第四

十 第 五 条 (略)

ることを怠つたとき。する協同組合法第三十八条の二第六項の規定による開示をする協同組合法第三十八条の二第六項の規定による開示をする協同組合法第三項又は第四十七条第二項において準用

(新規)

十四~十六 略

用する協同組合法第五十七条の五の規定に違反したとき。 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準

十八・十九 (略)

第四百八十四条第 用する協同組合法第六 立てを怠つたとき。 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準 項の規定に違反して、 -九条第 項におい 破産手続開始の申 て準用する会社法

_ + ---------------(略)

一十四 提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。 る協同組合法第百五条の二第一項の規定に違反して、 第五条の二十三第六項又は第七十一条において準用す 書面を

をしたとき。 百五条の三第 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第 一項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告

(略)

2 会社法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも 項又は第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項におい 項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三 て準用する協同組合法第三十六条の三第五項において準用する 一六条の三第三項において準用する会社法第三百八十 会社法第九百七十六条に規定する者が、 前項と同様とする。 第五条の二十三第三 条第三

> +---+= 略

(新規)

十四·十五 略

(新規)

十六~十八

十九 協同組合法第百五条の二の規定に違反して、 第五条の二十三第六項又は第七十一条において準用する 書面を提出せず

又は虚偽の書面を提出したとき。

五条の三の規定による報告をせず、 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百 又は虚偽の報告をしたと

十 略

- 93 -

(準用) (準用) (準用) (準用) (準用) (準用) (準用)	改 正 案
(雑用) (雑用) (雑用) (雑則)の規定は、組合について準用する。この場合において (雑則)の規定は、組合について準用する。この場合において (雑則)の規定は、組合について準用する。この場合において (雑則)の規定は、組合について準用する。この場合において (推)	

項中 第百 研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算」と、 技術研究組合法第八条第二項」と、 の規定中 第百五条 定による出資の払込みのあつたことを証する書面 とあるの 合会登記簿、 協同組合登記簿、 技術研究組合法第八条第一項の認可」と、同法第九十七条第二 第六十九条第二項及び第三 「第二十九条の規定による出資の払込み」とあるのは「鉱工業 書面」 第六十二条第二項 第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは 同法第 項第 第百 経費」とあるのは \pm 第百五条の四第 「事業協同組合登記簿、 項第三号中「毎事業年度の収支予算」とあるのは 条 第八 と読み替えるも の規定は、 は 「行政庁」とあるのは 五条の 0 号 中 第百五条の一 「鉱工業技術研究組合登記簿」と、 条第 企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記 第 匹 書面 信用協同組合登記簿、 第 組合について準用する。この場合におい 及び 項 一項並びに第百六条第 項 第六 並 前 第 「費用」と、 条第 のとする。 びに出資の 第 十五 項 第六項及び第七項並びに第百 事業協同小組合登記簿、 項 項 同法第三十五条の二、第四十八条 条第 第九十六条第五項 項」とあるのは 「主務大臣」と、 第百五条の三第 総口数及び第二十九条の規 百 同法第八十四条第一項中 同法第六十六条第二項中 項、 Ŧī. 中小企業等協同組合連 第六十六条第一 一項から第三項まで 同法第九十八条 第 同法第五十一 鉱工業技術研 とあるの 同項第四号 項及び 第百四· 項 火災共済 及 「鉱工業 「試験 び 第二 項 第 7

> とする。 究組合登記 簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるの 組合登記簿、 項の認可」と、 出資の払込み」とあるのは 二項」と、 事業年度の収支予算」 業年度の収支予算」とあるのは るのは「主務大臣」と、 十六条第一項、 に出資の総口数及び第二十九 から第六項まで」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八条第 百六条第 つたことを証 「費用」と、 事業協同小組合登記簿、 同法第三十五条の二、 第百四 同法第八十四条第一項中「第二十九条の規定による 項及び第四 条から第百五条の三まで、 簿」と、 同法第六十六条第二項中「第二十七条の二第四 中小企業等協同組合連合会登記 する書 同法第九十七条第二項中 第六十九条第二項及び第三項、 同法第九十八条第二項第一号中 面 と 項 とあるのは 同法第五十一条第一項第三号中 並びに第百六条の二中「行政庁」とあ 第四十八条、 火災共済協同組合登記 「鉱工業技術研究組 同項第四 条の規定による出資の 「試験研究の実施計画並びに 「書面」と読み替えるも 「号中「経費」とあるの 第百五条の四第一 第六十二 「事業協同組合登記 は 一条第一 第九十六条第五 合法第八条第 「鉱工業技術 企業組 払込みの 書面並 項、 信用協同 合登 第六 75 毎

罰則)

(罰則

下の罰金に処する。

下の罰金に処する。

「たる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以をし、又は第百五条第二項若しくは第百五条の四第一項の規定をし、又は第百五条第二項をしくは患傷の報告をし、又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をの三第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をの三第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をして、

人は、二十万円以下の過料に処する。第二十三条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算

一~三 (略)

録をし、 載せず、若しくは記録せず、 若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記 ること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したも 定に違反して、 同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規 及び第十三項を除く。 一、第三十四条の二又は第四十条 の閲覧若しくは謄写若しくは書類の 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十条の 磁的記録 又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録 書類若しくは電磁的記録を備え置かず、 に記録された事項を電磁的方法により提供す _の規定を第十六条において準用する 若しくは虚偽の記載若しくは記 (同条 謄本若しくは抄本の交 (第一項、 書類 一項

五 (略)

る同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)若条第七項、第三十六条の七第一項(第十六条において準用すハ 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第二十七

る。 、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処すみ、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせずみ、妨げ、若しくは第百五条の四第一項の規定による検査を拒第十八条 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百

人は、二十万円以下の過料に処する。第二十三条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算

一~三(略

記載し、 由がないのに書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主 せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、 しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に において準用する場合を含む。)の規定に違反して、 での規定を第十六条において準用する同法第六十九条第一項 二、第三十四条の二又は第四十条 を拒んだとき。 務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十 若しくは記録すべき事項を記載せず、 (同条第 項から第三 又は正当な 若しくは記録 一項ま

六 第十六

る同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)若条第七項、第三十六条の七第一項(第十六条において準用すべ)第十六条において準用する中小企業等協同組合法第二十七

とき。 若しくは記録せず、 若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは 用する同法第六十九条第一項において準用する会社法第四百 電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、 九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録 しくは第五十三条の四第一項の規定又は第十六条において 若しくは虚偽の記載若しくは記録をした

を監事に選任しなかつたとき。 条第六項の規定に違反して、 第十六条にお いて準用する中小企業等協同組合法第三十五 同項に規定する者に該当する者

条第七項の規定に違反したとき。 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五

(略)

条の三 項を総会の目的とせず の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事 しなかつたとき。 第十六条にお 第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項 いて準用する中小 又はその請求に係る議案を総会に提 企業等協同組合法第三十六

合法第六 する会社法第三百八十九条第五項 る中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用 項若しくは第三百八十四条の規定 六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第1 の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十 項 十九条第 第三百八 十四条若しくは第四百九十二条第 項 お て '準用する会社法第 (子会社に係るものを除く 第十六条において準用す 三百 項 0 組

> 若しくは記録せず、 電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、 若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは 九十二条第一項の規定に違反して、 用する同法第六十九条第一項において準用する会社法第四百 若しくは虚偽の記載若しくは記録をした 議事録若しくは財産目録

しくは第五十三条の三第

項の規定又は第十六条において準

とき。

新規

七 条第六項の規定に違反したとき。 第十六条において準用する中小企業等協同 組 合法第三 $\overline{+}$

八

(略)

(新規

規定による調査を妨げたとき。

-二 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第一項において準用する場合を含む。)、第四十一六十九条第一項において準用する場合を含む。)、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定に違反して、条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定に違反して、全主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧とは

(削る)

十三(略)

十五 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十項の規定による開示をすることを怠つたとき。 「項において準用する場合を含む。)又は第三十八条の二第六項において準用する場合を含む。)又は第三十八条第一項(第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十十四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十

会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事人条第三項(第十六条において準用する同法第六十九条第一

-六 (略)

十七 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十

一項の規定による調査を妨げたとき。第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項条の四第二項において準用する中小企業等協同組合法第三十六

十一(略)

(新規

十三(略)

(新規)

- 98 -

規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の

十八~二十一 (略)

十四~十七 (略)

条の二の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面十八 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百五

を提出したとき。

| 条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき十九|| 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百五|

- 99 -

○商店街振興組合法
(昭和三十七年法律第百四十一
一号)(第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

(商店街振興組合の事業) (商店街振興組合の事業) (商店街振興組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業 二・三 (略) 四 組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業	改正案
(商店街振興組合の事業) (商店街振興組合の事業) (商店街振興組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。 一 販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設 二・三 (略) 四 組合員及びその従業員の福利厚生に関する施設	現 行

(連合会の事業)

十九条 連合会は、 次の事業の全部又は一部を行うことができ

共同事業 接に構成する者 販売、 (以 下 運送、検査その他連合会を直接又は間 「所属員」という。)の事業に関する

三 5 五. (略

所属員及びその従業員の福利厚生に関する事業

を図るための教育及び情報の提供に関する事業 る経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識 第一号の事業に該当するものを除き、所属員の事業に関す の普及

2 略

創立総会

第三十五条 略

8 八条並びに第八百四十六条 び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第 無効の確認又は取消しの訴え) 八百三十六条第一項及び第三項、 第八百三十条、 不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法 創立総会については第二十一条の規定を、創立総会の決議 第八百三十一条、 (株主総会の決議の不存在若しくは の規定 第八百三十四条 第八百三十七条、第八百三十 (第四十六条の三第四項 (第十六号及 0

(連合会の事業)

第十九条 きる。 連合会は、 次の事業の全部又は一部を行なうことがで

共同施設 接に構成する者(以下 販売、 購買、 運送、 「所属員」という。 検査その他連合会を直接又は間 の事業に関する

三 5 五 (略)

所属員及びその従業員の福利厚生に関する施

七 る経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識 第一号の事業に該当するものを除き、 所属員の事業に関 0 普及

を図るための教育及び情報の提供に関する施設

八~十一

2

(創立総会)

2 5 7

第三十五条

略

8 八条並びに第八百四十六条(株主総会の決議の不存在若しくは 八百三十六条第一項及び第三項、 び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第 第八百三十条、第八百三十一条、 不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法 創立総会については第二十一条の規定を、 確認又は取消し 略 の訴え) の規定 第八百三十四条 第八百三十七条、 (これらの規定中監査役 創立総会の決議 (第十六号及 第八百三十

組合」という。 るものに限定する旨を定款で定めた組合 分を除く。)を準用する。 規定する組合であつ にあっては、 て その監事の これらの規定中監査役に係る部 監査の範囲を会計 (以下「監査権限限定 に関す

(設立の認可)

面を、 事業計画、 組合の設立の認可を受けなければならない。 経済産業省令で定めるところにより、行政庁に提出して 発起人は、 役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書 創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに

2 • 3 (略)

会社法の準用

組合にあつては、 八百四十六条 及び第三項、 分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項 を準用する。 二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項 号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部 組合の設立の無効の訴えについては、 第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第 、株式会社の設立の無効) これらの規定中監査役に係る部分を除く。) の規定 (監査権限限定 会社法第八百

(役員)

第四十四条 略

2 \ \ 4 (略)

5 組合員 (連合会にあ つては 会員たる組合の組合員 0 総数

> に係る部分を除く。 を準用する。

第三十六条 面を行政庁に提出して、 事業計画、 役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書 発起人は、 創立総会の終了後遅滞なく、 組合の設立の認可を受けなければなら 定款並びに

ない。

2 • 3 略

(会社法の準用)

第四十一条 中監査役に係る部分を除く。 八百四十六条 (株式会社の設立の無効) 及び第三項、 二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第 分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第 号に係る部分に限る。)、第八百三十四条 組合の設立の無効の訴えについては、 第八百三十七条から第八百三十九条まで並び を準用する。 の規定 (第一号に係る部 (これらの規定 二項

(役員)

第四十四条 略

2 \(\) 略

(新規

四十九号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法 三 この法律、会社法若しくは中間法人法(平成十三年法律第一 法人 一 法人 同様に取り扱われている者 同様に取り扱われている者 に 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと 一 に 一 次に掲げる者は、役員となることができない。	当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理は使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理の全部につき議決権を行使することができない株式についての。 (会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員) (会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
(新規)	5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。 は、

本第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、そ 正条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条 工条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条 まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、そ の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日 の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日 の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日 の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日

く。)を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行四、前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁

(役員の任期)

- 総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を3 設立当時の役員の任期は、前二項の規定にかかわらず、創立2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。
- げない。 終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨望が正項の規定は、定款によつて、前三項の任期を任期中の最

超えてはならない。

満了する。 満了する。 満言には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に るものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした が正項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関す

(役員の任期)

(新規)

(新規)

(新規

(役員の職務及び権限等) (他人員の職務及び権限等) (他人員の職務及び権限等) (他人員の職務及び権限等) (他人員の職務及び権限等) (他人員の職務及び権限等) (他人員の職務及び権限等) (他人員の職務及び権限等) (他人員の職務及び権限等) (他人員の職務及び権限等) (他人人会社会社法第三百四十五条第一項及び第二百四十三条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する。この場合において、同法第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(監済産業省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(監済産業省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(監済産業省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(監済産業省令」と読み替えるものとするほか、必要な社が第四十四条第一項政び自己と読み替えるものとするほか、必要な社が第四十四条第五項の政令で定める。 (本規)と表ののは「理事は、発育の定義の定済の定別が表別では、政令で定めると、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(監済産業省令」と読み替えるものとするほか、必要な社(監済産業省令」と読み替えるものとするほか、必要な社が第四十四条第五項の政令で定める基準を超えない組合は、第規) (本規)の職務及び権限等) (本規)の職務を行わなければならない (新規) (本規)の職務及び権限等) (本規)の職務及び権限等) (本規)の職務及び権限等) (本規)の職務及び権限等) (本規)の職務及び権限等) (本規)の職務及び権限等) (本規)の職務及び権限等) (本規)の職務及び権限等) (本規)の職務及び権限等) (本規)の職務を行かな対象を行かな対象を行かな対象を行かな対象を行かな対象を対象を行かな対象を行かな対象を対象を行かな対象を行かな対象を行かな対象を行かな対象を行かな対象を行かな対象を対象を行かな対象を行かな対象を行かな対象を対象を行かな対象を行かな対象を行かな対象を行かな対象を対象を行かな対象を対象を行かな対象
(忠美務) (新規) (お美務) (忠美務) (忠美務) (忠美務) (忠美務) (忠美務) (本会、定款及び規約並びに総会の決議 第四十六条の三位、法令、定款及び規約並びに総会の決議 第四十六条の三位、法第三百五十七条第一項、同法第三百六十二条第一項及び同盟定を、監事については同法第三百八十四条第二項及び第二項中「会計参育工項及び第三項並びに第三百八十四条第二項及び第二項中「会計参育四十五条第一項及び第二項中「会計参育四十五条第一項及び第二項中「会計参育四十五条第一項及び第二項中「会計参育の定とあるのは「理日八十四条中「法務省令」とあるのは「理日八十四条中「法務省令」とあるのは「理日八十四条中「法務省令」とあるのは「理日八十四条中「法務省令」とあるのは「理日八十四条中「法務省令」とあるのは「理日八十四条中「法務省令」とあるのは「理日八十四条中「法務省令」とあるのは「理日八十四条中「法務省令」とあるのは「理日八十四条中「法務省令」とあるのは「理日八十四条中「法務省令」とあるのは「理日八十四条中「法務省令」とあるのは「理日八十四条中「政治公司」とあるのは「理日八十四条中「政治公司」とあるのは「理日八十四条中「法務省令」とあるのは「理日八十四条中「法務省令」とあるのは「理日八十四条中で定める。
令、定款及び規約並びに総会の決議 第四十六条の三にその職務を行わなければならない し、組合のたにその職務を行わなければならない し、組合のたにその職務を行わなければならない し、組合のたにその職務を行わなければならない し、組合のたにその職務を行わなければならない し、組合のたに三百五十七条第一項から第三項まで、「一五条第一項及び第三項がに第三百八十四条関するものに限定する旨の定款の定し、」とあり、及び「監査役設置会社(監督するものに限定する旨の定款の定し、」とあり、及び「監査役設置会社(監督するものに限定する旨の定款の定し、」とあり、及び「監査役設置会社(監督するものに限定する旨の定款の定し、当とあり、及び「監査役設置会社(監督するものに限定する旨の定款の定し、当とあるのは「理区をそれぞれ準用する。この場合は、第四十六条の三関するものに限定する同の定款の定し、第2の場合に表別で定款ので定数る基準を超えない組合は、第二の表別で定款ので表別では、第四十六条の三度を監査を表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表
(新規) (本) (新規) (本) (本) (お) <
(新規) (本) (新規) (本) (本) (お) <
(新規) (本) (新規) (本) (本) (お) <
• =
• =
行 定 わ 款 な 並 け び れ に
法令及び定款並びに総会の決議を の職務を行わなければならない。

項から第七項までの規定をそれぞれ準用する。この場合においるものに限定する旨を定款で定めることができる。 「一ついては会社法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定による定款の定めがある組合においては、理事に 「一項の規定にかかわらず、その監事の監査の範囲を会計に関す」

一(新規)

第四十八条 (略)

るのは

経済産業省令」と読み替えるものとするほか。

第三項及び第四項第二号中

「法務省令」とあ

必要な

同条第一

項、

技術的読替えは

政令で定める。

2~4 (略)

しなければならない。 きは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印り、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されていると5 理事会の議事については、経済産業省令で定めるところによ

7 6 会社法 (略)

技術的読替えは、 による招集の 理事会の招集について準用する。 会社法第三百六十六条 請求) 政令で定める。 及び第三百六十 (招集権者) この場合において 条 第三百六十七条 招集手続 \mathcal{O} 規定は 必要な (株主

(理事の自己契約等)

取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなら第五十条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該

第四十八条 (略)

2 \(\)

略

きは、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなけれり、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されていると5 理事会の議事については、経済産業省令で定めるところによ

7 6 理 事 略

ばならない。

く。)の規定を準用する。 者)及び第三百六十八条(招集手続)(監査役に係る部分を除て 理事会の招集については、会社法第三百六十六条(招集権

(理事の自己契約)

第五十条 約することができる。 十九号) 理事は、 第百八条 理 事会の承認を受けた場合に限り、 (自己契約及び双方代理 この場合は、 民法 明 治 の規定を適用し 十九 年法律第 組合と契

できない。 4 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ免除することが3 (略)	たみな」。 れたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたもの2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行わ2	(削る) れによつて生じた損害を賠償する責任を負う。 第五十一条 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、こ (役員の組合に対する損害賠償責任)	国際のでは、 国際のでは、 国際のでは、 国のでは、 国のでは、 国のでは、 国のでは、 国のでは、 では、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ののでは	とき。
ことができない。	決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。第一項の行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その様とする。様とする。任ずる。重要な事項につき第五十三条第一項に掲げる書類に虚	///	(新規)	(新規)

垻 り	上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない項の役員に対し退職慰労金その他の経済産業省令で定める財産8 第五項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同には、各監事の同意を得なければならない。	(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出する7 監査権限限定組合以外の組合の理事は、第一項の責任の免除三 責任を免除すべき理由及び免除額	第五十一条の五第一項に規定する組合を代表する理事 六 前項の規定により免除することができる額の限度及びその理を開示しなければならない。 1 前項の規定により免除することができる額の限度及びその 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額 一	5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務 該によつて免除することができる。 該によつて免除することができる。
(新規)	(新 規)	(新規)	(新 規	(新 規)

するほか、 定を準用する。 (取締役会設置会社にあっては、 「理事会の決議」と、 (取締役会設置会社にあっては、 「取締役(当該責任を負う取締役を除く。)の過半数の同意 責任を免除する旨の理事会の決議」 必要な技術的読替えは、 この場合において、 同条第三項中「責任を免除する旨の同 取締役会の決議)」とあるの 政令で定める。 取締役会の決議) 同法第四百二十六条第一項 と読み替えるものと とある

(役員の第三者に対する損害賠償責任)

第五十一条の二 過失があつたときは、 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な 当該役員は、 これによつて第三者に生じ

2 た損害を賠償する責任を負う。 ついて注意を怠らなかつたことを証明したときは、 前項と同様とする。 次の各号に掲げる者が、 ただし、 当該各号に定める行為をしたときも その者が当該行為をすることに この限りで

理事 次に掲げる行為

のに記載し、 第五十三条第一 又は記録すべき重要な事項についての虚偽の 項及び第二 |項の規定により作成す きも

記載又は記録

虚偽の登記

虚偽の公告

いての虚偽の記載又は記録 監事 監査報告に記載し 又は記録すべ き重要な事項に

(役員の連帯責任)

を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。 責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任第五十一条の三(役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する)

(役員の責任を追及する訴え)

第五 式会社における責任追及等の訴え) とあるの 編第二章第二 要な技術的読替えは 項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。 条の四 は 同 法第八 役員 一節 経 「済産業省令」と読み替えるもの の責任を追及する訴 (第八百四十七条第) 百四十七条第 政令で定める。 の規定を準用する。 項及び第四項中 えに 一項 つい 第八百四 7 とするほ は 「法務省 この 会社 + 九条 場 カン

(組合を代表する理事)

第五十一条の五

略

2

3 会社の代表) 会社法第三百五十三条 百五十三条中 百六十四条 る会社の代表)、 |権の制限) 四条第一項 組合を代表する理事については、第四十六条の二、民法第四 組合法第五 (取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける の規定を準用する。この場合において、 及び第五十五条 (法人の不法行為能力)、第五十四条 干 第三百四十九条第四項」とあるのは、 第三百五十四条 条の (株式会社と取締役との間の訴えにおけ 五第 (理事の代理行為の委任) 並びに 項」 (表見代表取締役)及び第三 と読み替えるものとする。 (理事の代 同法第三 「商店街

第五十一条の二(略)

3 2

振興 会社の代表) る会社の代表)、 理権の制限)及び第五十五条 百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、 百六十四条(取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける 会社法第三百五十三条(株式会社と取締役との間 十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五 組合を代表する理事については、第四十六条の二、 組合法第五 の規定を準用する。この場合におい + 第三百五十四条 (表見代表取締役) 条の 第 (理事の代理行為の委任) 項」 と読み替えるもの 十四条 て、 の訴えにおけ (理事の 民法第四 とする。 及び第三 同法第三 並びに 「商店 代

ならない。	い。 及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならな ころにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類	7 理事は、通常総会の通知に際して、経済産業省令で定めると報告書は、理事会の承認を受けなければならない。	6 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業めるところにより、監事の監査を受けなければならない。	5 第二項の決算関係書類及び事業報告書は、経済産業省令で定係書類を保存しなければならない。		ることができる。 - 決算関係書類及び事業報告書は、電磁的記録をもつて作成す	作成しなければならない。 安処理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書を 「はる則遂目録」、賃借対所者「批益言算書」乗う金気分第2に批	野帯対照長、景盤十算書、 好産業省令で定めるところに		成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。第五十三条 組合は、経済産業省令で定めるところにより、その(決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等)
提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類を通常総会に3 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	。 2 決算関係書類は、電磁的記録をもつて作成することができる		(新規)	る事務所に備え置かなければならない。。)を監事に提出し、又は提供し、かつ、決算関係書類を主たは損失処理案(以下この条において「決算関係書類」という	告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又第五十三条(理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報(決算関係書類の提出、備置き及び閲覧等)

記載した書面の交付の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて 組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を 業省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求	三 決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録をもつて作成さ 一二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求 るときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求	は書類及び事業報告書が書面をもつて作成されていく払わなければならない。	し、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定場内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただ間	良及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取	この限りでない。の措置として経済産業省令で定めるものをとつているときは、	四号に掲げる請求に応じることを可能とするた	録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項ばならない。ただし、決算関係書類及び事業報告書が電磁的記	間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなけれ	組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会のかなければならない。	総会の日の二週	合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通	告書の内容を通常総会に報告しなければならない。 ・ 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報
(新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) (新規)	一 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは(新規) 書面の閲覧又は謄写の請求	算 な	場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んで間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この	見及び組合の					(新規)		(新規)	(新規)

(会計帳簿等の作成等)

第五十四条 (略)

3 2 その めた場合にあつては、 て、 組合員は総組合員の百分の三(これを下回る割合を定款で定 組合は、 事業に関する重要な資料を保存しなければならない。 その業務取扱時間内は、 会計帳簿 この閉鎖 その割合)以上の同意を得て、組合に対 の時 V から十年間 つでも、 次に掲げる請求をす その会計 帳簿及び

·二 (略)

ないのにこれを拒んではならない。

ることができる。

この場合においては、

組合は、

正当な理由

が

第五十六条 削除

五十四条 (略) (会計帳簿等の作成及び閲覧等)

(新規)

2

第

がないのにこれを拒んではならない。することができる。この場合においては、組合は、正当な理由対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求を定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、組合に組合員は、総組合員の十分の一(これを下回る割合を定款で

· 二 (略)

(会社法等の準用)

第五 を、 役の行為の差止 行使することができない この場合にお 会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を に同法第三百八十九条第四 「子会社 十六条 条を除く。 了百七 理事については同法第三百六十条第 連帯責任) 第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八 項 十九条第三項の規定により 同法第三百八十九条第五項中「子会社に」とあるのは 及び第四 (組合が総株主(総社員を含む。 理事及び監事につい <u>め</u> 及び第七 (株式会社における責任追及等の訴え) 項中 同条第四項第二号並びに同法第八百四十七 規定を、 編第二章第二 株式につい 法務省令」とあるの 項 及び第五項の 監事については第五十 ては会社 、議決権を有するものとみな ての 節 法第四 議決権を除き (第八百四十七条第1 項 規定を準用する。 の議決権 (株主による取締 は 置 経 一十条 済産業省 (株主総 の規定 条並び 八百五十 (役員

第六十二条 2 • 第六十四条の二 りでない。 な理由がある場合として経済産業省令で定める場合は、 の目的である事項に関しないものである場合、 て必要な説明をしなければならない。 する通知 ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対 のとすることができる。 定にかかわらず の経済産業省令で定める事項に係るものについては、 ことにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当 定の事項について説明を求められた場合には、 (理事及び監事の説明義務) (総会の議決事項) 項第二号に掲げる事項の変更のうち、 (略) 公告その他の周知の方法を定款で定めなければなら (略) 理事及び監事 定款で、 この場合においては、 総会の議決を経ることを要しないも は 総会において、 ただし 軽微な事項その他 その説明をする 当該事項につい 当該事項が総会 総会の議決を経 組合員から特 同項の規 こ の 限 2 • 3 第六十二条 術的読替えは、 とあるのは をいう。以下この項において同じ。 される株式につ (新規 (総会の議決事項) 「役員等が」 (略) 「監事も」と読み替えるものとするほか 政令で定める。 いての議決権を含む。 とあるのは 「理事が」 の過半数を有する会社 他の役員等も 同法第四百三十 必要な技

4

第六十四条の三・第六十四条の四(略)

(会社法の準用)

(なる部分を除く。)を準用する。 原六十五条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消して の訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十八条並びに第八百四十六条(株主 第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条(株主 規定(監査権限限定組合にあつては、これらの規定中監査役に 規定(監査権限限定組合にあつては、これらの規定中監査役に の訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、 にあつては、完計では、第八百三十一条、 の訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、 にあつては、これらの規定中監査役に はまず、第八百三十条、第八百三十一条、 にあつては、これらの規定中監査役に はまず、第八百三十一条、 にあっては、これらの規定中監査役に にあっては、これらの規定中監査役に にあっては、これらの規定中監査役に にあっては、これらの規定中監査役に にあっては、これらの規定中監査役に にあっては、これらの規定中監査役に にあっては、これらの規定中監査役に にあっては、これらの規定中監査役に にあっては、これらの規定中監査役に にあった。) にあっては、これらの規定中監査役に にあっては、これらの規定中監査役に にあっては、これらの規定中監査役に にあった。) にあった。 になる。

第六十七条 (略)

3 組合の出資一口の金額の

れらの規定中監査役に係る部分を除く。)を準用する。 (監査権限限定組合にあつては、こから第八百三十九条まで並びに第八百四十六条(株式会社の条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条(株式会社のに係る部分に限る。)、第八百三十四条(第五号二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第五号法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第

余裕金運用の制限)

組合は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用しては合員)の総数が第四十四条第五項の政令で定める基準を超える第六十七条の二 組合員(連合会にあつては、会員たる組合の組

第六十四条の二・第六十四条の三(略

(会社法の準用)

第六十五条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消し第六十五条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)

第六十七条 (略)

2 (略)

(新規

ない。ない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りで

連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることがで きるもの 金庫連合会、 組合連合会、 銀行、 農林中央金庫 への預金 信用協同組合又は農業協同組合連合会、 水産加工業協同組合連合会若しくは協同 貯金又は金銭信託 商工組合中央金庫 信用 金庫 漁業協 組合 信用

二 国債、地方債又は経済産業省令で定める有価証券の取得

(会計の原則)

計の慣行に従うものとする。第六十七条の三 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会

第七十四条 (略)

2 •

(略

項本文及び第五項の規定を準用する。4 第一項の規定による役員の選任については、第四十四条第四

(合併の無効の訴え)

。)並びに第八百四十六条(合併無効の訴え)の規定 (監査権三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百三十五条条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二十六条 組合の合併の無効の訴えについては会社法第八百二

(新規)

第七十四条 (略)

2·3 (略)

項本文の規定を準用する。
4 第一項の規定による役員の選任については、第四十四条第四

(合併の無効の訴え)

。)並びに第八百四十六条(合併無効の訴え)の規定を、この第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百三十五条条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第年十六条 組合の合併の無効の訴えについては会社法第八百二

(第十五号に係る部分に限る。) 、第八百七十一条本文、 第八百七十五条及び第八百七十六条 定 を、 組合に 規定を準用する。 てについ この条において準用する同法第八百四十三条第四 (第四号に係る部分に限る。)、 あ ては同法第八百六十八条第五項、 は れら 0 規定中監査役に係る部 (債務の負担部分の決 第八百七十三条本 第八百七十条 分を除 第八 項

(会社法等の準用)

第四十五 第八百七十五条並びに第八百七十六条 第四百八十九条第四項及び第五項 第三項まで、 十三条第四項及び第五項、 (各号列記以 第八百七十四条 百七十一条、 (株式会社の清算)、第八百六十八条第一項、第八百六十九条 第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第 八条第二項 一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、 (明治三十一年法律第十四号) 一条の三、 の規定を 匹 組合の解散及び清算については会社法第四百 第四百九十九条から第五百三条まで、第五 外の部分に限る。)、第四百八十一条、第四 及び第四項、 第八百七十二条 五十 第四十六条の二、 びに第八百七十六を、『一号及び第四号に係る部分に限る。)、(第一号及び第四号に係る部分に限る。) 条 組合の清算人については第四十五条の二、 カン 条 第 第四百八十四条、 五. 第四百七十九条第一項及び第二項 (第 + 条の 項及び第十 第四百九十二条第一項 第四十六条の三 第四十条 (非訟) 並びに非訟事件 一まで、 第四百八十五 項を除 第 (検査 五. 十 第四 人の 項及び 七十五 百 選任 七条 から 百 八 O百 五.

> 用する。 五条及び第八百七十六条 四号に係る部分に限る。)、 る部分に限る。 ては同法第八百六十八条第五項、 お て準 用)、第八百七十一条本文、第八百七十二条 でする同 医法第八 (債務の負担部分の決定) 一百四 第八百七十三条本文、 |十三条第四 第八百七十条(第十五号に係 項 0 申立 の規定を準 第八百七十 てにつ

云社法等の準用)

第

条(非 二節 については第四十五条の二、第四十六条の二から第五十四条ま 号) 第四十条 (検査人の選任の裁判) 号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七 四号に係る部分に限る。)、 に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条 条第一項、第八百六十九条、 五百三条まで、 第四百九十二条第一項から第三項まで、 十三条第四項及び第五項、 十八条第二項及び (各号列記以外の部分に限る。)、 条 (第一号及び第三号を除く。)、 第五十八条第二項から第四項まで、 (第八百四 訟) 並 び 並びに非 組合の解散及び清算については会社法第四 に会社法第 第五百七条 十七条第 第四項、 訟事件手続法 二百六十条第 項 第四百八十四条、 (株式会社の清算)、第八百六十八 第四百七十九条第一項及び第 第八百七十四条 第八百七十条(第二号及び第三号 第八百四 第四百七十六条、 第四百八十一条、 (明治三十一年法律第 の規定を、 第五十九条及び第五十 第四百九十九条から第 十九条第 項及び第七編 第四百八十五条 (第一号及び第四 組合の 第四 第四 百 清算人 七 百 百 贞

六十 第五 会)」とあるのは 十二条中 金処分案又 及び第四項中 十二条第 査役に係る部分を除く。 びに第八百五十一条を除き 法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中 五十三条第二 百 百四十七条第二項、 責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節 三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、 十三条第 項、 項まで、 用 五. 規定により読み替えて適用する同 びに会社法第三百五十七条第 「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七条」と、 する。 とあるの の規定を 業報告書」 应 第五項から第十 条 この 項本文、 項 第五十九条、 事 第 は 取締役 (会計 項中 ,業報告書」 三百八 第三百六十条第 は 損失処理 場合において 法務省令」とあるのは 監査権限限 第五百七条第 とあるの 帳簿等の 総組合員の五分の 「清算人会」と、 「財産目! 第八百四十九条第二項第二号及び第五項 第 取 +項まで並びに第十二 案」 締役会設置会社にあっては 条第 |項及び第三項 とあるの 第五十九条の 録、 は 定 とあるの (株式会社における責任追及等の訴 組 監査権限限定組合にあつては、 成等)、 項 事 貸借対照表、 同法第三百八十四条、 項並びに第八百四十七条第 項及び第三百六十四条の規定を 合の清算人については同法第三 項 務報告書」 は 同法第四百七十八条第二項 第 条第 は 事 第五十八条第二項 同法第三百六十条第三項 「経済産業省令」と 以上の同意を得た組 務報告書 百八十二条、 |並びに第六十四条の二 第三百八 財 項第 項並びに同法第三百 産目 ح 損益計算書、 組合のは 「次に掲げる株 録 号及び第三号 十四条から第 同法第三百八 貸借: 清算人の 第三百 第四 取締 いから第 同 (第八 条第 対照 剰 百 一項 第 監 同 役 余 九 並

> 要な技術的読替えは、 告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほ 株主」とあるのは「総組合員の五分の一 項中「前項」とあるのは 告書、 計算書及び 責任追及等の訴え) 第八百四 同法第四百七十九条第二 「経済産業省令」と、 第五 財 項並 同法第四 産目録及び貸借対照表」と、 十七条第 剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは びに第八百五十一条を除く。 項中 百 「事業報告書、 の規定を準用する。 九十二条第 項及び第四 政令で定める。 同法第四百九十九条第一 項各号列記以外の部分中「次に掲げる 「商店街振興組合法第七十七条」と、]項中 財産目 項、 同法第四百七十八条第二 第五百七条第 「法務省令」 この場合において、 以上の同意を得た組合 録 (株式会社に 貸借対照表 項中 とあ 「官報に公 項 「事務報 いるのは な並びに における 第 必

び

 \pm

替えは、政令で定める。 員」と、 のは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読 同法第四百九十九条第一項中 「官報に公告し」とある

(検査の請求)

第八十一条 政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを 理由として、 その組合の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする行 組合員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、 行政庁にその検査を請求することができる。

2 略

、決算関係書類の提出

略

第八十二条 2 定める。 前項の 書面の記載事項その他必要な事項は、 経済産業省令で

検査等

第八十四条 関し必要な報告を徴し、 違反する疑いがあり、 況を検査することができる。 があると認めるときは、 法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に 行政庁は、 又は組合の運営が著しく不当である疑い 組合の業務若しくは会計が法令若しくは 又はその組合の業務若しくは会計の状 その組合からその業務若しくは会計に

2 ばならない。 を携帯し 前項の規定による検査をする職員は、 関係 人の請求があつたときは その身分を示す証明書 これを提示しなけれ

(検査の請

第八十一条 ことができる。 る疑いがあることを理由として、 その組合の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反す 組合員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、 行政庁にその検査を請求する

2 (略

第八十二条 (決算関係書類の提出

(新規

第八十四条 計の状況を検査することができる。 会計に関し必要な報告を徴し、 る疑いがあると認めるときは、 定款に違反する疑いがあり、 行政庁は、 組合の業務若しくは会計が法令若しくは 又は組合の運営が著しく不当であ 又はその組合の業務若しくは会 その組合からその業務若しくは

(新規

3 規定による検査の 権 限 は 犯罪捜査のために認め

れたものと解してはならない

(行政庁の命令)

とができる。 組合に対し、 に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に違反 た場合において、 は第八十一条第二項若しくは前条第一項の規定により検査をし 八十五条 又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その 行政庁は、 期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずるこ 組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令 又

前条第一 項の規定により報告を徴し、

(行政庁の命令)

第八十五条 ずることができる。 に違反し、 十一条第二項若しくは前条の規定により検査をした場合にお て、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約 その組合に対し、 又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは 行政庁は、 期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命 前条の規定により報告を徴し、 又は第八

第九十一条 をせず、 条第一項若しくはこの法律第八十四条第一項の規定による報告 て準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十 条第二項若しくは第八十四条第 若しくは忌避した者は、 若しくは虚偽の報告をし、又は第十四条第四項におい 第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七 三十万円以下の罰金に処する 一項の規定による検査を拒み 第九十一条

2 (略

二項若しくは第八十四条の規定による検査を拒み、

くは忌避した者は、

三十万円以下の罰金に処する。

する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十一条第

条第一項若しくはこの法律第八十四条の規定による報告をせず

第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七

若しくは虚偽の報告をし、又は第十四条第四項において準用

第九十三条 十万円以下の過料に処する。 次の場合には、 組合の発起人、 役員又は清算人は

第九十三条

次の場合には、

組合の発起人、

役員又は清算人は、

略

十万円以下の過料に処する。

一 ~ 五

十二条第二項若しくは第四項

第三十五条第七項の規定、

第四十八条第五項若しくは第五

(これらの規定を第七十八条に

一 <u>~</u> 五.

十二条第二項若しくは第四項 第三十五条第七項の規定、 第四十八条第五項若しくは第 (これらの規定を第七十八条に

- 120 -

三条第一 を総会に提出しなかつたとき。 求に係る事項を総会の目的とせず 該当する者を監事に選任しなかつたとき。 くは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しく 規定に違反して、議事録を作成せず、議事録に記載し、若し ことを怠つたとき。 る調査を妨げたとき 又は第七十八条において準用する同法第三百八十 正当な理由がないのに議事録の閲覧若しくは謄写を拒んだと は虚偽の記載若しくは記録をし、 おいて準用する場合を含む。)の規定又は第六十四条の 三第五項において準用する同法第三百八十九条第五項の規定 第四十四条第六項の規定に違反したとき。 第三百八 第四十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十 第四十四条第五項の規定に違反して、 (略) 条第二項若しくは第三百八十四条の規定、 第五十条第 第四十六条の三第三項において準用する会社法第三百八 第五十条第一 (略) の規定又は第五十一条第六項の規定による開示をする の規定に違反して |項の規定による請求があ 十四条若しく 項 (第七十八条において準用する場合を含 (第七十 は 第四 理事会に報告せず 八条において準用する場合を含 百九十二条第 議事録を備え置かず、又は た場合におい 又はその請求に係る議案 同 項に規定する者に 第四十六条の 項の規定によ 又は虚偽の報 て、 条第 その請 兀 二項 八七 九 (新規) (新規) (新規 (新規 (新規) 正当な理由がないのに議事録の閲覧若しくは謄写を拒んだと は虚偽の記載若しくは記録をし、 くは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しく 規定に違反して、議事録を作成せず、 おいて準用する場合を含む。)の規定又は第六十四条の三の 第四十四 (略) 条第五項の規定に違反したとき。 議事録を備え置かず、又は 議事録に記載し、

若し

告をしたとき。

(削る)

十七~十九 (略)

二十 第六十七条の二の規定に違反したとき。

二十一・二十二 (略)

一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき二十三 第七十八条において準用する会社法第四百八十四条第

+る方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき 若しくは電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定め 若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにこれらの書類 き事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載 れらの書類若しくは電磁的記録に記載し、 若しくは剰余金処分案若しくは損失処理案を備え置かず、こ 準用する場合を含む。 合員名簿、 第五十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第五十三 一項若しくは第四項(これらの規定を第七十八条におい 事業報告書 の規定に違反して、 財産目録、 貸借対照表、 若しくは記録すべ 損益計算書 規約、 組

。 会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を拒んだとき百八十九条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに百八十九条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに会む。) の規定又は第五十六条において準用する場合を十一 第五十四条第二項 (第七十八条において準用する場合を

条第一項の規定による調査を妨げたとき。項の規定又は第七十八条において準用する同法第四百九十十二 第五十六条において準用する会社法第三百八十九条第

十三~十五 (略)

(新規)

十六・十七(略

(新規)

,	~ l	ام	┲	2	⊸ 1		→ 1	→ 1	
() 2 書 名 夕 (ブ) さきゃ 一 寛 エ : で 同 村) で ごろ	こよる燗査を坊げたときも、前頂と司羕とする。	の三第五項において準用する同法第三百八十九条第五項の規定	項において準用する同法第三百八十一条第三項又は第四十六条	会社法第九百七十六条に規定する者が、第四十六条の三第三	二十九 (略)	、又は虚偽の書類を提出したとき。	二十八 第八十二条第一項の規定に違反して、書類を提出せず	二十四~二十七 (略)	0
				(新規)	二十三 (略)	虚偽の書類を提出したとき。	二十二 第八十二条の規定に違反して、書類を提出せず、又は	十八~二十一(略)	

○協同組合による金融事業に関する法律	
(昭和二十四年法律第百八十三号)	
(附則第五十七条関係)	
(傍線部分は改正部分)	

協同組合連合会又はその子会社」とあるのは、「当該信用協協同組合連合会の子会社の範囲等) (略)	三 (格) 三 (格) 三 (格)	改正案
協当項の信6〜会に条信	三 (略) 三 (略) 三 (略) 三 (格)	現行

合連合会の子会社」とする。

(財務大臣への協 議

第六条の六 めに必要な措置に関し、 があると認めるときは、 処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれ 命令 中小企業等協同組合法第百六条第二項の規定による解散の 内閣総理大臣は、 財務大臣に協議しなければならない。 あらかじめ、 信用協同組合等に対し次に掲げる 信用秩序の維持を図るた

略

(財務大臣への通知

第六条の七 のとする。第七条の二第一項の規定による届出 処分をしたときは、 同様とする。 令・財務省令で定める場合のものに限る。) があつたときも、 内閣総理大臣は、 速やかに、その旨を財務大臣に通知するも 信用協同組合等に対し次に掲げる (同項の内閣府

(略)

命令 中小企業等協同組合法第百六条第二項の規定による解散の

四~六 略

同組合連合会又はその信託子会社等が合算して、 当該信用協同 同組合連合会又はその信託子会社等が合算して、

(財務大臣への協議

組合連合会の子会社」とする。

当該信用協同

第六条の六 めに必要な措置に関し、 があると認めるときは、 処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれ 命令 中小企業等協同組合法第百六条第四項の規定による解散 内閣総理大臣は、信用協同組合等に対し次に掲げる 財務大臣に協議しなければならない。 あらかじめ、 信用秩序の維持を図るた

二 三 略

第六条の七 令・財務省令で定める場合のものに限る。) があつたときも のとする。第七条の二第一項の規定による届出 処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するも (財務大臣への通知) 内閣総理大臣は、 信用協同組合等に対し次に掲げる (同項の内閣府

(略)

同様とする。

三 中小企業等協同組合法第百六条第四項の規定による解散 命令

四~六 略

○自動車損害賠償保障法
(昭和三十年法律第九十七号)
(附則第五十八条関係)

傍線部分は改正 部分

改 正 後

、責任保険及び責任共済の契約の締結義務

第 一十四条 略

2 がある場合を除き、 組合は、 次の各号に掲げる場合及び政令で定める正当な理由 責任共済の契約の締結を拒絶してはならな

略

て適用する同条第 て読み替えて準用する場合を含む。 中小企業等協同組合法第九条の二第九項において読み替え 一項ただし書 (同法第九条の九第五項にお の規定に違反するこ

ととなる場合

、消費生活協同組合等及び事業協同組合等の行う責任共済の事 業に係る共済事業規約の審査等

第 |十七条の二 (略)

2 協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁をいい、 行政庁をいい、 ととされた都道府県知事を含むものとする。)」とあるのは る事務を行うこととされた都道府県知事及び同条第四項の規定 「行政庁(中小企業等協同組合法第百十一条第一項に規定する 一項の規定により農林水産大臣の権限に属する事務を行うこ ついて準用する。この場合において、 前条の規定は、 同条第三項の規定により主務大臣の権限に属す 事業協同組合等が責任共済の事業を行う場合 同条中「行政庁(農業 同

(責任保険及び責任共済の契約の締結義務)

現

行

第二十四条

2 がある場合を除き、 組合は、 次の各号に掲げる場合及び政令で定める正当な理 責任共済の契約の締結を拒絶してはならな

由

<u>·</u> <u>−</u> (略)

反することとなる場合 九 条の九第四 中小企業等協同組合法第九条の二第三項ただし書 項において準用する場合を含む。 0) 対規定に (同法第

、消費生活協同組合等及び事業協同組合等の行う責任共済の 業に係る共済事業規約の審査等)

第二十七条の二 (略)

2 協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁をいい、 について準用する。この場合において、 る事務を行うこととされた都道府県知事及び同条第四項 行政庁をいい、 ととされた都道府県知事を含むものとする。)」とあるのは 十一項の規定により農林水産大臣の権限に属する事務を行うこ 「行政庁(中小企業等協同組合法第百十一条第一項に規定する 前条の規定は、 同条第三項の規定により主務大臣の権限に属す 事業協同組合等が責任共済の事業を行う場合 同条中「行政庁 同条第 $\widehat{\mathcal{O}}$)規定

るのは 業協同 程の認可」と、 責任共済の事業に により責任共済の事業についての共済規程の変更の承認」とあ 定める省令」と、 場合を含む。) 九条の六の二第一 含むものとする。 九条の九第五項において準用する場合を含む。 により主務大臣の .共済の事業についての共済規程の承認」とあるのは 組合等」と、 「中小企業等協同組合法第九条の六の二第四項 の規定により責任共済の事業についての共済規 項 農林水産省令」とあるのは ر ا کر 権 0 「農業協同組合法第十一条の七第三項の規定 7 限 (同法第九条の 同法第十一条の七第一項の規定により責 ての共済規程の変更の認可」と読み替え 0) 部を委任された地方支分部 「農業協同組合等」とあるのは 九第五項において準用する 「事業所管大臣が)の規定により 局 (同 「同法第 \mathcal{O} 法第 長 事

同意及び協議)

の同意を得るものとする。
うとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしよ済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約二十八条の二 第二十七条第一項に規定する行政庁は、責任共

一~三(略)

2

4

略

に関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらか規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るもの条第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済5 第二十七条の二第二項において読み替えて準用する第二十七

るのは 責任共済の事業につ により責任共済の事業についての共済規程の変更の承認. 定める省令」と、 程の認可」と、 場合を含む。) 九条の六の二第一項(同法第九条の九第四項において準用する 任共済の事業につい 業協同組合等」と、 含むものとする。 るものとする。 九条の九第四項において準用する場合を含む。 により主務大臣 「中小企業等協同組合法第九条の六の の規定により責任共済の事業についての共済規 . (7)) 」 と、 「農林水産省令」とあるのは 権 「農業協同組合法第十一条の 7 ての共済規程の承認」とあるのは 限 ての **の** 同 法第十一条の七第一項の規 部を委任され 共済規程の変更の認可」と読み替え 「農業協同組合等」とあるのは た地方支分部 「事業所管大臣 一第三項)の規定により 七第三 定により責 頭の 局 「同法第 同 ことあ \mathcal{O} 法第 規定 長を が

(同意及び協議)

の同意を得るものとする。

文は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしよ済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約第二十八条の二 第二十七条第一項に規定する行政庁は、責任共

一~三 (略)

2~4 (略)

に関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらか規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るもの条第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済5 第二十七条の二第二項において読み替えて準用する第二十七

。

じめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣の同意を得るものとする

(略)

規定による認可(同法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)の二、中小企業等協同組合法第九条の六の二第一項又は第四項

一項、第二項、第四項及び第五項の規定による処分三中小企業等協同組合法第百六条第一項又は第百六条の二第

6

(代理店契約)

を締結するものとする。と認められるものと責任保険又は責任共済に関する代理店契約者であつて、責任保険又は責任共済の事業の円滑な遂行上適当動車運送の振興を図ることを目的として組織する団体その他の三十条 保険会社、農業協同組合等又は事業協同組合等は、自

。じめ、国土交通大臣及び内閣総理大臣の同意を得るものとする

一 (略)

- コトミ等が引生さら可じては毎日である。 規定による認可 (同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。)の 一 中小企業等協同組合法第九条の六の二第一項又は第三項

ら第三項までの規定による処分 中小企業等協同組合法第百五条の五又は第百六条第一項

び内閣総理大臣に協議するものとする。
、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及条の九第四項において準用する場合を含む。)の省令を制定し程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに

(代理店契約)

する。と責任保険又は責任共済に関する代理店契約を締結するものとと責任保険又は責任共済の事業の円滑な遂行上適当と認められるもの保険又は責任共済の事業の円滑な遂行上適当と認められるもの図ることを目的として組織する団体その他の者であつて、責任第三十条 保険会社又は農業協同組合等は、自動車運送の振興を

(傍線部分は改正部分)

改正案	現
(株主総会等の決議の報告等)	(株主総会等の決議の報告等)
第六十六条 (略)	第六十六条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社	3 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社
等は、次に掲げる場合には、直ちに、内閣総理大臣(労働金庫	等は、次に掲げる場合には、直ちに、内閣総理大臣(労働金庫
又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大	又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大
臣)にその旨を報告し、あわせて、機構にその旨を通知しなけ	臣)にその旨を報告し、あわせて、機構にその旨を通知しなけ
ればならない。	ればならない。
一第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会	一 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会
社等が会社法第四百六十八条第二項若しくは第七百九十六条	社等が会社法第四百六十八条第二項若しくは第七百九十六条
第三項、信用金庫法第五十八条第二項ただし書若しくは第六	第三項、信用金庫法第五十八条第二項ただし書若しくは第六
十一条の三第三項ただし書、中小企業等協同組合法第五十七	十一条の三第三項ただし書、中小企業等協同組合法第五十七
条の三第二項後段若しくは第六十三条の五第三項ただし書、	条の三第二項ただし書若しくは第六十三条の五第三項ただし
労働金庫法第六十二条第二項ただし書若しくは第六十二条の	書、労働金庫法第六十二条第二項ただし書若しくは第六十二
六第三項ただし書又は金融機関の合併及び転換に関する法律	条の六第三項ただし書又は金融機関の合併及び転換に関する
第三十条第一項若しくは第四十二条第一項の規定により、株	法律第三十条第一項若しくは第四十二条第一項の規定により
主総会等(前項に規定する株主総会等をいう。次号において	、株主総会等(前項に規定する株主総会等をいう。次号にお
同じ。)の決議又は議決による承認を受けることなく事業の	いて同じ。)の決議又は議決による承認を受けることなく事
全部若しくは一部の譲受け、合併又は株式交換を行おうとし	業の全部若しくは一部の譲受け、合併又は株式交換を行おう
たものである場合において、当該銀行等又は銀行持株会社等	としたものである場合において、当該銀行等又は銀行持株会
が会社法第四百六十八条第三項若しくは第七百九十六条第四	社等が会社法第四百六十八条第三項若しくは第七百九十六条
項、信用金庫法第五十八条第四項若しくは第六十一条の三第	第四項、信用金庫法第五十八条第四項若しくは第六十一条の

場合に該当することとなつたとき。
は第六十二条の六第五項又は金融機関の合併及び転換に関すは第六十二条の六第五項又は金融機関の合併及び転換に関す第六十三条の五第四項、労働金庫法第六十二条第四項若しくは五項、中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項若しくは

4 二 (略)

2·3 (略) 第百五十一条 (略)

為について刑を科すべきときは、この限りでない。 する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行中小企業等協同組合法第百十五条第一項各号のいずれかに該当4 信用協同組合又は信用協同組合連合会の金融整理管財人は、

する場合に該当することとなつたとき。関する法律第三十条第二項若しくは第四十二条第二項に規定しくは第六十二条の六第五項又は金融機関の合併及び転換にくは第六十三条の五第四項、労働金庫法第六十二条第四項若三第五項、中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項若し

二 (略)

4

(略)

第百五十一条

略

中小企業等協同組合法第百十五条各号のいずれかに該当する場4 信用協同組合又は信用協同組合連合会の金融整理管財人は、2・3 (略)

いて刑を科すべきときは、この限りでない。合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為に

2~6 (略) 2 を除く。)	第九条の八第二項第十六号に掲げる事業に限る。)第九条の八第二項第十六号を清でする信用協同組合の業務又は同法第九条の九に規業等協同組合法第九条の八(第二項第十六号を除くを行うことができる。金融先物取引業者は、金融先物取引業のほか、次に限)	改正案
2~6 (略) を除く。)	業(同法第九条の八第二項第十六号に掲げる事業に限る。) に規定する信用協同組合の業務又は同法第九条の九に規 一〜五 (略) 一〜五 (略) 「根間の主義を行うことができる。 「本本の、 金融先物取引業者は、金融先物取引業のほか、次に第六十五条 金融先物取引業者は、金融先物取引業のほか、次に第二、企業の制限)	現行